

桃山学院大学  
2020 年度自己点検・評価報告書

2021 年 3 月

## 目 次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	3
(1) 現状説明.....	3
(2) 長所・特色.....	6
(3) 問題点.....	6
(4) 全体のまとめ.....	6
第2章 内部質保証.....	7
(1) 現状説明.....	7
(2) 長所・特色.....	12
(3) 問題点.....	12
(4) 全体のまとめ.....	13
第3章 教育研究組織.....	14
(1) 現状説明.....	14
(2) 長所・特色.....	18
(3) 問題点.....	18
(4) 全体のまとめ.....	18
第4章 教育課程・学習成果.....	19
(1) 現状説明.....	19
(2) 長所・特色.....	44
(3) 問題点.....	44
(4) 全体のまとめ.....	44
第5章 学生の受け入れ.....	45
(1) 現状説明.....	45
(2) 長所・特色.....	49
(3) 問題点.....	49
(4) 全体のまとめ.....	50
第6章 教員・教員組織.....	51
(1) 現状説明.....	51
(2) 長所・特色.....	60
(3) 問題点.....	60
(4) 全体のまとめ.....	60
第7章 学生支援.....	61
(1) 現状説明.....	61
(2) 長所・特色.....	74
(3) 問題点.....	74
(4) 全体のまとめ.....	74

第8章 教育研究等環境 .....	75
(1) 現状説明.....	75
(2) 長所・特色.....	83
(3) 問題点.....	83
(4) 全体のまとめ.....	84
第9章 社会連携・社会貢献.....	85
(1) 現状説明.....	85
(2) 長所・特色.....	88
(3) 問題点.....	88
(4) 全体のまとめ.....	89
第10章 大学運営・財務.....	90
第1節 大学運営.....	90
(1) 現状説明.....	90
(2) 長所・特色.....	98
(3) 問題点.....	99
(4) 全体のまとめ.....	99
第2節 財務.....	100
(1) 現状説明.....	100
(2) 長所・特色.....	102
(3) 問題点.....	102
(4) 全体のまとめ.....	103
終章.....	104

## 序章

2013年度に実施した自己点検・評価活動に基づき、2014年度に大学基準協会による第2期認証評価を受審し、2015年3月末に大学基準に適合しているとの評価結果を受領した。その際、努力課題として、「文学研究科、社会学研究科の学位授与方針における課程修了にあたって修得しておくべき学習成果の明示」「1年間に履修登録できる上限単位数の改善」「文学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率の改善」「編入学定員に対する編入学生数比率の改善」「研究倫理に関する規程の整備および研修会の開催」の5項目の指摘を受けた。これらについて全学自己点検・評価会議で「2017年度自己点検・基本計画書」を策定のうえ、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等と連携しながら改善に取り組んだ。その中で、2014年度受審に関するフォローアップを行い、「2013年度自己点検・評価報告書」に自ら掲げた「改善すべき事項」について、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における2016年度末までの点検・評価に係る進捗確認および検証を行った。

前述の5項目の努力課題は、2017年度末までに概ね改善が図られ、その結果を取りまとめた「改善報告書」を2018年7月末に大学基準協会に提出し、大学基準協会からの「改善報告書検討結果」において、引き続き検討を重ね、今後もより一層の改善に尽力し、不断の改善・改革に取り組むことを期待したいとして3項目の指摘（研究科における学位授与方針、研究科における在籍学生比率、1年間に履修登録できる単位数の上限）を受けたが、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できたため、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はないとされた。

前述の3項目の指摘に対しては、引き続き全学自己点検・評価室が中心となって改善に着手した。研究科における学位授与方針に課程を修了するにあたって修得しておくべき学習成果を明確に示しているとは言えないという指摘については、2019年度に学校教育法施行規則の一部改正により「三つの方針」の策定・公表の義務化および学位論文に係る評価の基準の義務化に伴い、本学の大学院の3つの方針を策定し、その後研究科の3つの方針の見直しと学位論文などの審査基準の作成・見直しに着手した。

編入学・転入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限は、2019年度に「各年次50単位および各学期32単位を超えて履修することはできない」から「各年次48単位および各学期32単位を超えて履修することはできない」に改訂した。

研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が低いことについては、2020年度から研究科ごとに作成する「年間活動計画書」の本年度の計画として「志願者増の取組」を掲げて取り組みを推進することになったが、大学院の質の維持の観点から、入試において一定の厳しい選抜を行う必要があり、改善には至っていない。

2019年1月には、学長室会議のもとに設置した教育力向上プロジェクトで「自己点検の制度化」と「教育の見える化」について検討を行い、全学自己点検・評価会議が主体となって2019年度から本学に適した内部質保証が有効に機能する体制の確立を目指すこととした。具体的には、全学自己点検・評価会議を内部質保証推進組織として位置づけ、桃山学院大学自己点検・評価規程の改訂および内部質保証に関する方針の改定を行った。また、

学部・研究科においては(1)3つの方針に基づく自己点検・評価と改善活動（「自己点検・評価シート」を使った自己点検活動）、(2)ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの見直し、(3)カリキュラムの自己点検、(4)作成した「年間活動計画」に基づく取り組みおよびその結果の取りまとめ、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等においては(1)自己点検・評価と改善活動（「自己点検・評価シート」を使った自己点検活動）、(2)作成した「年間活動計画」に基づく取り組みおよびその結果の取りまとめを実施した。

その他に、成績評価の客観性、厳格化を担保するために教務委員会と連携し、講義計画（シラバス）の入力内容の確認事項の追加と入稿マニュアルの見直しを実施した。また、単位の実質化を図るために共通教育機構と連携し、年次別の履修上限単位数の上限を超えて履修可能な資格課程（教育職員養成課程、司書教諭課程、司書課程、博物館学芸員課程、日本語教員養成課程）において、学生別の単位修得状況の確認による教育効果の検証や、ガイダンスにおける対象学生への適切な履修指導を実施した。専任教員の教育・研究業績の見直しや、学部長対象の学習成果の可視化に関する意見交換会を実施した（2019年7月10日実施）。

また、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等から提出された「自己点検・評価シート」を元にプレ大学評価として2019年度自己点検・評価報告書を作成し、大学基準協会に事前確認を依頼した。大学基準協会からの指摘は、点検・評価に基づく内部質保証推進組織による改善・向上に向けた関与のプロセスが示されていないというものであったため、2020年度以降、本学の内部質保証推進組織である全学自己点検・評価会議が積極的に改善・向上に向けた関与を図ることとした。

2020年度には、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等で作成した「自己点検・評価シート」を、全学的な観点から点検を行うために全学自己点検・評価室のもとに設置した各作業部会（教学作業部会、入試作業部会、学生支援作業部会、管理作業部会）で点検および改善に係る提言を行った。学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等はその提言を受けて改善策を講じ、実施報告を提出した。これらをもとに各作業部会で自己点検・評価報告書案を作成し、全学自己点検・評価室において精査および検討した後、全学自己点検・評価会議および大学評議会の議を経て完成させたものが本報告書である。

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、桃山学院大学学則第1条（資料1-1）において、「本大学は、キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し、豊かな教養を体得させ、深い専門学術を研究、教授することにより、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を養成し、国際社会、世界文化の発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

各学部の教育研究上の目的については、桃山学院大学学則第3条に明記している。各学部における教育研究上の目的は、大学の理念・目的に基づき、それぞれの学問分野による特色を活かして教育を行い、「国際社会に活躍し得る人材の育成につとめる」旨が明記されている。

大学院の理念・目的は、桃山学院大学大学院学則第1条（資料1-2）において、「本大学院は、キリスト教精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共生と平和のために邁進する自主独立の指導的世界市民を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。さらに、大学院に博士前期課程および博士後期課程を置き、博士前期課程では「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」こと、博士後期課程では「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことをそれぞれの目的としている。

各研究科において、教育研究上の目的を設定し、桃山学院大学大学院学則第3条の2に明記している。各研究科における教育研究上の目的は、大学院の理念・目的にある「高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、わが国および世界の文化の進展に寄与すること」を実現するために、それぞれの専門分野による特色を活かした研究を通じて、「研究者および高度専門職業人」を育成することを明記している。

このような理念・目的の設定は、本学の母体である学校法人桃山学院の基礎が、キリスト教布教のために来日した英国聖公会宣教協会（C.M.S.）のイギリス人宣教師ワレン師（Charles Frederick Warren）によって築かれたという歴史に由来している。桃山学院の歴史は、1884年に英国聖公会宣教協会（C.M.S.）が設立した男子校「Boys' School」に始まる。本学は、キリスト教新教の日本伝来100周年にあたる1959年に、学校法人桃山学院によって設置されたものである。

本学は、「キリスト教精神に基づく世界の市民の養成」を建学の精神とし、前述のとおり

「キリスト教精神に基づく人格の陶冶と世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材の養成」を教育理念として掲げている。ここにいう「キリスト教精神」とは、学校法人桃山学院の基本理念である「キリスト教精神」、すなわち「自由と愛の精神」を意味している。この建学の精神と教育理念は、つねに本学の教育の根幹をなすものと位置づけられ、大学の学部や大学院の研究科を増設する際にも、これを受け継いで発展させることが第一の目標とされ、現在に至っている（資料 1-3【ウェブ】）。

また、2011 年度に「桃山学院大学ミッションステートメント」が策定され、「自由と愛の精神に基づく学びの場として、ここに集うすべての人の多様な価値観を認め合いながら、向上心を絶やさず、みずから考え、積極的に行動する世界の市民を育むことを使命」として教育活動に取り組んでいる。

さらに、2016 年度には、大学中期計画（2017 年度から 2021 年度までの 5 年計画）を策定した。大学中期計画では、建学の精神にもとづき、関係性を軸とした新しい社会に向けて、本学の 10 年後の将来像を示す本学のビジョン「地域で、世界で、人を支える」を定めた。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえた学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的については、「桃山学院大学学則」「桃山学院大学大学院学則」に記載するとともに、本学ホームページに掲載することで、教職員、学生に周知し、社会に対しても広く公表している（資料 1-4【ウェブ】）。

各学部学科の教育研究上の目的、各研究科の教育研究上の目的についても、本学ホームページに掲載する等、教職員、学生に周知するとともに、社会に対しても広く公表している。また、新入生オリエンテーションや入学式後に実施する保護者・保証人懇談会、教育・就職懇談会などにおいて、学生および保護者・保証人に対する説明の機会を設けている（資料 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16【全ウェブ】）。

また、法学部法律学科では、独自に刊行している『はじめての法学ガイド』（資料 1-17）を使って法学部法律学科の学びの内容等を周知している。

2019 年度には、学部の共通教育科目のカリキュラムの見直しを行い、基礎教育科目の中に科目群「建学の精神」を新設した。この科目群で提供する科目を通じて、学生が桃山学院大学の歴史と建学の精神を理解し、キリスト教についての基礎的な知識を習得し、世界

の市民としての知識と思考力を養うことを目的とした教育を展開している。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

### 点検・評価項目③

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

#### 評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学を設置する学校法人桃山学院は、2005年度に2014年度までを見据えた「桃山学院第一期中長期ビジョン」（以下、「第一期ビジョン」という。）を策定し、5つの柱（地域貢献、国際交流、職業教育、外国語教育、健康・スポーツ教育）に基づく10年計画を策定した。その後、大学・高校・中学を取り巻く環境が目まぐるしく変化する環境に勘案し、第一期ビジョンを2年間前倒しし、2012年度末を以て終了させた。そのうえで、その成果と課題を踏まえて、2013年度から2022年度までの10年計画となる「桃山学院第二期中長期ビジョン」（以下、「第二期ビジョン」という。）を策定した（資料1-18【ウェブ】）。しかしながら、第二期ビジョンが始動した2013年以降も、大学をとりまく社会環境は急激に変化したこと、また、本学の課題も、3つの方針との紐づけの再検証等、抜本的な見直しが必要な状況となったことから、大学が主体となって自らの中期計画を策定することとなり、2016年度に第二期ビジョンに基づき、2017年度から2021年度までの5年計画となる大学中期計画（資料1-19, 1-20）を策定した。大学中期計画では8分野（教育、研究、社会連携、国際化、入試、キャリア・学生支援、施設・キャンパス、組織）に分けて対策を検討し、29のアクションプランにまとめた。各分野の目標は、他の分野と連動しながら達成することで実質的な効果が生まれるものであり、達成の度合いを検証するために、分野横断的な数値指標を設定した。具体的な行動計画は、29のアクションプランにおいて、「桃大の復権と飛躍」を図る観点から、学生と社会のニーズに応える教育のプラン実行を最優先事項とし、各年度の大学の事業計画に反映させて実現している。

具体的には、2017年度には地域連携に関わる窓口強化のために地域連携機構を設置した。2019年度には、デザイン思考・システム思考と立場に寄らないリーダーシップの修得を目指し、「チームで新たな価値を創造する」力を養成することを目的に、70を超える企業・団体と連携し、PBL（問題解決型学習）を主とする経営学部ビジネスデザイン学科を開設した（2020年度には、2021年度からの学部開設と収容定員増の認可を受けている。）。2020年度には、経営学部経営学科がコース再編のうえ4コース制を3つのスタディエリア制に変更するカリキュラム改訂を行い、2021年度からの収容定員増の認可を受けている。また、2017年度には長期派遣留学を希望する学生のための準備コースとして Super Global Program (SGP) を設置し特別授業や春期英語研修（フィリピン）などの英語力向上プログラムを展開している。これらの取り組みの広報効果と入試政策の強化により、2020年度には「第一次ビジョン」が終了した2012年度入試と比較して、志願者数が約3倍となった。さらに、2018年度には共通教育カリキュラム改革に向け、共通教育機構会議において、共

通教育科目の3区分から2区分への変更、原則2単位化、卒業必要単位数(共通教育科目)の引き下げを決定した。

さらに、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等では、毎年「年間活動計画書」を策定し、計画に基づく運営を行っている。翌年度の「年間活動計画書」策定の際には、大学中期計画と連動させて作成するように努め、目標数値を設定するとともに、前年度計画の点検・評価を反映するPDCAサイクルを取り入れている。

以上のことから、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

## (2) 長所・特色

本学は創立61年の歴史と伝統をもつ大学として、大学の理念・目的、それらと関連する形で、学部学科および研究科における理念・目的を適切に設定し、検討を重ねながらその目的を実現してきた。また、理念・目的だけではなく社会のニーズや変化を踏まえながら策定した大学中期計画に基づいて、新しい社会を築く人材の育成を実現できる体制の整備に努めている。大学中期計画の実現にあたっては、各年度の大学の事業計画に反映させる際に、最も効果的と思われる施策に注力することで、計画の柱を維持しつつ、社会のニーズや変化にも柔軟に対応できる体制を整え、事業を展開している。

## (3) 問題点

現在の第二期ビジョンは2022年度まで、大学中期計画は2021年度までであるため、2021年度において次期中・長期ビジョンの策定と連動して次期の大学中期計画の策定を行う。

次期の大学中期計画の策定にあたっては、COVID-19の影響により大学教育のあり方の見直しが求められている中で、本学の建学の精神に基づく、これからの時代にふさわしい大学教育について検討が課題である。

## (4) 全体のまとめ

本学は、「キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し、豊かな教養を体得させ、深い専門学術を研究、教授することにより、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を養成し、国際社会、世界文化の発展に寄与すること」を目的に掲げ、それを学則に記載するとともに、本学ホームページなどを通じて、教職員・学生に周知し、社会に公表している。学部学科、研究科においても、それぞれの教育研究上の目的を掲げ、それらを学則に記載するとともに、本学ホームページなどを通じて、教職員・学生に周知し、社会に対して公表している。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

#### 評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学は、「桃山学院大学学則」第1条の2および「桃山学院大学大学院学則」第1条の2において、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その結果を公表する。」と定めている（資料1-1, 1-2）。

また、内部質保証に関する方針を2013年度に策定し、2019年度に見直しを行った（資料2-1）。内部質保証に関する方針は、本学ホームページに公開している（資料2-2【ウェブ】）。

#### 内部質保証に関する方針

##### 1. 内部質保証に関する本学の基本的な考え方

桃山学院大学の教育研究水準の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する。本学を構成する各組織及び個人が、自らの活動に関して自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上を継続的に実施する。

##### 2. 組織と役割分担

(ア)全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、全学自己点検・評価会議を置く。全学自己点検・評価会議は、全学の自己点検・評価結果をもとに、改善が必要と思われる事項について、当該組織の長に対して改善実施を求める。さらに、当該組織の長から改善実施を求められた事項に関する改善結果の報告を受けて、改善状況の検証を行う。

(イ)全学的観点からの自己点検・評価を行うために、全学自己点検・評価会議の下に、事務局として学長指名による副学長を長とする全学自己点検・評価室を置く。全学自己点検・評価室は、各組織における自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、取りまとめたものを全学自己点検・評価会議に報告する。

(ウ)各学部・研究科の自己点検・評価委員会やその他の組織において、自己点検・評価を行い、自己点検・評価結果をもとに各組織（教授会、研究科委員会等）と連携・協力しながら、改善を図る。

##### 3. 内部質保証のための指針

建学の精神および全学、各学部・研究科における3つのポリシー、教育研究活動の方針を指針とする。

全学の自己点検・評価に関する事項は、「桃山学院大学自己点検・評価規程」（資料2-3）

に定めている。各学部・研究科における教育・研究活動および管理運営の改善・改革に資するための自己点検・評価に関する事項は、各学部および研究科の「自己点検・評価委員会規程」（資料 2-4）に定めており、組織単位で自己点検・評価活動を行っている。

2016 年度に、「第二期ビジョン」に基づき、2017 年度から 2021 年度までの 5 年計画となる大学中期計画（資料 1-19, 1-20）を策定した。大学中期計画では 8 分野（教育、研究、社会連携、国際化、入試、キャリア・学生支援、施設・キャンパス、組織）に分けて対策を検討し、29 のアクションプランにまとめられており、これらの内容を各年度の大学の事業計画に反映させて実現している。

具体的には、大学中期計画を反映させた大学の事業計画の策定、事業計画の進捗状況点検、事業報告書のとりまとめを行っている。これらの一連の流れは学長の権限と責任において、学部、研究科、その他の組織が相互に連携しながら取り組むことで、PDCA サイクルを回している。また、情報公開の観点、本学院および各学校の諸活動についてステークホルダーの理解を深めることを目的にして、事業報告書を公表冊子にまとめるとともに、本学ホームページに公開している（資料 2-5 【ウェブ】）

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

大学全体としての内部質保証の推進は、全学自己点検・評価会議（資料 2-3）が実施する。全学自己点検・評価会議は、大学全体の教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する。学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における自己点検・評価結果の検証を行い、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等に対して必要な改善の実施を求め、その結果の報告を求める。

また、学長・学部長会（資料 2-6）および学長・研究科長会（資料 2-7）において、恒常的に大学全体の教学改善を検討する。協議された事項は、各学部・研究科等において検討・推進される。さらに、各学部は、学部教授会、学部内各種委員会、各研究科は研究科委員会、研究科内各種委員会において、各学部・研究科における教育研究活動等の課題や改善点について協議し、改善に向けて取り組む。

大学全体としての内部質保証の推進組織である全学自己点検・評価会議は、学長、副学長、学部長および研究科長、事務部長（法人・大学）で構成される。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

### 点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点4：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点5：学校危機対策本部によるCOVID-19への対応

#### 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学の理念・目的は、桃山学院大学学則第1条および桃山学院大学大学院学則第1条において定めており、この理念・目的が学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の策定のための基本的な考え方である。この理念・目的に基づいて大学の3つの方針を策定し、さらに大学の3つの方針に基づいて各学部・研究科の3つの方針を策定している。

#### 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

全学自己点検・評価会議による学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとして、2018年度から年間活動報告書を見直し、年度はじめに計画を作成し、年度末に作成した計画に基づく点検を行う運用に変更をおこなった。さらに、2019年度から運用の対象組織を附属機関、各種委員会ならびに事務所管等の他に学部および研究科を追加したうえで、「年間活動計画書(報告書)」(資料2-8)によるPDCAサイクルを回す取り組みを実施している。前述の組織において、毎年「年間活動計画書」を作成し、作成した計画に基づく取り組みを行っている。翌年度に「年間活動計画書」を作成する際には、目標数値を設定するとともに、前年度に自ら計画の点検・評価を行うためにとりまとめる「年間活動報告書」に基づいて作成している。

その他に、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において、「自己点検・評価シート」(資料2-9)に基づく自己点検・評価を実施することでPDCAサイクルを回している。「自己点検・評価シート」による点検・評価結果を全学自己点検・評価会議が全学的な観点から点検し、その点検結果(問題点を含む)を学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

#### 点検・評価における客観性、妥当性の確保

学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等から提出された「自己点検・評価シート」に対して、全学自己点検・評価室のもとに設置された各作業部会(教学作業部会、入試作業部会、学生支援作業部会、管理作業部会)において、各組織の自己点検結果の確認を行っている。具体的には、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務

所管等の自己点検・評価結果（「自己点検・評価シート」）を全学的な観点から点検・評価を行い、総評としてまとめた点検結果を、全学自己点検・評価会議での確認を経て、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等に対して改善に係る提言として提示する。その際、点検・評価における客観性と妥当性を確保するために、各作業部会構成員が自身の所属する組織以外の点検を実施する。学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等は、改善に係る提言に基づき、対応状況および今後の改善予定（改善策）をまとめたものを、全学自己点検・評価会議に提出する。これらの点検結果については、全学自己点検・評価会議における最終確認を経て、大学評議会へ報告する。

#### 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

前回（2014年度）の大学評価の際に、大学基準協会から努力課題として5項目の指摘を受けた。その後、これらの指摘を改善するための取り組みを行い、その内容を取りまとめた「改善報告書」（資料2-10）を2018年7月に大学基準協会へ提出した。大学基準協会からの「改善報告書検討結果」において、引き続き検討を重ね、今後もより一層の改善に尽力し、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい旨の指摘（研究科における学位授与方針、研究科における在籍学生比率、1年間に履修登録できる単位数の上限）を受けたが、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できたため、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はないとされた。

また、2017年度には、大学評価の際に提出した「2013年度自己点検・評価報告書」の中で学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等が自ら掲げた「改善すべき事項」に関して、2016年度末時点の点検・評価および進捗状況の取りまとめを行った。

新学科の設置（2019年4月に経営学部ビジネスデザイン学科を設置）において、完成年度まで「設置に係る設置計画履行状況報告書」を適切に作成したうえで、文部科学省に提出している。また、その内容を本学ホームページに公開している（資料2-11【ウェブ】）。

#### 学校危機対策本部によるCOVID-19への対応

COVID-19への対応・対策については、当初海外での感染が広がりつつあったことから、主として留学での派遣学生対応を目的として、2020年2月8日付で「桃山学院大学海外における危機事象対策要綱」（資料2-12）に基づく「学校対策本部」を設置した。その後、国内への急速な感染拡大に伴い、学長の職務執行の範囲、大学評議会での学長一任等に基づき対応を行ってきたが、政府による緊急事態宣言が発令される見込みであることを受けて、その業務執行の範囲をより明確にするために、2020年4月6日付で「学校法人桃山学院危機管理規程」第8条（資料2-13）に基づく「学校危機対策本部」を設置した。

学校危機対策本部は、学校危機対策本部長である学長のもとに、学長が指名する副学長、大学統括部長、その他本部長が必要と認めた者で構成され、事務局は学長室が担う。原則として週1回開催の学校危機対策本部では、COVID-19における教育を中心とした適切な大学運営を図るために、授業方針や学生のキャンパス入構制限、行動基準の策定などについて、議題に応じて必要な構成員を加えながら審議した。学校危機対策本部における決定事

項は、学部長および研究科長にも確認・共有しながら、構成員に対して周知を行った。学生に対しては M-Port および本学ホームページ（資料 2-14【ウェブ】）、教職員に対してはメールで周知した。M-Port（エムポート）とは、本学のポータルシステムの名称である。学生・教員間、学生・職員間で連絡を行うツールであるとともに、授業資料の掲出や課題・テスト管理、出欠管理などの LMS（学習管理システム）機能も搭載されている。

前述の審議事項については、定期的に大学評議会においても報告を行っている。

また、COVID-19 が 2021 年度以降も大学運営に影響を受けることが予想されること、遠隔授業が一定数実施される可能性があること、および、今後社会で働くためにパソコンを使いこなす力が必要になることから、2021 年度入学者より BYOD（個人所有のノートパソコンの持参）を推奨することを学校危機対策本部において決定後、2021 年度入学者へ M-Port および新入生サイトで周知した。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

#### 点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、本学ホームページや「事業報告書」等にて、適切に公表している（資料 2-15, 2-16【全ウェブ】）。公表する情報は、「桃山学院情報公開規程」（資料 2-17）および「桃山学院情報公開規程施行細則」（資料 2-18）において、学校教育法施行規則を遵守する内容を適切に公表することを定めており、毎年更新を行っている。教職課程にかかる情報（資料 7-5【ウェブ】）や、各研究科の修士課程・博士課程における学位論文の評価基準（資料 4-30, 4-31, 4-32, 4-33【全ウェブ】）についても、毎年更新された情報を適切に公表している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

#### 点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性
評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

### 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、前年度に大学評議会において事業計画書を策定し、常務理事会および理事会で審議されている。具体的には、10月に大学評議会にて事業計画案を策定、11月から12月にその方向性を常務理事会および理事会で確認、2月に大学からの事業計画書提出を受けて、3月に常務理事会および理事会での審議を行っている。毎年度10月に事業計画の進捗状況点検を大学より大学評議会の審議を経て、学長より理事長に提出、12月に評議員会・理事会でその内容が報告されている。また、当該年度末に事業報告書を取りまとめたものを大学評議会にて審議のうえ学長より理事長に提出し、翌年度の5月に常務理事会、評議員会・理事会において審議されている。事業計画書および事業報告書の作成・取りまとめは、学長のガバナンスの下で実施するとともに、事業計画書の策定、進捗状況点検、事業報告書のとりまとめを行い、達成状況を把握することで課題を明確にし、それらを次年度の事業計画書の策定に反映することで、適切にPDCAサイクルを回している。なお、大学中期計画の取り組みの成果を検証するための測定可能な評価指標（KPI）を設定している。大学では、「志願者数の増加」「退学率の改善」「実就職率の向上」「学生満足度の向上」「著書・論文数」「科研申請率・科研採択率」「地域・国際活動プログラムへの参加割合」に関するKPIについて、毎年の到達目標および最終的な数値目標を設けることで、計画の進捗を管理している（資料2-19）。

その他に、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において、「自己点検・評価シート」に基づく自己点検・評価を実施することでPDCAサイクルをまわしている。さらに、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等の点検・評価結果を全学自己点検・評価会議で検証し、その結果（問題点を含む）を各組織に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

#### （2）長所・特色

本学は、学長の権限・責任の下で、大学評議会、学長・学部長会、学長・研究科長会が主体となり、年度ごとに事業計画の策定、進捗状況点検、事業報告書の作成、公開を実施しており、年間を通じた事業計画によるPDCAサイクルを確立している。

その他に、学部・研究科については、それぞれの自己点検委員会が主体となって作成する「自己点検・評価シート」による自己点検の実施、全学的観点から全学自己点検・評価室のもとに設置された各作業部会による点検・評価の実施を踏まえることにより、自己点検に関するPDCAサイクルを確立している。

#### （3）問題点

本学では、大学中期計画および事業計画の取り組みの成果を検証するための測定可能な

評価指標（KPI）を設定することで、取り組みの進捗を管理している。その他に、IRの取り組みとして、「入学者数（入学定員充足率）」「在籍者数（収容定員充足率）」「退学率」等の基本的な数値を資料集に取りまとめているが、特に KPI にも含まれる退学率(除籍率含む)の要因と成績や出席状況との相関に関する分析等を行い、退学防止策に繋がる取り組みをさらに推進することが、今後の課題である。

#### （４）全体のまとめ

本学の内部質保証は、建学の精神および全学、各学部・研究科における 3 つの方針を含む、教育研究活動の方針を指針として、PDCA サイクルを回している。

大学全体としては、大学評議会、学長・学部長会、学長・研究科長会が主体となり、年度ごとに事業計画の策定、進捗状況点検、事業報告書の作成、公開を実施しており、年間を通じた事業計画による PDCA サイクルを確立している。

その他に、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において作成する「自己点検・評価シート」による自己点検の実施、全学的観点から全学自己点検・評価室のもとに設置された各作業部会による点検・評価の実施を踏まえることにより、自己点検に関する PDCA サイクルを確立している。なお、学部・研究科においては、それぞれの自己点検委員会が主体となって自己点検・評価活動を行っている。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

##### 点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、キリスト教新教日本伝来100周年にあたる1959年に、学校法人桃山学院によって設置された（大阪市昭和町）。1958年9月30日に文部省（当時）に提出された大学設置許可申請書の大学設置要項には、「本大学は基督教精神を中心として人格を陶冶し」、「世界の市民として広く国際的に活躍しうる人材を養成し、国民社会、世界文化の発展に寄与することを目的」とすることを記載している。1959年4月の開学当初は経済学部（経済学科）のみの単科大学として発足したが、その後、1966年に社会学部（社会学科）設置、1973年に経営学部（経営学科）設置、そして1989年に文学部（英語英米文学科・国際文化学科）設置を経て、社会科学系から人文・社会科学系の大学へと拡大した。1995年、当時の登美丘キャンパス（堺市西野区）の狭隘化に伴い、現在の大阪府和泉市まなび野に全面移転した後、1998年に、社会学科内にあった社会福祉コースを発展的に改組して社会学部に社会福祉学科を設置（2016年度に社会学部社会福祉学科に介護福祉コースを新設）、2002年には法学部（法律学科）設置、2008年には文学部（英語英米文学科・国際文化学科）を改組する形で国際教養学部（国際教養学科）を設置し（2015年度から「英語・国際文化学科」へ名称変更）、2019年には経営学部ビジネスデザイン学科を設置し、現在の5学部7学科を擁する文科系総合大学に至っている。なお、2021年度から経営学部ビジネスデザイン学科をビジネスデザイン学部ビジネスデザイン学科として改組すること、既設の経営学部経営学科の教育内容の一新および学部収容定員を増やすことで（資料2-11【ウェブ】）、社会の要請に対応する体制を整えている。大学院は、1993年以降順次設置（文学研究科は設置後2度改組）し、文学研究科（比較文化学専攻）、社会学研究科（応用社会学専攻）、経済学研究科（応用経済学専攻）および経営学研究科（経営学専攻）の4研究科で構成されている（後に、文学研究科博士前期課程「言語・文化専攻」へ名称変更）（資料3-1, 3-2【全ウェブ】）。

このような学部（学科）、研究科（専攻）の設置および改組は、それぞれの時代と社会の要請に応えるものであり、先述した大学設置の趣旨を受け継ぎ発展させることを目的として実施され、「桃山学院大学学則」（資料1-1）および「桃山学院大学大学院学則」（資料1-2）の第1条に明記された本学の理念と目的に適うものである。

この他、本学は大学の理念・目的に基づき附置機関として総合研究所を設置し、附属機関として附属図書館、キリスト教センター、国際センター、外国語教育センター、キャリアセンター、情報センター、エクステンション・センター、学習支援センター、教職センターおよびスポーツ教育センターを設置している。

総合研究所は、設立目的である「人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献すること」（資料 3-3）に基づき、学際的共同研究と国際交流と地域交流を主要な事業に据えて活動している。本研究所は学部別および専門と一般教育という枠を越え、専任教員全員参加による総合研究所として、学内研究活動の拠点となっている。本学の研究所の活動は、1959 年の開学とともに開設された産業貿易研究所で、地域経済、産業構造、景気変動等について、理論的、実証的研究が開始されたことに始まる。1961 年には国際関係研究室が設けられ、各国の政治・経済・社会・文化事情および国際関係の研究が始められた。同室は、1963 年にキリスト教研究室、語学文学研究室を加え、人文科学研究所へと発展した。さらに、同研究所は 1969 年に、思想史・科学史研究室、体育文化研究室を包摂し、5 部門をもつようになった。これらは、大阪市内の昭和町キャンパスに設置されていたが、1971 年のキャンパス統合にともない、登美丘キャンパス（堺市西野）へ移転し、1975 年に共同研究体制に関する全学討議の結果、上記の両研究所を統合するかたちで「総合研究所」として新発足した。1995 年には和泉キャンパス（和泉市まなび野）へと再移転し現在に至っている。これまでの研究成果については、大学ホームページに掲載し広く社会に公開している（資料 3-4【ウェブ】）。

附属図書館は、「資料を収集管理し、本学教職員、大学院生、学生の利用に供するとともに、あわせて広く地域文化の向上に寄与すること」（資料 3-5）を目的として、科目等履修生、教職員、卒業生、市民等に対して広く開放している（資料 3-6【ウェブ】）。

キリスト教センターは、「建学の精神に基づき、大学におけるキリスト教活動全般を推進し、大学の発展のために努力すること」（資料 3-7）を目的とし、「キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し、世界市民として広く国際的に活躍しうる人材を養成」するための学内諸活動の一翼を担っている。具体的な活動として、チャペルコンサートの開催、キリスト教講演会の実施、パイプオルガンの講習、その他、各学期中の礼拝、式典、行事等を実施している。学長が大学評議会の議を経て任命するキリスト教センター長の他に、チャプレン、各学部担当教員および担当事務職員で構成されるキリスト教センター運営委員会において、目的を達成するための施策を検討および実施する。

国際センターは、本学の国際交流活動全体を取りまとめ、「広い国際的視野と高度の語学力を備えた人材の育成」のための、実践的プログラムを推進する目的で設置された機関である。国際交流を促進し、建学の精神に掲げる「キリスト教精神に基づいて国際社会で活躍する市民の養成」（資料 3-8）のため、本学学生の海外留学・研修への送り出しと、海外からの留学生・研修生の受け入れに関する多くのプログラムを実施している。学長が指名する国際センター長の他、各学部担当教員および担当事務職員で構成される国際センター運営会議において、目的を達成するための施策を検討および実施する。大学全体の国際交流の方針等を検討・策定する組織の必要性が高まったことに伴い、2019 年度に学長が指名する副学長を長として、共通教育機構長、学部長、国際センター長、大学統括部長、学長室課長、国際センター事務課長で構成される国際化推進会議（資料 3-9）が設置され、同会議で策定された方針に基づいて国際センター運営会議が具体的な施策を担っている。

外国語教育センターは、「正課の外国語教育を適切かつ円滑に実施すること」（資料 3-10）を目的として設置された。学長が指名する外国語教育センター長の他、各学部担当教員、

センター長の推薦に基づき学長が任命する外国語担当者若干名、専任事務職員若干名で構成される外国語教育センター運営委員会において、教務委員会および共通教育機構と連携しながら目的を達成するための施策を検討および実施する。英語科目および日本語科目担当の外国語教育センター教員が常駐し英語や外国語としての日本語学習、関連する資格取得についての相談に対応するなど、英語や外国語を学ぶ学生をサポートしている。外国語教育センター内には、「Language Commons」があり、外国語学習を支援するスペースとして学生に開放されている。英語と日本語の課外プログラムや教員が質問や相談を受け付けるオフィスアワーを実施している。外国語教育センターは、学生の目的や利便性を考慮し、国際センターと同じ聖ヨハネ館のメインフロアに位置しており、国際センターとも連携しやすい体制としている。

今後は、外国語教育（共通教育）をより良いものにするを目的に、外国語教育センターが実施する外国語教育および国際センターが実施する国際交流活動の整合性等を検証する予定である。

キャリアセンターは、「本学学生のキャリア形成支援ならびに就職支援を行うこと」（資料 3-11）を目的として設置されている。学長が指名するキャリアセンター長の他、各学部担当教員およびセンター事務課長、センター事務課課員で構成されるキャリアセンター委員会で策定された方針に基づき、キャリア形成支援および就職活動支援を行い、その活動や検討事項等は教授会を通して全学に共有される。本学では 4 年間のキャリア形成を、1 年次＝働くことを知る、2 年次＝自分を高める、3 年次＝職業について理解し、選択する、4 年次＝進路決定に向けて取り組む期間と位置づけ、時期に応じて適切なプログラムや資格講座を提供している。本学の就職支援の特徴の一つに「就活担任制」が挙げられる。これはキャリアセンターの職員が、学生一人ひとりを担当し 1 対 1 のきめ細かいサポートを行うものである。学生の希望や適性を把握し活動や面接のアドバイスに加え、人としての気遣いや絆を重視した対話重視のサポートを行っている。このような関係づくりが出来ていることから、全卒業生の進路把握率は高い実績を維持している。

情報センターは、「本学の教育・研究および事務処理のため、情報ネットワークシステムを共同利用に供すること」（資料 3-12）を目的として設置されている。コンピュータやネットワークシステムの運用管理と、授業や研究・自習などでシステムを利用する学生等のサポートを行う。連合教授会で選出し学長が任命する情報センター長の他に、センター次長、専任職員で構成される情報センター運営委員会において、目的を達成するための施策を検討および実施する。また、本学の教育・研究用ネットワークシステム「SAINT (St. Andrew's university Intelligent campus Network system)」について、1995 年に初期システムを構築して以来、3～5 年ごとに更新を担当している。

エクステンション・センターは、「社会人の多様なニーズに応え、豊かな教養を培う種々の機会を提供し、広く社会に貢献すること」（資料 3-13）を目的として設置されている。具体的には、司書・司書補講習、生涯学習の一環として一般講義（正課科目）を開放する社会人聴講制度、社会人のみを対象とした MOMOYAMA エクステンション・カレッジ等の事業を行っている。大学評議会の議を経て学長が任命するエクステンション・センター長の他に、学部担当教員、専任職員で構成されるエクステンション・センター運営会議において、目的を達成するための施策を検討および実施する。

学習支援センターは、「本学学生に対する学習支援・相談等の業務を推進し、本学の教育活動の充実に資すること」（資料 3-14）を目的として 2013 年に設置された。副学長の中から学長が選任する学習支援センター長の他に、教務委員長、大学統括部長、教務課長、その他センター長が必要と認めたもの、センター事務室職員で構成される学習支援センター運営委員会において、目的を達成するための施策を検討および実施する。レポートの書き方、ノートの取り方が分からない、勉強が難しい、楽しくない、プレゼンテーション資料の作成方法が分からない、履修の組み方がわからないなどの学生の悩みやチャレンジに対して、学習アドバイザーと学生スタッフ「MAPS（桃山アカデミックピアサポーター）」が対応している。相談以外にも、さまざまなワークショップ（講座）を企画して、学生の学びのサポートと意欲のある学生のやる気を伸ばす機能を担っている。

教職センターは、「教職課程履修生に年次・段階的なカリキュラムに基づく行事（ガイダンス等）と学習の機会を提供し、教員としての資質・能力を養成するとともに、教員採用実績の向上を目指す」（資料 3-15）等、総合的に学生の支援を行うことを目的として 2017 年度に設置された。委員の互選により選出し学長が委嘱する教職課程委員長の他に、各学部担当教員、担当事務職員で構成される教職課程委員会において、目的を達成するための施策を検討および実施する（資料 3-16）。

スポーツ教育センターは、「正課の健康・スポーツ教育支援および課外のスポーツ活動に関する業務を推進し、本学の教育活動の充実に資すること」を目的として 2020 年度に設置された（資料 3-17, 3-18）。スポーツ推薦入学者をはじめとしたアスリート学生が学業とスポーツを両立しキャリアを形成するために必要な学修支援を行うこと、スポーツを通じた地域連携・地域貢献を仲介するとともに、大学スポーツ協会 UNIVAS に関する業務を担う。健康・スポーツに関する科目を担当する専任教員もしくは副学長から学長が選出するセンター長の他に、健康・スポーツ科学に関する科目担当専任教員、学長室学部事務担当課長、教務課長、大学庶務課庶務担当課長、センター事務室担当職員で構成されるスポーツ教育センター運営委員会で、センターの業務を行っている。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部、研究科、附置研究所、附属機関、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

#### 点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学を設置する学校法人桃山学院の経営企画課の事務分掌（資料 3-19）には、「学院が設置する各学校の改組転換に関連する企画、調査等に関すること」と明記されており、新たな学部・学科、研究科等の教育組織の設置、改組転換は、学校法人が中心となって点検機能を担うこととしている。実際の申請業務は、本学の学長室に「設置申請等の事務に関する事項」と分掌が定められており、点検機能と実施機能の役割分担ができています。

他方で、教育現場からの提案で組織が設置されることもあり、教育研究組織を含む大学の重要事項は、学長を中心として検討されている。学長を補佐する学長室会議(資料 3-20)は、大学全般にわたる課題を検討するプロジェクト・チームを編成することが可能で、今年度設置されたスポーツ教育センターも、プロジェクト・チームによる検討・検証の結果、設置された組織である。

また、本学は、地域社会との連携を重視し、大学が所在する南大阪エリアの地元自治体(和泉市、泉大津市、岸和田市)と包括連携協定を締結している(資料 3-21【ウェブ】)。このうち、本学の地域連携機構と和泉市の担当部局とは定期的に意見交換や協議を行い、その場で本学に対する要望等について意見を聴取している。

このように、本学では、本学の理念・目的を実現するために、社会の要請および必要な学びの環境の見直しを行うことで、適切に教育研究組織を設置している。また、学部・研究科の改組にあたっては、当該学部・研究科の執行部および担当教員から構成される各学部の将来構想検討委員会等において検討する過程で、組織の適切性も検証されることとなる。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

## (2) 長所・特色

社会的要請や学生のニーズに対応すべく、柔軟に教育研究組織を編成しており、大学の理念・目的を実現するために相応しいものといえる。2019年度には経営学部ビジネスデザイン学科を新設、2021年度には同学科をビジネスデザイン学部として改組するほか、既設の経営学部経営学科も教育内容を一新するなど、急激に変化する社会の要請に対応する体制を整えている。附属機関についても、大学同様に理念・目的の実現に必要な組織を構成し、学部・研究科と教育の連携を行い、理念・目的に適った人材を養成するための機関としての役割を適切に果たしている。

## (3) 問題点

今後は、さらに共通教育を改革する観点から、外国語教育センターが実施する外国語教育および国際センターが実施する国際交流活動の見直しを検討する。

## (4) 全体のまとめ

現状説明で記述したように、全体として大学の理念・目的を実現するためにふさわしい適切な教育研究組織が編成されており、急激に変化する時代の中であって、大学を取り巻く環境に適切に対応できている。今後は、変化に応じて整備した教育研究組織の適切性について、検証・点検を行う予定である。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

建学の精神に基づく本学の教育目標は、「桃山学院大学学則」(資料 1-1) 第1条に「本大学は、キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し、豊かな教養を体得させ、深い専門学術を研究、教授することにより、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を養成し、国際社会、世界文化の発展に寄与することを目的とする。」、「桃山学院大学大学院学則」(資料 1-2) 第1条に「本大学院は、キリスト教精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共生と平和のために邁進する自主独立の指導的世界市民を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することを目的とする。」と明示している。

本学は、建学の精神と教育目標に基づいて3つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)を設定し、学則に定める卒業要件を満たす学生に対して学位を授与している。

大学の卒業認定・学位授与の方針は、以下のとおり学力、創造力、共感力、実践力の4つの柱から構成されている(資料 1-4【ウェブ】)。

#### 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

以下に挙げる能力を身につけていることを重視し、各学部が定める卒業認定・学位授与方針に則り、所定の単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

##### <学力>

- ・社会で活躍するための基礎学力
- ・知識だけでなく知識を活用するための論理的な思考力・判断力・表現力

##### <創造力>

- ・新しい知識・考え方や価値を自らつくり出す力

##### <共感力>

- ・多様な人々とコミュニケーションし共感をつくり出す力

##### <実践力>

- ・責任を持って踏み出し実現する力

大学院の卒業認定・学位授与の方針は、以下のとおり定められている(資料 1-4【ウェブ】)。

#### ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

##### [博士前期課程(修士課程)]

各研究科・専攻に定める所定の年数以上を在学し、以下の能力を身につけ、各研究科・

専攻が定める所定の単位を修得するとともに、学位申請論文または課題報告を提出し、論文審査および最終試験に合格した者に対して修士の学位を授与します。

1. 広い視野に立ち、高度の専門性を要する職業人または高度で知的な素養のある人材として活動するために必要とされる高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、社会に貢献するためにそれらを活用することができる。
2. 多様な場面で円滑なコミュニケーションをとりながら、自分の考えを的確に表現し、意見を交わすことができる。
3. 修得した専門知識および研究能力を基に、自ら課題を発見し解決に取り組むことができる。

#### [博士後期課程]

各研究科・専攻が定める所定の年数以上を在学し、以下の能力を身につけ、各研究科・専攻が定める所定の単位を修得するとともに、学位申請論文を提出し、論文審査および最終試験に合格した者に対して博士の学位を授与します。

1. 専攻分野について自立して研究活動を行う研究者または高度の専門性を要する職業人として活動するために必要とされる高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、国内外の発展に寄与するためにそれらを活用することができる。
2. 多様な場面で円滑なコミュニケーションをとりながら、自分の考えを的確に表現し、意見を交わすことができる。
3. 修得した高度な専門知識および研究能力とその基礎となる豊かな学識を基に、自ら課題を発見し解決に取り組むことができる。

学部学科、研究科の卒業認定・学位授与の方針は、大学および大学院の方針を踏まえて、学部教授会および研究科委員会で策定され、それぞれの専門分野に応じた学習内容を具体的に記述し、卒業時に身につけているべき力や知識を要件として記載している。

2019年度に、大学および大学院の方針との適切な連関性について、学部学科、研究科において見直しを行った（資料4-1）。

経済学部経済学科の卒業認定・学位授与方針は次のとおりである。

経済学部では、学士課程教育を通じて、学生のみなさんが経済学の深い専門知識とともに、生活や地域、グローバル社会や高度情報化社会といった私達が生きている社会基盤の関連分野について幅広い知識を主体的に身につけることを目標としています。同時に、そうした知識をベースにして経済社会の様々な問題に対する自分なりのしっかりと見識を持ち、実社会の中における各々の局面で問題解決のために指導的役割を果たせる人材を、社会に送り出すことを目指しています。

この目標に沿って、学士（経済学）の学位授与にあたっては、課程の教育によって以下のような知識や能力を身につけていることを重視します。

1. 理解力：複雑に絡みあった経済・社会事象の仕組みを理解し、問題点を発見できる能力。

2. 分析力：目的に即したデータや情報を収集し、これらを正確に分析できる知識と能力。
3. 展開力：客観的な分析を基礎にして経済・社会事象を論理的に考察できる能力。
4. 発信力：自らが体得した知見を自分の言葉で外部に対して発信できる能力。

経済学研究科の学位授与の方針は次のとおりである。

[博士前期課程（修士課程）]

博士前期課程に所定の年数以上在学し、次の能力を身につけ、研究科が定める履修方法に基づいて課程修了に必要な単位を修得するとともに、演習指導教員による研究指導を得て、学位申請論文または課題報告を提出し、論文審査および最終試験に合格した者に対して修了を認定し、修士の学位を授与します。

1. 広い視野に立ちつつ、高度化、複雑化する経済の諸問題に対応しうる専門知識と実践知および社会に貢献する研究能力をもつ。
2. 多様な場面で円滑なコミュニケーションをとりながら、自分の考えを的確に表現し、意見を交わすことができる。
3. 修得した専門知識および研究能力を基に、自ら課題を発見し解決に取り組むことができる。

[博士後期課程]

博士後期課程に所定の年数以上在学し、次の能力を身につけ、研究科が定める履修方法に基づいて課程修了に必要な単位を修得するとともに、演習指導教員による研究指導を得て、学位申請論文を提出し、論文審査および最終試験に合格した者に対して修了を認定し、博士の学位を授与します。

1. 経済学分野について自立して研究活動を行う研究者または高度の専門性を要する職業人として活動するために必要とされる高度にして専門的な学術の理論および応用を研究し、その深奥を極めて、国内外の発展に寄与するためにそれらを活用することができる。
2. 多様な場面で円滑なコミュニケーションをとりながら、自分の考えを的確に表現し、意見を交わすことができる。
3. 修得した高度な専門知識および研究能力とその基礎となる豊かな学識を基に、自ら課題を発見し解決に取り組むことができる。

大学全体および学部学科、研究科の卒業認定・学位授与の方針については大学ホームページに掲載する等、教職員、学生に周知するとともに、社会に対しても広く公表している（資料 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15 【全ウェブ】）。

以上のことから、学生が修得することが求められる学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針を設定し、公表していると判断できる。

## 点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2： 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、大学の教育目標と3つの方針および学部学科、研究科の教育目標と卒業認定・学位授与の方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページに掲載している。大学全体の教育課程の編成・実施方針は、『履修要項』（資料4-2）に教育内容や教育方法等の詳細を記載することで学生に明示している。『大学院履修要綱』（資料4-2）には、修了要件、履修方法、学位申請論文の合格基準等の詳細を記載している。

大学の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針で定めた能力を身に付けるために編成されるカリキュラムの基本的な考え方を記載し、以下のとおり共通教育科目と学科教育科目の2つの科目群から構成されている（資料1-4【ウェブ】）。

### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

以下の科目群から構成されるカリキュラムを編成することを基本とし、学びの過程と学びの成果が学生本人のみならず社会からも見えるようにします。

#### <共通教育科目>

- ・キリスト教精神に基づく世界の市民の理念を理解する。
- ・世界の市民としての基礎能力を修得する。
- ・幅広い教養を培い、豊かな知性を養う。

#### <学科教育科目>

- ・それぞれの学部・学科の主軸となる個別科目の基礎・基本を確実に学び取る。
- ・その知的深みを究める。
- ・学際的かつ全方向的視野を持って他の学問分野の成果にも関連づけて学修する。

大学院の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針で定めた能力を身に付けるために編成されるカリキュラムの基本的な考え方として「教育内容・方法」「学習成果の評価」の構成により、以下のとおり定められている（資料1-4【ウェブ】）。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### [博士前期課程（修士課程）]

学位授与の方針に掲げる能力を身につけることを目的として、各研究科・専攻が定める人材育成に関する目的を実現するために、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

#### 1. 教育内容・方法

- (1) 講義、演習等を体系的に組み合わせて、高度な知識・技能を効率的に修得させることを目指す。
- (2) 演習において、研究指導計画に基づき指導教員から入念な指導を受け、高度にして

専門的な学術の理論および応用を獲得できる体制を整える。

(3) 研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する。

## 2. 学習成果の評価

(1) 研究指導計画に基づく研究指導および学位論文作成指導によって把握する。

(2) 学位論文または課題報告の審査および最終試験によって把握する。

### [博士後期課程]

学位授与の方針に掲げる能力を身につけることを目的として、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

## 1. 教育内容・方法

(1) 講義、演習等を体系的に組み合わせて、高度にして専門的な学術の理論および応用を効率的に修得させることを目指す。

(2) 演習において、研究指導計画に基づき指導教員から入念な指導を受け、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、自立した研究活動ができる力を獲得できる体制を整える。

(3) 研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する。

## 2. 学習成果の評価

(1) 研究指導計画に基づく研究指導および学位論文作成指導によって把握する。

(2) 学位論文の審査および最終試験によって把握する。

大学および大学院の方針を踏まえ、学部学科、研究科および共通教育を所管する共通教育機構において教育課程の編成・実施方針を策定している。学部学科においては、体系的な学びを促進するための履修モデルあるいはスタディエリアを明示している。2019年度に、教育課程の編成・実施方針と卒業認定・学位授与の方針との適切な関連性について、学部学科、研究科において見直しを行った（資料4-1）。

社会学部社会学科の教育課程編成・実施の方針は次のとおりである。

### [教育の基本方針]

社会学科では〈あなたがデザインする未来、社会学でデザインする未来〉をキャッチフレーズに、次の4つの履修モデルでカリキュラムを構成しています。

#### 生活デザインモデル

家族社会学や産業社会学など、人生（ライフ・コース）で経験する多様な生活の場に焦点を合わせ、それらを分析するための社会学的知識や方法を幅広く体系的に習得し、問題解決能力を高めることを目指す。

#### 文化デザインモデル

文化社会学やスポーツ社会学など、多様に表現されている現代の文化現象が持つ意味を解説し、その基盤となっている現実社会の仕組みの解明を目指す。

#### 社会デザインモデル

社会運動論や都市社会学など、地域コミュニティを中心として、環境問題や国際社会

の問題にまで視野を広げ、よりよい社会を構想・設計していくことを目指す。

#### メディアデザインモデル

マス・コミュニケーション論やデジタル・メディア論など、メディアを介した人間どうしの営みを深く理解し、それと同時に、発信と受信の両面から、メディアを活用する力の向上を目指す。

#### [カリキュラムの柱]

世界市民、キリスト教学など本学の建学の精神を実現する共通科目を基礎にして、社会科学ではゼミや社会調査、社会福祉学科ではゼミやソーシャルワーク演習、実習など少人数での教育を大切に、幅広く専門の理論を学ぶことを目指します。

研究科においては、専攻分野に応じて、それぞれの教育目標を達成するために必要な授業科目を開設し、研究科における課程修了に必要な要件を定め、単位数、授業形態の区分等は、『大学院履修要綱』およびシラバスに明示している。

社会学研究科の教育課程編成・実施の方針は次のとおりである。

学位授与の方針に掲げる能力を身につけることを目的として、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

#### [博士前期課程（修士課程）]

##### 1. 教育内容・方法

- (1) 3 研究分野（「現代社会」「現代文化」「社会福祉」）を設け、講義、演習等を体系的に組み合わせて、専門的な学術の理論および応用を効率的に修得させることを目指す。
- (2) 演習において、研究指導計画に基づき指導教員から入念な指導を受け、急速に変貌し複雑化する現代社会、多様な文化現象、重要性を増す社会福祉などの諸問題に対応しうる専門的な学術の理論および応用を教授研究し、自立した研究活動ができる力を獲得できる体制を整える。
- (3) 研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する。

##### 2. 学習成果の評価

- (1) 研究指導計画に基づく研究指導および学位論文作成指導によって把握する。
- (2) 学位論文の審査および最終試験によって把握する。

#### [博士後期課程]

##### 1. 教育内容・方法

- (1) 3 研究分野（「現代社会」「現代文化」「社会福祉」）を設け、講義、演習等を体系的に組み合わせて、高度にして専門的な学術の理論および応用を効率的に修得させることを目指す。
- (2) 演習において、研究指導計画に基づき指導教員から入念な指導を受け、急速に変貌し複雑化する現代社会、多様な文化現象、重要性を増す社会福祉などの諸問題に対

応しうる高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、自立した研究活動ができる力を獲得できる体制を整える。

(3) 研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する。

## 2. 学習成果の評価

(1) 研究指導計画に基づく研究指導および学位論文作成指導によって把握する。

(2) 学位論文の審査および最終試験によって把握する。

学部学科、研究科の卒業認定・教育課程の編成・実施方針も大学ホームページに掲載する等、教職員、学生、社会に対しても広く公表している(資料 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15【全ウェブ】) 他、学部によっては新入生対象の冊子やリーフレットに記載し、学生や保護者・保証人等との面談の際に説明している。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

### 点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置付け（必修、選択等）

評価の視点 2：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

〈学士課程〉

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

〈修士課程、博士課程〉

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点 3：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

本学では、学部学科の卒業認定・学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、「共通教育科目」と「学科教育科目」を開設している。

本学の共通教育科目は、学部学科による専門教育の前提となる教養教育として位置づけられ、3つの課題（「1. キリスト教精神に基づく世界の市民の理念を理解する」「2. 世界の市民としての基礎能力を修得する」「3. 幅広く深い教養を培い、豊かな知性を養う」）に応えるために設置されている。共通教育科目は「基礎教育科目」「教養教育科目」から構成さ

れている。

また、2015年に設置した共通教育機構が中心となり、2002年以降大幅な改定が行われていなかった共通教育科目のカリキュラムを2020年度より改定した(資料4-3)。共通教育科目に関する3つの問題(①共通基礎科目の「世界市民」科目については、桃山学院大学学則第1条に掲げ、本学の根幹となる位置付けであるにもかかわらず担当教員の創意工夫の結果とはいえ多様化しすぎた面があること、②共通自由科目の本来の趣旨が薄れてしまったこと、③共通教養科目は4単位科目が中心であったこと)もあり、学部や学年によっては時間割上、特定の曜日・時限に履修が集中することで大人数化する可能性を解消するために、次の3つの改革を行った。

①科目群「共通基礎科目」を「基礎教育科目」に名称変更して「建学の精神」「学びの基礎」という区分を設定した。「建学の精神」には「世界の市民(旧名称「世界市民」)」とならんで「キリスト教と桃山学院大学」を設置し、キリスト教精神と自校史を提供する科目の新展開を図った。「学びの基礎」には外国語科目と「大学レポート入門」「IT基礎」の2つの科目を設置し、コミュニケーションの手段としての基礎的な英語の能力およびITおよびレポート執筆に必要な知識とスキルの修得を図る。

②「共通教養科目」と「共通自由科目」を統合し、新たに「教養教育科目」を設定した。「人間への着目(人文科学)」、「社会への視点(社会科学)」、「科学への扉(サイエンスとテクノロジー)」の各科目を体系的に配置するとともに、この3区分とならんで「未来への挑戦(学際・複合領域)」を設定および科目を体系的に整理することで、各科目の意義を一層明確にした。

③新たに設定した「教養教育科目」については、必要な履修単位数を半減し、16単位以上にするとともに、科目の2単位化を進めることで、学生の履修しやすさを確保するとともに、大人数化の可能性を少なくした。

本学のビジョンである、「地域で、世界で、人を支える」人材の養成にあたっては、様々な知識、歴史・文化背景に精通した教養をもとに、多様な領域を横断し、全体性の観点から考察し、行動できる能力が必要との観点から、基礎的な科目(ナンバリング1000番台)から学習をはじめ、学生の関心や必要に応じて、自分が所属する学部学科以外の学問領域においても、学びを深めることができる仕組みとなっている。

なお、共通教育科目のカリキュラム改革はこれで完了ではなく、共通教育機構を中心に結果の点検・検証を行い、改善が必要な場合は、適宜向上を図る。

学部の専門科目である学科教育科目は、専門分野の知識や能力、技能の修得に必要な基礎科目と、より専門的知識・技能の修得コースやモデルに応じて目指す関連科目、専門演習などで構成されており、各学部の卒業認定・学位授与の方針を満たす教育が行われている。学部学科ごとに定められた履修モデル等に従い、1・2年次に共通教育科目と基礎演習(ゼミナール)を、2年次以降に学科教育科目と専門演習(ゼミナール)を履修することになっている。学部学科の卒業認定・学位授与の方針を満たすため、授業科目の体系的な履修が保証されるよう授業科目が順次的に配置されているほか、「科目ナンバリング」を表示することで学生が履修しやすい工夫を行っている。ナンバリングは、『履修要項』や『講義計画(シラバス)』に掲載するなどして学生への周知を行っている。

また、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置付け（必修、選択等）は『履修要項』に明示し、個々の授業科目の内容および方法はシラバスに明示している（資料 4-4【ウェブ】）。

各教育課程は、その編成・実施方針に則り、各学部学科、研究科および共通教育機構において、学生に期待する学習成果の修得に繋がる教育課程を編成している。2019 年度に各学部学科、共通教育機構において、卒業認定・学位授与の方針と授業科目とを紐づけるカリキュラム・マップを作成し、卒業認定・学位授与の方針を満たす科目編成となっているか点検を行った。

#### 学部学科における教育課程

国際教養学部英語・国際文化学科では、2 年次から選択できる 2 つのコース（「英語コミュニケーションコース」「国際文化コース」）を設け、「国際文化コース」の下には比較文化プログラム、Japanese Studies プログラム、メディア・映像文化プログラムという 3 つの専門的な教育プログラムを用意している。2 年次以降、それぞれのコースやプログラムに分かれて、各自の「学び」を深めることになる。そのため 2 年次には小人数による「コース基礎演習」を用意している（資料 4-5【ウェブ】）。

本学部では、グローバル人材に求められる英語の運用能力を高めるために、共通基礎科目（新カリキュラムでは基礎教育科目）の必修英語 8 単位以外に、中級英語 8 単位と「初修外国語」（ドイツ語・フランス語・スペイン語・イタリア語・ロシア語・中国語・韓国語・インドネシア語から 1 つ）8 単位を学科必修科目としている。また、英語コミュニケーションコースと国際文化コースごとに 32 単位を学科選択科目として修得し、さらに個々の学部生の学問的関心に応じて学科自由科目 34 単位を修得することが求められている。なお、2020 年度開始の新カリキュラムでは共通教育科目の必修単位の削減に合わせて、学科自由科目を 50 単位に増やした。

社会学部社会学科では、社会学の基礎的な理論、考え方を習得したのち、調査方法論について、講義から実習まで、体系化されたカリキュラムのもとで学ぶ。4 つの履修モデル（「生活デザインモデル」「文化デザインモデル」「社会デザインモデル」「メディアデザインモデル」）を参考にして、履修の体系化を図りつつ学生が自由にカリキュラムを組み立てることができる。3 年次以降は、学生がそれぞれの希望に沿って演習を履修し、少人数でより専門性の高い内容の教育を行っている（資料 4-6【ウェブ】）。

社会学部社会福祉学科では、3 つのコース（「社会福祉コース」「介護福祉コース」「福祉スポーツコース」）を用意し、全国でも数少ない社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格が取得（このうち 2 つの資格は重複して受験資格が可能）できるカリキュラムを設定している（資料 4-7【ウェブ】）。さらに、福祉領域ごとに学習をさらに深めるために受験資格取得に必要な科目以外の科目も配置している。また、福祉レクリエーション・ワーカー等の資格もあわせて取得できるように編成している。資格取得をめざさない学生に対しては、他学部学科の開講科目も複数、学科選択科目として履修し、学びの幅を広げることができるように編成している。

1 年次に必修科目の「社会福祉原論」を履修し、「社会福祉学基礎演習」とあわせて福祉へ

の導入教育を行っている。2年次には、「ソーシャルワーク演習ⅠA・ⅠB」で、コミュニケーション技術や人との関わり方などの支援に必要な実践的な学習を行い、「実習準備講座A・B」では3年次のソーシャルワーク実習にむけた準備を行っている。3年次には、「社会福祉学専門演習」において学びを深め、ソーシャルワーク実習では、対人援助ソーシャルワークの場面とその過程を実践的に学ぶ。4年次には、「社会福祉学卒論演習」でこれまでの学習を卒業論文としてまとめる。精神保健福祉士の資格取得希望者は4年次に実習を行う。このように1年次から4年次までソーシャルワーカーを養成するプロセスに沿って、授業科目が配置されている。介護福祉コースについては、ソーシャルケアワーカーを目指し、介護福祉士と社会福祉士の2つの資格を取得するために、1年次から時間割を設定し、計画的に科目履修できるように配慮している。

法学部法律学科では、1年次に「基礎演習」で、文献の読解力、分析力を磨き、自らの考えを整理して表現する訓練を通して、法学学習のための基本技術を身につける。また、クラス指定とすることで、教員と学生の交流をしやすい環境を整え、効果的な指導につなげている一方、「基礎演習」を2020年度から全クラス統一シラバスで運営することで、学部としてカリキュラム・ポリシーを串刺しできる仕組みを構築している。専門科目については、1年次から2年次にかけて、憲法・民法・刑法の各「入門科目」（1年次春学期・クラス指定）および憲法・民法・刑法の9科目を「基幹科目」として配置し、現代社会に要求される基本的な法律知識をもち、法的思考力を身につける。2年次から、「展開科目」を選択し、応用的な法律分野または関連領域に関する知識および思考方法を身につける。また、「専門演習」を通して、より高度の知識を修得し、思考、判断、表現する力を身につける。その他に、1年次秋学期に「法職オリエンテーション」、3年次秋学期に「法職ブラッシュアップ講座」（2021年度からは春学期）、「法職インターンシップ」をおき、学生が自らの適性を客観的に見極めて勉学の動機付けとし、主体的に進路を選択する力を身につけるよう編成している。

2年次からは3つのコースモデルを提示し、各自の専門性を高める教育課程を組んでいる。一般企業への就職を目指す学生のための「企業コースモデル」、公務員を目指す学生のための「行政コースモデル」、裁判官、検察官、弁護士など法律家を目指す学生のための「司法コースモデル」を設定している（資料4-8【ウェブ】）。

これらの履修体系を実効性あるものにするため、カリキュラム・マップを作成すると共に、特に1年次への履修指導に力を入れている（資料4-9）。

経済学部経済学科では、1年次向け必修履修科目として、「入門演習」および「経済基礎A・B」（春・秋）を提供している。1年次の秋学期には、「コース導入講義」をクラス指定で提供し、2年次以降に選択する各コースの内容・目的・学びを周知している。その中で、コース修了に必要な科目の説明を行っている。コースは、「生活経済コース」「地域経済コース」「グローバル経済コース」「現代経済分析コース」の4つである。学生は『履修要項』記載の「履修モデル」を参考にして、コースに沿った体系的な学びを組み立てることができる（資料4-10【ウェブ】）。

2年次には、「コース演習Ⅰ・Ⅱ」および選択必修科目の履修を推奨している。こうした

土台の上に、3・4年次には「演習Ⅲ・Ⅳ」（ゼミ）への応募・履修、および各コースに沿った学部学科科目の履修へと進むよう、カリキュラムを整備している。

経営学部経営学科では、2020年度入学者までは2年次から「マネジメントコース」「マーケットコース」「会計コース」「情報イノベーションコース」という4つのコースに分かれて学び、自分の関心のある分野の専門知識を磨く構成となっている。1年次にいずれも学科必修科目の「大学生活入門セミナー」および学科選択科目の「基礎演習」を履修し、担当教員等から、経営学部のカリキュラムの特徴、4つのコースの説明を受けながら4年間の履修計画を学生が自ら設計する。特にエルダー（エルダーとは、経営学部の3年次生による、初年次教育の充実のため上級生が新入生の「ロールモデル」となり、自らが身につけた主体性・専門性・総合性を広く普及させることを目標としたラーニングアシスタント制度での上級生の呼称である。エルダーとなった学生たちは特別演習科目を受講し、授業の進行役、新入生と教員の橋渡し役を担うスキルを学びながら実践している）が進行も担当する「大学生活入門セミナー」では、勉強だけでなく学生生活全般について3年次生が1年次生に教え、学生が目線でアドバイスする仕組みを取り入れている。カリキュラムの内容、順次性、体系を1年次に理解して計画的な履修を徹底するように指導し、学部で学ぶ目的をより自覚させる仕組みを構築している（資料4-11）。

なお、2021年4月より、新カリキュラムおよびカリキュラム再編に伴い改訂したディプロマ・ポリシーに基づく教育を展開する。具体的には前述の4つのコースを社会の変化を把握し、新しい考えや価値を創り出すため、複合的かつ柔軟に構成された「グローバル&ローカル」、「デジタル&マーケティング」、「マネジメント&アカウンティング」の3つのスタディエリアに再編した。各スタディエリアには実践演習（企業や地域の公共団体等と連携した授業）を複数設置して、履修者の社会人力育成・向上に役立てる。

経営学部ビジネスデザイン学科では、「チームで新しい価値（ビジネス）を創造する」力を養成することを目的に、理論科目と実践科目が1:1の割合で設定されている。また、本学のこれまでのアクティブ・ラーニング手法をさらに実践化させ、70を超える企業・団体等との連携を活かし、企業・団体等の社員等とワークするPBL（問題解決型学習）や半期（15週）に16の企業・団体等からの課題に取り組むドメイン科目と同時に履修する理論科目の組み合わせがカリキュラムの特長となっている。加えてPBL（問題解決型学習）科目では「立場によらないリーダーシップ（目標共有、同僚支援、率先垂範）」力も同時に修得する。理論科目としては、IT基礎、プレゼンテーション、ビジネスリーダーシップなどがあり、実践科目で必要とする内容と一致させている（資料4-12）。なお、共通科目については、独自のカリキュラムを組み、「教養・文化科目」としてイラスト思考、将棋・囲碁、茶道・華道等、ビジネスの現場で重視されている洞察力や教養を重視した科目を設定している。また、初年次から実践科目を履修することで、知識やスキル、思考法を学ぶ重要性を認識させ、初年次以降に各科目を学ぶ際の動機付けの意味合いも持たせている。

教員、企業・団体等の社員等、上級生、学生同士のフィードバックを通じた、学びを深める機会があることも特長となっている。特に実践教育において、少人数での教育（1チーム5名から6名）を行っている。

本学科は、開講科目を4年間で69科目150単位（卒業必要単位124単位）としており、

ほぼ時間割を固定したうえで一部の科目のみを選択する形式とすることにより、カリキュラムの体系をより明確にするとともに、ビジネスにおいて求められる集中力も涵養する仕組みを構築している。実践教育の流れとしては、1・2年次でPBL（問題解決型学習）科目、ドメイン科目で課題解決の手法と理論、課題発見力の養成を行い、2・3年次でのインターンシップでその実現性を確認し、3・4年次の専門演習（デザイン演習）では卒業論文にあたる新しいビジネスのプロトタイプを企画書としてまとめる。定期試験ではなく、レポートやグループワークでの行動等による評価を行っている。

#### 研究科（博士前期課程）における教育課程

文学研究科言語・文化専攻では、「英語圏文化研究コース」「応用言語学・英語教育研究コース」「国際文化・メディア文化研究コース」「日本語・日本文化研究コース」の4つのコースがある（資料4-13【ウェブ】）。

英語圏文化研究コースでは、イギリス・アメリカはもとより、アイルランド・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドなど、英語を公用語としている国と地域における文化現象を多様な観点から研究する。研究に必要な英語力（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）の向上も図り、少人数体制で学ぶことで、英語文化についての幅広い教養と深い洞察力をもつ国際派教養人を目指す。

応用言語学・英語教育研究コースでは、学部段階で身につけた英語力に一層磨きをかけながら、応用言語学（心理言語学・第二言語習得論・社会言語学・言語政策学・辞書学）・英語学（音声学・音韻論・文法論・意味論）・言語学（認知言語学・語用論・談話分析）・コミュニケーション学（異文化コミュニケーション論）の専門知識を深める。また、同時に教授法・カリキュラム・教材開発・テストと評価などの教育実践に関わる英語教育の研究を進める。英語学・言語学の研究に関心がある人にも専修免許状の取得を含め、英語教育の研究に関心がある人にもふさわしいコースである。

国際文化・メディア文化研究コースにおいて学生は、アジア、ヨーロッパの文化にみられる問題を糸口にして、さまざまな文化現象を比較文学・文化人類学・歴史学・哲学・思想・古典文献学などの観点から多角的に研究する。メディアに関する新領域（メディアリテラシー・メディア文化論・映像人類学）の研究も可能であり、「世界の市民を養成する」という建学の理念を実現するにふさわしい知的職業人を目指す。

日本語・日本文化研究コースでは、日本語を「世界の言語」の一つとして捉え、それを言語学と日本語学の観点から研究すると同時に、その研究が日本語教育にも貢献できるよう実践的考察を加える。学生は、日本文化を文学・歴史学・文化史などの立場から掘り下げ、研究目的によって、日本語学・日本語教育学に重点を置くか、日本文化学の領域に焦点を絞るなど、どちらか一方の分野に比重をかけて研究する。

社会学研究科応用社会学専攻では、社会生活の基本的な場である家族や職場、地域、それらを包括する国民社会を研究対象とする「現代社会」、芸術・芸能やマスコミ現象から現代思想に至る多様な文化現象を研究対象とする「現代文化」、現代社会が直面する諸問題の中で最重要な位置を占める多岐にわたる社会福祉問題を研究対象とする「社会福祉」の3分野を配置している（資料4-14【ウェブ】）。

理論と実践の両面からアプローチしながら、諸問題に対応することができる高度な専門的知識を持つ職業人の養成を目指す。高度化・複雑化する現代社会の諸問題に対応できる、高度な専門知識を有する職業人の養成を目指す。

経済学研究科応用経済学専攻では、多様化する社会に対応する「アカデミックコース」、「税理士コース」、「地域創生コース」の3コースを設置している（資料4-15【ウェブ】）。

アカデミックコースでは、研究者を志望する人、高度な専門性を身につけた職業人を目指す人、および主婦（夫）・退職者などで自己再教育を目指す人を対象に、修士論文作成を中心に学術論文執筆の訓練をする。

税理士コースでは、税理士や税務会計の専門家を目指す人を対象に、日本の税制・税務について集中的に学修し、高度な専門性をもった人材を育成する。

地域創生コースでは地域社会のリーダーをみざす社会人を対象に実践的な教育を行い、地域活性化、地域問題解決に貢献できる人材を養成する。

経営学研究科経営学専攻では、5つの分野と関連科目を有機的に関連させ、将来に向けての研究手法と領域を開拓する（資料4-16【ウェブ】）。

授業科目は、「経営学分野」「経営管理論分野」「会計学分野」「経営情報分野」「商学分野」から構成されている。「環太平洋圏内経営研究」という基本理念を掲げ、比較論的な観点を考慮しつつ、理論的かつ実証的研究を幅広く進めている。

#### 研究科（博士後期課程）における教育課程

文学研究科比較文化学専攻では、歴史的に蓄積されてきた世界諸地域の文化的諸事象を個々に研究すると同時に、それらをさらに異文化・異領域間の比較研究へと深化させていく（資料4-13【ウェブ】）。

個々の文化を成り立たせると同時に、それらを相対化している普遍的・人類的価値の探求が奨励されている。これらをより効果的に修得するため、指導教員から集中的に研究指導を受け、かつ中間報告と最終審査では論文指導教員と2名の副査から多角的な指導を受けることができる。自己の研究を相対化しつつ、より深化することが可能である。

社会学研究科応用社会学専攻では、近年の急速な社会変動、すなわち高度産業化、国際化の進展に伴って、これらの変動に対応する優れた見識と高度な専門的能力を有する人材の養成が広く求められているという社会的ニーズに応えることのできる、きわめて高度な研究・調査能力を持つ専門家・研究者の養成を目的としている（資料4-14【ウェブ】）。

多様な社会問題や文化現象を対象に、それらの問題の解決や、現象の意味を解読するという応用社会学の基本課題を前提に、選択されたテーマについて、幅広い視野と複合的多角的視野を保持しつつ分析・研究を深めていく。

経済学研究科応用経済学専攻後期課程では、高度な理論と分析手法を駆使して経済学の研究をさらに掘り下げながら研究を行う（資料4-15【ウェブ】）。

諸分野を有機的に関連させ、特化した研究テーマで演習指導を受けながら博士論文を書

くことを目的とし、学位論文の作成は、指導教授はもちろん、若干名からなる論文指導小会議によって1年次から指導を行う。

経営学研究科経営学専攻は、文明論的転機における経営学研究という構想のもと、より広い経営概念に基づいた、理論的かつ実証的研究を行うために設置された。変化する経営環境や時代を的確に認識して、経営学、経営管理論、会計学、経営情報、および商学の各分野を有機的に関連させながら、新たな経営学のあり方を探究しようとする学徒のための課程である。現代の企業のみならず非営利組織も含め、社会を構成する様々な組織や組織間関係とそのマネジメントを研究対象としている（資料4-16【ウェブ】）。

#### 学位課程にふさわしい教育内容の設定

＜初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等＞

高大接続への配慮としては、入学前に英語プレイスメントテスト（GTEC）を全員受験させ、その結果を1年次の英語のクラス分けに活用している。

また、特に推薦入試合格者を念頭に入学前教育を展開しており、全学部共通の課題に加え、学部によっては独自のプログラムを設定している。2021年度入学者については、入学後にも使用するLMSを入学前教育に活用する内容に見直し、より円滑に大学での学びに接続できるようなプログラムを実施している（資料4-17, 4-18）。具体的な内容は、履修登録や入学後の学生生活イメージ（目標）、本学の取り組み（課外活動、国際体験）等について紹介する「各種オリエンテーション」、授業の受け方に関する情報や学部の学びを動画コンテンツ等で体験する「大学（学部）の学び」、入学後に必要なM-Portの使い方を身につけるための動画等を準備している。学部の学び体験では入学予定者が提出する課題に対するフィードバックを行うことで、きめ細やかに対応している。また、従来は時間的な制約等により、一部の早期に合格が決まる入学予定者のみを入学前教育対象とせざるを得なかったが、2021年度入学者より、全ての入学予定者を対象として、遠隔でのプログラムを実施している。

初年次教育は、大学への早期の適応を促し中退・留年を防止する最大の方策であると位置づけ、学長室会議の主導により学長・学部長会において各学部長に対しより一層の充実を要請し、また各学部の取り組み内容を集約し、学長・学部長会で他学部長と共有することで、さらなる向上を図っている。各学部とも1年次春学期に必履修の少人数演習科目を配置し、各種ガイダンスとともに大学生活に最低限必要なスキルの確実な修得を図っている。同時に、専門教育への導入を目的とした科目を1年次秋学期以降に開講する学部も多い。

大学に適応できない新生を早期に支援するため、4月末には1年次演習と語学科目の出席状況を集約し、欠席者への個別接触を全学部で行っている。経済学部では、入学試験の結果に基づき、学習支援が必要だと思われる新生対象の「学習方法トレーニング講座」を設けて特別指導を行っている。経営学部や社会学部では、上級生による1年次生の指導を組織的に導入し、1年次生が悩みを相談しやすい体制の構築に努めている。法学部では、学部創設時から「初年次教育」のためのカリキュラムを組んできた。入学者全員が、1年

次に通期科目の基礎演習を履修する。複数のガイダンス受講（履修ガイダンス（大学教育への導入）、図書館ガイダンス（スタディスキル）、情報ガイダンス（情報リテラシー、スタディスキル）、キャリアガイダンス（キャリアデザイン）、模擬裁判や消費者問題の実演（ソーシャルスキル）、学内聖職者による講演（自校教育））の機会が提供され、またそれを踏まえて担当教員が個別の指導を行っている。さらに、専門教育への導入として、入門科目から基幹科目へ段階的に学修できるように科目を配置し、基幹科目となる「憲法・基本的人権」、「民法Ⅰ（総則）」、「刑法総論」の3科目は、1年次秋学期に配置し、座席指定による出席管理を行っている。

各学部では、ガイダンスと専門教育導入を目的とした科目を除けば、学部専門科目の多くは2年次以降に受講するよう設定しており、また、教養教育科目は主に1、2年次を中心に受講するよう履修指導を行っている。ただし経営学部ビジネスデザイン学科では、先に実践課題を学ぶ授業を配置し、学生が課題解決の理論・知識の必要性を自分事として実感し、その後に思考や理論・知識の学びへと進むよう誘導している。

<コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等>

研究科では、講義科目を主体とするコースワークと、演習を主体とするリサーチワークのいずれにおいても、少人数教育による指導を行っている（資料4-2）。

社会学研究科の博士前期課程では、講義科目を3つの研究分野および分野共通科目として配置し、研究分野の講義科目は学生の研究テーマや問題関心と深くかかわる分野における研究動向等を展開し、学生の研究を深める高度な教育内容を提供している。演習は修士論文と密接にかかわるものであり、2年間一貫して展開している。博士後期課程では、講義科目としての特殊研究の履修および特殊演習で構成される。博士論文の指導は、指導教員による特殊演習による指導と個別指導、論文指導会議における集団指導という指導体制のもと進められ、特殊演習と特殊研究における教育内容の高度な質を保っている。

#### 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

他学部学科の学科教育科目を学び、学際的かつ全方位的な視野を養い、知的世界を拡大するために「教養教育科目」として開講する「キャリア教育科目」は、自己の人生を築きあげるという視点から、職業について考えるための科目として位置づけられる。「キャリア教育科目」は、1年次から段階的に履修できるよう9種類の内容で計38クラス（2020年度実績）を開講している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

#### 点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
---

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

〈学士課程〉

- ・授業形態に配慮した1授業当たりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

〈修士課程、博士課程〉

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

評価の視点2：COVID-19への対応

学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

〈単位の実質化〉

本学では、単位制度の趣旨に照らし、単位計算の基準として1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。原則として講義および演習科目は、15時間の授業と30時間の自習をもって1単位、外国語科目および実技は、30時間の授業と15時間の自習をもって1単位を与えることとし、事前および事後に要する学習時間や内容をシラバスで明記することにより単位の実質化を図っている。授業外学習時間は、「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」（資料4-19）において実態の把握に努めている。

各年次・学期に履修できる上限単位数は、年間48単位、学期ごとの上限を26単位（社会学部社会福祉学科は32単位）として、各科目に十分な学習時間を確保できるよう配慮している。ただし経営学部ビジネスデザイン学科については独自のカリキュラムの性質上、各年次40単位（2021年度からは44単位）を上限としている。これらの内容は『履修要項』やM-Port（ポータルシステム）等で学生に周知している。なお、学期に履修できる上限単位数を2017年度に見直した結果、4年次以上の1年間の上限単位数を50単位未満に変更等を実施し、2019年度に編入学者の履修上限単位数の見直しを行った。これらの単位数については、履修規程（資料4-20,4-21）に明記し、履修要項、M-Port等において学生に周知している。

学生の授業外学修時間を確保するための取り組みとしては、1年次対象のオリエンテーションの中の「学部ガイダンス」「カリキュラムガイダンス」において、『履修要項』に基づき「単位」制度について説明し、その中で1講義あたりの自習時間を説明している。また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」（文部科学省中央教育審議会）を受け、「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」により授業外学修時間の実態を把握している。卒業に必要な単位を超えて、社会に貢献し得る種々の資格を取得するために設置される「随意科目」の履修に関しては、各年次で実施する資格課程ガイダンス（「教職課程ガイダンス」（資料4-22）および「資格課程（司書・博物館学芸員・日本語教員）ガイダンス」（資料4-23））において単位制度の趣旨に照らした授業外学習時

間の必要性を学生に説明するとともに、毎学期の成績状況を確認し、必要に応じて履修指導を実施する等、きめ細やかな指導を行っている。

#### <シラバスの内容および実施>

シラバスは全学で統一のフォーマットを利用し、「授業形態」のほかに、「講義・演習概要」「学習（到達）目標」「講義・演習計画」「成績評価の方法」「ナンバリング」「履修および予習・復習の指示」「テキスト、参考文献」、「研究室（専任教員）」、「メールアドレス」「オフィスアワー」「キーワード」で構成されている。「研究室（専任教員）」や「メールアドレス」「オフィスアワー」を明記することで、教員へアクセスしやすい環境を整備し、双方向型の授業運営に努めている。シラバスは大学ホームページから常時閲覧が可能である（資料 4-4【ウェブ】）。

シラバスの入力内容は、教務委員会が主体となり、記入要領に基づく作成基準を満たしているか、卒業認定・学位授与の方針を踏まえて作成しているかについて点検しており、不適切な記述があった場合には、担当教員へ修正を依頼している。シラバス記入要領は定期的に内容の見直しを行っており、近年は、「授業形態」（「講義」「実習」「実技」「アクティブラーニング」「プレゼンテーション」「グループワーク」「パソコン実習」「フィールドワーク」「その他」）、「教員の研究室」、「メールアドレス」「オフィスアワー」欄を追加したほか、2019 年度から実務経験のある教員の場合にその経験に基づいた授業を行っていることを記載するよう変更した。

シラバスの精度を高めるために、これまでは記入要領の配付にとどまっていたが、2019 年度にシラバスの作成マニュアルを作成した。

シラバスの実態については、「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」の「Q10 授業担当者は、毎時間の授業目標や、授業での大切なポイントをきちんと示していましたか。」「Q11 授業担当者は、成績評価基準を明確に示していましたか。」の設問の中で、シラバスの内容と授業内容との整合性を確認している。Q10・Q11 において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合が、2018 年度および 2019 年度ではいずれも 75%を超えていることから、概ね計画通りに運用されていることが確認できる（Q10：2018 年度春学期 77.5%/秋学期 76.2%、2019 年度春学期 78.7%/秋学期 78.9%、Q11：2018 年度春学期 77.8%/秋学期 76.4%、2019 年度春学期 77.9%/秋学期 78.5%）（資料 4-24【ウェブ】）。

#### <学生の主体的参加を促す授業形態>

学生の授業への主体的参加を促すために、2013 年度に文部科学省「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の支援を受け、教室の什器を可動式にしてアクティブ・ラーニングを促進する等の取り組みを行っている。また、前述のようにシラバスには各授業が授業形態（「授業形態」（「講義」「実習」「実技」「アクティブラーニング」「プレゼンテーション」「グループワーク」「パソコン実習」「フィールドワーク」「その他」）のいずれに該当するかを記載し、主体的な参加を希望する学生が選びやすいようにしている。

各学部において少人数の演習科目を設定し、アクティブ・ラーニングやグループワークを多く取り入れている。特に経営学部では、早くから学部をあげてアクティブ・ラーニン

グの導入に積極的に取り組んできており、経営学部経営学科では、「経営学特講」において試行的に PBL（問題解決型学習）を取り入れている。この科目では、学生が経験に基づく学びや様々な人々との学びの機会をより多く持つため、企業や地方公共団体等と連携しながら教育を実施する。また、2021年4月からは「実践演習」において、同様の取り組みを継続する。これらにより、実際の社会で必要となる、専門知識だけではなく幅広い教養や知識を適切に活用し、実践的な経験として定着させる機会を充実させることを目指している。また、社会学部社会福祉学科も人とのコミュニケーションを重視する分野の性質によりグループワークを積極的に取り入れている。

2019年に新設された経営学部ビジネスデザイン学科では前述のとおり、理論科目と実践科目を1:1で配置する等、本学のアクティブ・ラーニング授業のひとつの進化した形式となっている。特にPBL（問題解決型学習）科目では上級生がラーニング・アシスタント（LA）として進行を担当し、企業・団体等の社員等もワークに参加することで、学生は教員、社員等、LA学生、同級生からのフィードバックを通じて学びを深めることができる。

高等学校でも、2022年度からの新しい学習指導要領の特徴のひとつである「探求型授業」が、2021年度より導入されるケースが多いことから、今後、本学でもより本格的にPBL型授業に取り組む必要がある。すでに演習等でPBL（問題解決型学習）の授業手法を取り入れている授業も多く、全学で本格的に取り組むことができる素地がある。

#### <1 授業当たりの学生数>

各学部の演習・実習科目ではその教育内容に応じて上限人数を設定（15～35名）している。こうした科目は、あらかじめクラスを指定する、予備登録（抽選もしくは教員選考による登録）するなどの方法をとっている。共通教育科目の語学科目も上限を設定し、学生のレベルによるクラス分け（さらにレベルにより定員設定を行う等の工夫）を行っている。スポーツ演習科目も種目ごとに適切な上限人数を設定し、予備登録による抽選制としている。一般講義科目については事前の上限は設けていないが、大人数化する傾向にある科目については、あらかじめ上限設定と予備登録により定員管理を実施することや、開講時限の調整、履修年次の制限を行うなどして大人数化の抑制に努めている。それらの対応を講じたうえでも大人数化して350人を超えた場合は、クラスを追加開講するなどして適切な規模となるよう努めている。

#### <履修指導、学習指導>

履修指導および履修相談は、各学部と教務課においてそれぞれ対応している。また、学期毎の履修登録期間中は、Web履修登録会場に教務課の職員を、学習支援センターには学生スタッフ「MAPS（桃山アカデミックピアサポーター）」を配置し、学生からの相談に対応できる体制をとっている。新入生ガイダンスの実施日には、上級学生による「何でも相談コーナー」を設置し、履修に関する相談にも対応している。また、各学部では、1年次の演習科目の担当教員が授業内で履修指導を行う他、1年次の成績が低単位の学生には演習担当教員が面談を行い、修業年限内での卒業に向けた助言・指導を行っている。面談では、成績不振の原因（生活や悩みごと等）についての情報を収集して問題点を明確にし、記録を残すことで、卒業時まで継続的に学生の生活面と学修面の双方をサポートする体制を整

えている。いずれの学部も、演習担当者が実質的な担任として、履修指導や面談による学習指導を行っている。

国際教養学部は、1・2年次の全学生に対し、担任が学期中に個人面談を実施し、履修指導を進め、個人面談の結果を学生ポートフォリオに蓄積して、次年度の担任に引き継ぐ体制を整えている。3・4年次では、演習の担当教員が必要に応じて履修指導を行っている。

社会学部社会学科および社会福祉学科と経営学部経営学科では、上級生が1年次生の演習に参加して履修相談などに対応している。社会学部社会学科では、2年次生以上の学生によって組織されたピアインテグレーターが中心になって、1年次の演習科目にアシスタントとして参加することで、1年次生の履修相談や大学での授業の受け方の指導などを行っているほかに、テスト対策やレポート対策などの各種講座を実施している。

法学部では、4年間を通じての演習が提供されており、基本的に演習担当者が、所属学生のケアに当たる。

また、いずれの学部においても、1年次春学期の修得単位数が一定数に満たない場合に、当該年度の9月に実施する保護者・保証人を対象とした行事で、学生の話聞きながら指導する場に、保護者・保証人も同席する機会を設けている（3者面談）。この3者面談の場では、秋学期の履修の助言やフォローアップ科目の履修を推奨することで、適切な学生指導を行っている。

なお、毎年6月に教育後援会（学生の保護者・保証人により構成される任意団体）と共催している教育・就職懇談会の機会を活用して学生の保護者・保証人対象の個別面談を実施し、卒業に向けて履修登録や学習方法等について、教務委員・各学部執行委員、クラス担任がアドバイスを行っている。

大学院については、研究指導や学位論文作成指導などについて、個々の指導教員によるきめ細かい対応を行っている。研究指導の内容および方法、年間スケジュールを示した研究指導計画を『大学院履修要綱』に掲載し、それに基づく研究指導を行っている。また、論文の作成の進捗を確認し、指導することを目的とした中間報告会を行っている。

#### COVID-19 への対応

2020年度春学期はCOVID-19の拡大に伴い、全ての科目が遠隔授業となり、秋学期も演習・実習等の少人数科目以外は遠隔での実施となったが、少数の一部の科目を除いてほとんどの科目を予定通り開講した。なお、遠隔授業とした春学期科目のうち、遠隔だけでは完結せず対面での教育が不可欠となる演習や実習などの一部科目については、感染拡大がある程度収まった6月後半以降に、学校危機対策本部の許可制により、感染防止対策を徹底した上でキャンパスあるいは学外施設等で補完授業を実施した。また学外研修などがほとんどできなかったことを補うため、学校危機対策本部の要請にもとづき、各学部および共通教育機構において、8月初めに対面で臨時の夏期集中講座を開講したほかに、2021年1月から2月にかけて春期集中講座を開講した（資料4-25）。

一部科目の開講中止については、春学期の開始を予定より2週間遅らせた間に決定した。開講中止や一部対面での実施、集中講座等の学生への周知は、M-Portを活用した。

以上のことから、学部学科、研究科において、シラバスを整備し、多様な授業形態によ

り学生の学習を活性化するとともに、履修指導をはじめとした学生対応を適切に行っており、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

#### 点検・評価項目⑤

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な設定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

評価の視点3：COVID-19への対応

#### 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

学部において、成績評価および単位認定を適切に行うため、成績評価、卒業要件等を『履修要項』（資料4-2）に明示し学生へ周知している。具体的には、「桃山学院大学履修規程」（資料4-20）で試験方法や追試験、評価方法を定め、シラバスで個々の授業科目ごとに成績評価方法・基準を明示している。大学設置基準の単位制度の趣旨に照らし、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」と定め、原則として講義および演習科目については15時間の授業、30時間の自習をもって1単位、実技および外国語科目については30時間の授業、15時間の自習をもって1単位、実験および実習科目については45時間の授業をもって1単位を与えることとし、単位の実質化を図っている。シラバスには事前、事後の学習について、必要な時間だけでなく、どのようなことを行うかを明記するようにして、学修時間の確保に努めている。さらに、授業外の学修時間を把握するために「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」において当該科目の準備・復習等に要した時間を把握するよう努めている。

学外資格取得等による単位認定は、M-Portにより学生へ周知を行っている。授業以外の単位認定については、まずプログラムの適切性を教授会で審議した上で、各プログラムにふさわしい成績であるかを審議して単位を認定している（資料4-39）。

学士入学・編入学・転入学以前の既修得単位は、「本学において教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む。）との協議により、学生が他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。」（資料1-1（40条））に基づいて認定している（ただし、修得したものとみなすまたは与えることのできる単位数は編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては合わせて60単位を超えないものとする。）。編入学・転入学の場合は、各学部・学科ごとの教育目標に従い、既修得単には当該科目と本学の科目の整合性を検討することによって、卒業必

要単位 124 単位の半分の 62 単位を一括認定する（資料 4-26, 4-27）。

成績評価は、授業担当者があらかじめシラバスに明示した成績評価基準に基づいて、試験・レポート等の結果により適切に成績評価を行っている。2019 年度からは「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」の結果に対して、各担当教員が所見欄に当該科目の成績分布や試験の講評などを記入するよう全学 FD 推進委員会から要請し、成績評価の根拠や全受講者中における各学生の位置づけが本人に伝わるよう工夫することで、成績評価の客観性・厳格性を担保している（資料 4-28）。

成績評価に疑義のある学生は、成績発表後一定期間の成績調査期間に教務課へ調査依頼を行うことで、担当教員に対して自らの成績評価の適切性を確認することができる。調査依頼を受けた教員は、当該学生の試験答案等を再確認したうえで、評価の根拠を明確に明示することが求められる。科目ごとの成績評価の分布は教務課でまとめられ、定期的に学長室会議に報告される。確認が必要と認められればこれを各学部長がチェックし、不適切な分布と認められる場合は担当教員にヒアリングを行う。

1 年間の授業時間については学則で定められた「定期試験等の期間を含めて 35 週とする」に基づき、適切に学年暦を策定し、各学期で授業を 15 週にわたり実施することとしている。また、全学部でグレードポイントアベレージ (GPA) を導入しており、一定の計算式で計算された GPA を成績通知表に明記して学生および保護者・保証人に通知するとともに、学部別の修得単位数および GPA の分布図も配付することで、学部学科内での自身のポジションが把握できるよう努めている。

学位授与は、学部・研究科において、「桃山学院大学学則」「桃山学院大学大学院学則」「桃山学院大学学位規程」に基づいて厳格に行っている。また、卒業・修了の要件については、『履修要項』および『大学院履修要綱』等であらかじめ学生に明示している。

研究科において、自己の所属する研究科が開設する授業科目のほか、指導教員が学生の研究上特に必要と認めたときは、他の研究科または他の大学院（外国の大学院含む。）の教育課程の授業科目について履修することができる。

修士および博士の学位の授与に至るためには、それぞれの論文の審査と最終試験に合格しなければならない。

#### 学位授与を適切に行うための措置

学士課程では、「桃山学院大学学位規程」（資料 4-29（第 3 条））「学士の学位は、本大学の教育課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、大学が授与する」に従い、4 年以上在学し（資料 1-1（第 39 条））、卒業必要単位数 124 単位以上（資料 4-20（第 2 条））を修得した学生に対して、卒業認定が厳格に行われている。卒業判定は、学生一人ひとりについて、卒業判定資料を教務委員会で慎重に検討した後、各学部教授会で審議・承認する手続きをとっている。これらの卒業要件は、『履修要項』に記載し、学生に明示している。

博士前期課程では、「修士の学位は、本大学院の各研究科において修士課程または博士前期課程を修了した者に対し、大学が授与する」（資料 4-29（第 5 条））に従い、厳格に行われている。「修士課程または博士前期課程に所定の年限以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、各研究科で定められた所定の単位を修得した者または修得見込みの者が、あらかじ

め作成した論文計画に従って」(資料 4-29 (第 14 条))、修士論文を提出する。また、修士論文は、「広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって」(資料 4-29 (第 17 条))合格となる。審査は、指導教授たる主査 1 名と、副査 1 名以上(当該論文に関係ある授業科目担当の教授または准教授)からなる審査委員によって行われる。論文審査の客観性を担保するため、2020 年度より審査基準を整理したルーブリックを各研究科において活用している。修士論文の審査と最終試験の結果は、各研究科委員会において報告され、修士合格の認定には、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上の出席と、出席者の 3 分の 2 以上の同意が必要である。さらに、その認定結果は、全研究科長で構成される学長・研究科長会の承認を経て、学長・研究科長会の議長は学長に報告する。

博士後期課程では、「博士の学位は、本大学院の各研究科において博士課程を修了した者に対し、大学が授与する」(資料 4-29 (第 7 条))に従って厳格に行われている。「博士後期課程に所定の年限以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、各研究科で定められた所定の単位を修得した者または修得見込みの者が、あらかじめ作成した論文計画に従って」(桃山学院大学学位規程第 22 条)、博士論文を提出する。博士論文は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって」(資料 4-29 (第 26 条))合格となる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関係ある授業科目担当の教授または准教授 2 名以上を加えるものとされている。博士論文についてもその審査基準を明示したルーブリックが作成されており、これに基づいた審査が行われる。審査委員による博士論文の審査および最終試験の結果が研究科委員会で報告され、博士合格の認定には、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上の出席と、出席者の 3 分の 2 以上の同意が必要である。さらに、その認定結果を、学長・研究科長会の承認を経て、学長・研究科長会の議長は学長に報告する。

また、大学院における学位論文および課題報告の審査基準は、大学ホームページに公開している(資料 4-30, 4-31, 4-32, 4-33 【全ウェブ】)。

### COVID-19 への対応

2020 年度春学期授業が全面遠隔となったことに伴い定期試験実施が困難となり、学校危機対策本部で審議の上、春学期末の定期試験を実施しないこととなった(資料 4-34, 4-35, 4-36)。成績評価は各教員の判断の下、毎回の提出課題やレポートによって行うこととなった。学期途中での方針変更であったため、成績評価方法・基準を変更する場合は、5 月末までに M-Port で履修者に周知するとともに、変更内容を教務課に届けるよう、学校危機対策本部から各学部に要請した。

2020 年度秋学期については対面の科目と遠隔の科目が混在することになったが、遠隔の科目がかなり多く定期試験は困難との判断から、引き続き実施しないことを学校危機対策本部にて 7 月末の段階で決定のうえ学生および教員に発表するとともに教員対象の説明会を実施した(資料 4-37)。

成績評価の材料となる提出課題やレポートは、M-Port 上に学生ごとにすべて記録が残るため、提出をもって受講確認とすることができ、評価の公正さと正確性は確保しやすくなった。学校危機対策本部において、2020 年度に学生対象のアンケートを 6 回実施し、課題

提出に対して教員から十分なフィードバックがないことが大きな不満であるという結果を得て、課題に対する適切なフィードバックを行って成績評価基準の明確化の一助にするよう各学部にて要請する等の授業改善に努めた。

以上のことから成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

#### 点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

各科目のシラバスに記載されている「学習目標」は卒業認定・学位授与の方針に沿って作成されており、したがってこの「学習目標」が学習成果を測定する指標の基本となる。

課程修了時における学生の学習成果を表す基本的な情報として、修得単位数分布、GPA 分布、修業年限内卒業率、学位授与率、休学・退学（除籍含む）率、卒業生の進路、就職実績等がある。教務課およびキャリアセンターより提供されるこれらの情報は、学部教授会で随時共有している。また、国家試験、資格試験の合格の実績の把握は、卒業認定・学位授与の方針に沿った学習成果の指標の一つとなっている。

各学部の3・4年次生対象の演習等における学習成果は、ゼミごとに自主的に作成する卒業論文集や学部単位での論文集（社会学部）、また学生研究発表大会やビジネスプランコンテストにおける発表、学生懸賞論文への応募によって可視化される。なお、2021年度から学生研究発表大会は、従来実施されているビジネスプランコンテストや学生懸賞論文とともに、学習成果の可視化を目的として新しく設置される学生研究発表委員会（資料 4-38）の下で一元的に運営されることとなっている。

卒業前に実施する「4年次生以上対象アンケート」において、学部学科の学位授与方針に定められた能力が身に付いたかどうかを確認する設問を設けている。結果を学長室会議、学長・学部長会を経て、学部教授会で共有することで、これらの情報やデータを教育内容・方法等の改善へ活用できるよう検討を進めている。

経済学部ではコース認定科目を設定し、所定の単位を修得した学生に「認定証」を授与している。更に3・4年次生にWeb上で統一テストを実施し、それまでの学習成果を可視化している。経営学部経営学科では同様にスタディエリア認定を行っている。また、会計分野の教員が外部の講師たちと共同で、簿記3級合格率などの分析を定期的実施し、その分析結果を定期的に教授会で報告している。

法学部では、法学クイズ（習熟度確認テスト）のほか、単位修得状況、GPA、学位の取得状況、資格の取得状況、進路決定率等を複合的な指標として、法学部教授会および法学部研修教授会において、学習成果を絶えず検証する体制を整備している。法学検定やビジネス実務法務検定の受験を推奨し、合格者について単位認定することで、学生が自らの学習成果を測るシステムとしている。

語学（英語）担当教員もTOEICスコア等の分析を実施し、その分析結果を教授会で報告

している。

初年次に受講する英語科目については、全学的に GTEC を導入することで、英語能力に関する学習成果を測定し、英語のクラス分けに活用している。経済学部では、入学前にプレースメントテストを実施し、テストの結果に基づいて特別クラスでの学習指導を行っている。社会学部社会福祉学科では、資格取得に関してハードル科目を設定し、一定の学習成果をあげていなければ次の段階へ進めないようになっている。

「大学レポート入門」科目では、必要な基礎知識を身につけるとともに、書く練習を繰り返し行うことで、大学でのレポート作成に必要な力を着実に身につけることを目標としている。この「大学レポート入門」では、学習支援センター教員が策定したルーブリックを活用して、学生へのフィードバックの際にルーブリックによるきめ細やかな指導を行うとともに、ルーブリックに準拠したワークシートに基づき授業を行い、学生がルーブリックをしっかりと意識し書く技術を向上させることができている。

大学院では学位論文を学習成果の到達点としている。学位論文の審査では論文審査ルーブリックが使用されるが、あらかじめこのルーブリックを大学院生と共有することで求める到達レベルを明確にしている。また、このルーブリックには、研究科の学位授与方針で定める能力の到達度を測る項目を設けるとともに、論文審査時には学位授与方針との関連等を審査項目に含めている。文学研究科では、指導教員と学生の関係性が密接なことから研究計画書と研究報告書を利用した学習成果の把握と共有を行っている。社会学研究科では毎年定期的に開催する研究科の FD 委員会において、卒業生の進路・就職状況を確認し共有している。

以上のことから、卒業認定・学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているかについては、全学的に取り組んでいると判断できる。

#### 点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用
---

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--------------------------

#### 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

前述の学習成果の各種指標の測定結果については、随時学長室会議、学長・学部長会および学長・研究科長会に共有され、対応すべき課題を検討する材料としている。同じ情報は定期的に各学部教授会・研究科委員会に共有され、全教員に共有される。こうした情報を受けて、各学部内の将来構想検討委員会等において点検・評価を行い、その結果を改善・向上に繋げる取り組みをそれぞれに行っている。各学部での取り組み状況は、学長・学部長会で各学部長より報告され共有される。

卒業認定・学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針については、大学全体の方針に基づき、教授会、研究科委員会、共通教育機構において検証を行っている。

教育課程については、基本的に学部教授会と研究科委員会で毎年カリキュラムの見直しを行っている。また、学部・研究科内において自己点検・評価委員会を設置し、学部・研究科内の自己点検・評価活動を実施している。

教育方法の点検・見直しを目的として、年2回（春学期、秋学期）、全科目（実習・演習科目や受講者数が10名以下の科目を除く）を対象に「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」を実施し（2018年度の授業評価アンケート実施率 春学期96.6%/秋学期95.2%、2019年度の授業評価アンケート実施率 春学期96.4%/秋学期94.7%）、その結果（集計結果グラフや自由記述）をもとに教員が「改善計画」「所見」を入力することで授業の改善・向上に繋げている（2018年度の所見提出率 春学期62.1%/秋学期64.5%、2019年度の所見提出率 春学期68.6%/秋学期77.3%）。

2019年度から教員に対して、「試験受験者数や履修登録者数」「今後の授業改善」「成績分布や単位修得率」「課題・集計結果の説明」「試験講評」「コメント・自由記述への回答」「レポート内容とねらい」「コメント・授業での取り組み・授業内容」等の所見入力項目（キーワード）や所見入力例を示すことで、学生へのフィードバックと個人（授業）レベルでの自己点検・評価が行えるよう工夫している。

#### 点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部では、点検評価結果に基づき将来構想検討委員会等で随時問題とその対策について議論し、例えば科目の分割（4単位科目から2単位科目へ）や科目の改廃、履修年次変更等の改善を図っている。

経営学部経営学科は2019年に4コース制から3つのスタディエリア制に大きくカリキュラムを改革した（2021年入学者から適用）。その結果を検証し改善・向上につなげるために、毎年2月に検証計画を立て翌年2月にその結果を分析して改善に向けた方策を提案するサイクルを将来構想委員会のメンバーで回す予定である。

法学部では、入門科目担当者を中心に作成する「法学クイズ（習熟度確認テスト）」の成績を集計して教員が共有し、1年次生対象の各入門科目内容の検討や基礎演習授業運営の検討に使用している。2019年度に、「憲法・基本的人権」、「民法総則」、「刑法総論」を除き、学科教育科目全てについて、単位分割・履修年次の見直し等のカリキュラム改訂を行った（2020年度入学者より適用）。また実践的なテーマにより学習成果の向上を図る観点から、基礎演習や法学特講でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。

共通教育機構では、共通教育の問題に対処するため2019年度に共通教育カリキュラムの改革を実施した（2020年入学者から適用）。

以上のことから、教育課程およびその内容、方法の適切性について、大学全体、学部、研究科、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めていると判断できる。

## (2) 長所・特色

除籍・退学を低減させることを目的として初年次教育の充実に取り組む姿勢が全学的に定着してきており、多くの取り組みが同じ方向を向いて行われている。

アクティブ・ラーニングについては、特定の学部の科目での導入にはじまり、今では多くの授業で様々な工夫により取り入れられるようになった。

学長・学部長会において、各学部の取り組み状況の共有が図られるようになった。

COVID-19 への対応において、慣れない遠隔授業の効果を知るため学生対象のアンケートを6回実施した結果、高度な工夫をして優れた授業を行っている教員並びに授業の把握が進んだ。また、それらの情報を学内で共有することが教員自らの授業の改善や工夫に繋がっており、教員同士が教育方法について気軽に情報交換する機会が増えた。

## (3) 問題点

2020年度はCOVID-19の影響で遠隔授業を行うにあたり、新しい教育環境における新しい教育技法が求められることになった。学校危機対策本部において、教員が遠隔授業を行うために必要な支援体制の整備を行ったが、今後も継続して必要な体制の整備に努める。

学習成果の可視化については、多様な方法を複合的に採用しているが、それらの数値を測定し、教育改善に繋げる取り組みを継続して実施することに努める。教育活動の改善への取り組みによって疲弊することなく不断の改善を続けられるような体制が必要である。

## (4) 全体のまとめ

本学の教育課程では、退学（除籍）者数を減少させることを課題に掲げ、その解決方法としての学部学科ごとのカリキュラムの見直しをはじめ、学部学科別における工夫等、様々な改善に努めてきた。入学前の説明や入学後に実施するオリエンテーションの機会に、学部学科の学びを説明することや、成績不振の学生に対する教員面談の実施等により、適切な履修相談を行っている。2021年度入学予定者に対する入学前教育を見直し、大学での学びへのより円滑な接続を可能にするようなプログラムの実施を図っている。

学部学科および研究科においては、カリキュラムを見直しながら、学習成果の可視化を図る取り組みに着手している。共通教育の新カリキュラムを2020年度から導入したことや、経営学部ビジネスデザイン学科の2019年4月開設（2021年4月ビジネスデザイン学部ビジネスデザイン学科開設により同学科は廃止）、さらに経営学部経営学科では2021年4月から新カリキュラムを導入する等、より良い教育を実現するために様々な改革を行っている。

各組織における新カリキュラム導入等の取り組みの成果については、結果を検証しながら、継続して改善に繋げていく必要がある。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、2016年度に大学中期計画（2017年度から2021年度の5カ年計画）を策定するにあわせて、大学全体の3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を定めた。学部学科の3つの方針は、各組織内でカリキュラム改訂や入学者選抜結果を踏まえて適切に見直しを行っている。

大学院の学生の受け入れ方針は、2019年度に大学院全体の3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を策定した後に、大学院全体の3つの方針との整合性を図るために、各研究科委員会において研究科の3つの方針の見直しを行い、2020年度入試から公表・適用している。その際、学生の受け入れ方針については、求める学生像を明確にするためにどのような能力を備えた入学者を求めているかを記載するように努めた。

2020年度に、学部・研究科の自己点検・評価結果（「自己点検・評価シート」）に基づいて、学生の受け入れ方針を含む3つの方針の点検・見直しを実施し、検証結果の取りまとめを行った（資料5-1）。

これらの学生の受け入れ方針については、本学ホームページにも掲載することで社会に公表している（資料1-4【ウェブ】）。さらに、高校への出張模擬講義やオープン・キャンパスなどの機会において、説明を行っている。また、『入試ガイド』において、「総合選抜型」の「求める学生像」として公表している（資料5-2, 5-3）。

以上のことから、卒業認定・学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試協議会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

## 評価の視点5：入試における COVID-19 への対応

### 学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、多様な入試制度を工夫するだけでなく、大学情報（教育目的、カリキュラム、キャリア形成支援体制、留学制度、授業その他の費用、奨学金制度等）および入学試験情報の受験生等への正確かつ公正な周知、厳正な入試実施、入学者選抜の透明性、公正性の担保等を目標に学生募集および入学者選抜を行っている。また、各学部・研究科の学生の受け入れ方針や「求める学生像」に応じて、多様な方法で入学者選抜を実施している（資料 5-2, 5-3, 5-4, 5-5）。

### 入試協議会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入試協議会（資料 5-6）では、入試全般にわたって協議し、本大学の教育活動および運営に資する入試制度を立案・実施している。入試協議会は、学長（委員長）、委員長が選任した副学長、学部長、入試委員長、入試委員会次長、出題委員長、大学統括部長、入試課長等によって構成され、学生募集方法や入学者選抜制度等の原案を作成する各委員会（入試委員会（資料 5-7）、スポーツ推薦委員会（資料 5-8））の提案に基づき審議を行う。

### 公正な入学者選抜の実施

入試問題は、独立した委員会組織である出題委員会（委員の氏名は非公開）（資料 5-9）が、学生募集要項に沿い高校の学習指導要綱に準拠して作成している。出題委員会では、作問チームと校閲チームに分かれ、各チームの2度にわたる検討作業ののち原案を確定している。

大学院においては、『大学院学生募集要項』の中で「募集人員」、「出願資格」、「選考方法」等を公表するとともに、公正かつ適切な入学者選抜を実施する。研究科の入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、学内推薦入試、研究生推薦入試、一般入試、社会人入試、留学生入試により、9月と2月に入試を実施するほかに、2015年度入試より秋入学者対象の入学者選抜を6月に実施している。「筆記試験」および「研究計画を中心とする口頭試問（面接）」を中心に、各出願資格の特性に応じて実施している。口頭試問（面接）の成績評価については、2名以上の試験委員が採点を担当し、客観的な判定を担保している。

### 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学を希望する者への合理的な配慮として、障がいのある入学志願者への配慮を行っている。事前の相談に基づく受験の配慮を行うほかに、入学後の就学に関する配慮・措置に関しても事前相談を受け付けている（資料 5-2, 5-10）。

### 入試における COVID-19 への対応

COVID-19 への対応・対策としては、受験生へのお願いや本学の感染防止に向けた取り組みをまとめた「2021年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染予防策について」を作成し、ホームページに公開した（資料 5-11）。また、入学者選抜における配慮として、入学を希望する者の進学機会を確保することを目的に、各入試制度の出願資格の改定や一般選抜の学科試験型が実施できない場合等に備えて合否判定における「補欠合格制度」を導

入した。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

### 点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

〈学士課程〉

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

〈修士課程、博士課程〉

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学部においては、定員の実質的な管理を行うために、2017年度から2018年度にかけて編入学定員が設定された学部学科（経営学部経営学科、経済学部経済学科、社会学部社会学科、国際教養学部英語・国際文化学科）において編入学定員の入学定員への振替を実施した。

また、社会の変化（技術革新や社会・経済システムの変化等）に対応した教育を実現することを目的に、2019年4月に経営学部ビジネスデザイン学科を開設するにあたって、国際教養学部の入学定員15名、経営学部経営学科の入学定員55名を経営学部ビジネスデザイン学科の入学定員へ振替えた。その後、本学の教育をより広く社会に役立てることを目的に、2021年度4月より経営学部経営学科の収容定員を増やすこと、および、2021年4月にビジネスデザイン学部ビジネスデザイン学科を開設するにあたり（経営学部ビジネスデザイン学科は廃止）、学科時代より収容定員を増やすことがいずれも認可されていることから、合わせて全学で200名の入学定員増となる。

編入学定員および入学定員の振替の結果、2017年度以降の大学全体の入学定員の充足率は、2017年度113%、2018年度105%、2019年度103%、2020年度99%であった。一部の入学定員未充足の学部学科があるが、概ね適切な入学定員の管理を行い、安定した入学者数を確保している。

大学全体の収容定員に対する在籍学生数とその比率は、2019年5月1日現在6,322名（109%）、2020年5月1日現在6,171名（104%）である。今後も本学の教育活動を効果的に行う規模を維持するため、適切な在籍者数の管理により、適切な在籍学生数・在籍学生比率を確保する。

研究科全体の収容定員に対する在籍学生数とその比率は、2019年5月1日現在50名（42.0%）、2020年5月1日現在52名（43.7%）、2021年度入試後2021年3月25日現在64名（53.8%）であり、全研究科において収容定員が未充足の状態ではあるが、漸次、上昇傾向にある。ただし、研究科間の収容人員充足率に格差があるため、今後の状況によっ

ては、入学定員の見直しも視野に入れて検討を行う予定である。

入学志願者を増やすための取り組みとしては、研究科単位で設置したワーキング・グループでカリキュラム改革を含めて改善策を検討・実施している。具体的な改善策としては、2019年度から全研究科（博士前期課程）で単位制学費制度の導入を決定したほか、経営学研究科は2018年度に「日中連携ビジネスコース」を社会のニーズに合わせて発展的に廃止統合、経済学研究科博士前期課程は地域創生コースを設置した。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

#### 点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学部では、学生募集および入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかを入試終了後、学長が指名する入試委員長と各学部から選出される教員、入試課職員で構成される入試委員会（資料 5-7）が中心となって検証している。学生募集は、各入試制度における志願者数、地域別総志願者数、出願時期等の動向分析、入試説明会や高校訪問における高校進路指導担当者へのヒアリング内容の分析等に基づき、各入試制度の募集・広報活動の有効性、公正性、適切性を検証している。

入学者選抜実施後の教授会において、当年度の入学者受入数を教授会にて確認の上で受け入れの適切性を検証し、次年度に向けた取り組み方針を決定している。また、入試委員会および入試協議会において点検・評価を行い、学部学科の学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜を増設することや、全入試制度における学力試験・検査の導入などの取り組みを実施している。

「高大接続改革」への対応として、入試制度改革プロジェクト・チームを中心に検討した結果、2019年度入試より経営学部ビジネスデザイン学科では、従来の「A0入試」に代えて高大接続改革の趣旨を盛り込んだ「総合型選抜」を実施している。さらに、2020年度入試以降は、経営学部ビジネスデザイン学科以外の学部学科においても「A0入試」に代えて「総合型選抜」を実施している。総合型選抜では、学部学科の学生の受け入れ方針や「求める学生像」に応じた多様な方法で選考を行うため、従来の入学者選抜と比較してより学生の受け入れ方針に沿った学生の受け入れを実施することができる。選考方法としては、大学での学びに必要となる能力を問う「基礎能力検査」を必須とするとともに、学部学科の特性に応じた「面接」や「小論文」「プレゼンテーション」「グループディスカッション」などを行っている。また、早期に入学者選抜の結果を発表することで、高校から大学の学びへ円滑な移行を目的とした入学予定者対象の入学前教育を実施している。総合型選抜で

基礎能力検査を導入したことで、2021年度入試においてはすべての入学者選抜で学力検査を実施している。

社会学部社会学科では、将来構想検討委員会において、学生の成績の推移を入試制度ごとに把握し、成績の改善に対する対応策を検討しているほか、学部研修教授会で、新入生アンケートの分析を紹介し、学習、施設を中心に学生のニーズの把握に努めている。

社会学部社会福祉学科では、一般選抜の学科試験型において2020年度入試では一部のみ、2021年度入試では全日程で面接を導入することで、入学後に学科の教育と学生が学びたい内容との不一致が生じないよう工夫を行っている。

研究科では、学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかを、各研究科委員会で検証している。

#### 点検・評価結果に基づく改善・向上

2020年度入試からすべての学部学科において総合型選抜を実施している。

社会学部社会福祉学科では、入学後に学科の教育と学生が学びたい内容との不一致が生じないよう工夫として一般選抜の学科試験型で面接を導入している。

国際教養学部英語・国際文化学科では、2014年度から英語特待生留学希望者を対象とした英語留学型A0入試を実施していたが、当初想定したような学生確保が難しかったため、学部内委員会などで検討を重ねた結果、2018年度入試以降取りやめることを決定した。

2019年度から全研究科（博士前期課程）で単位制学費制度の導入を決定したほかに、経済学研究科博士前期課程地域創生コースを設置した。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

#### (2) 長所・特色

従来の「A0入試」の見直しにより「総合型選抜」を実施することで、大学での学びに必要な能力を問う「基礎能力検査」を必須にするとともに、学部学科の学生の受け入れ方針や「求める学生像」に応じた多様な方法で選考を実施できるようになった。

社会学部社会福祉学科では、ソーシャルワークという実践的な教育内容となるため、学生が学びたい内容と学科教育との不一致が生じないことを目的として、一般選抜の学科型試験において面接を導入することで、学科の学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れられるよう工夫を行っている。また、総合型選抜（専願制）においては、第一次選考で「プレゼンテーション」「面接」、第二次選考で「グループディスカッション」を行うことで、社会福祉分野への関心や入学後の勉学の方向と進路希望を問う選考方法を導入している。

#### (3) 問題点

2020年度入試において、一部の学部学科で入学定員の未充足が生じたが、定員管理厳格

化によるものであり、志願者数は全学合計で入学定員の約 15 倍を確保できている。また、未充足人数も誤差の範囲に収まっており、学生募集が危機的な状況を迎えているわけではない。一方で、他大学で補欠・追加の合格発表が増えていること、特に 2021 年度入試（2020 年度実施）においては、COVID-19 の影響を勘案し、「補欠合格制度」を導入することとした。

大学院全体の入学定員については、2015 年度入試（2014 年度実施）よりすべての研究科において秋入学を導入しているが、収容定員に対する在籍学生比率が低い状態が続いている。各研究科において、継続して未充足状況を解消するためのさらなる諸施策（収容定員の見直し等）が必要である。

#### （４）全体のまとめ

本学は、2017 年度から 2018 年度にかけて編入学定員が設定された学部学科における編入学定員の入学定員への振替の実施や、2019 年度の経営学部ビジネスデザイン学科の開設、2021 年度の経営学部経営学科の入学定員の増員や経営学部ビジネスデザイン学科の学部への改組・入学定員の増員により、学部学科の改組や開設に伴う入学定員の適正な設定を行いながら、入試制度の改革を実施してきた。

2021 年度入試において、すべての学部学科で従来の「AO 入試」に代えて高大接続改革の趣旨を盛り込んだ「総合型選抜」を実施することで、従来と比較してより学部学科の学生の受け入れ方針に沿った学生の受け入れを実施することができるようになった。

学生募集においては、高校への出張模擬講義やオープン・キャンパス、高校教員向け説明会、高校訪問などの活動を行うことで、総志願者数が 2018 年度入試 15,219 名、2019 年度入試 22,909 名、2020 年度入試 23,110 名と 3 年続いて 15,000 名を超える状態を維持している。大学全体の入学定員の充足率は、2019 年度入試までは定員超過となっており、安定した入学者数を確保している。2020 年度入試において一部の学部学科で入学定員の未充足が生じたが、前述のとおり定員管理の厳格化によるものであり、全学での志願者数合計の状況から、学生募集が危機的な状況にあるわけではない。しかしながら、今後の 18 歳人口減等を勘案すると、各学部が本学の建学の精神に基づく社会に貢献できる人材の養成にふさわしいカリキュラム等の取り組みが、引き続き必要である。

大学院全体については、未充足状態が継続しており、それを解消するためのさらなる諸施策の検討と実行が必要である。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を2013年度に策定した後、2019年度に見直しを行った（資料6-1）。大学として求める教員像および教員組織の編制方針を、本学ホームページに公開している（資料2-2【ウェブ】）。

#### 大学の教員組織の編制に関する方針

大学および学部・研究科の教育理念、教育方針に基づく研究・教育を確実に実践するために、以下の諸点を教員組織の編制方針とする。

- ①学生に対してきめ細かな教育を行うために、大学設置基準および大学院設置基準等の省令に定められた専任教員数を踏まえるとともに、全学的な教育研究上の必要性に基づき求められる教員を適切に配置する。
- ②大学の教育理念に基づく学部・研究科の教育方針（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を実現するとともに時代のニーズに対応できる教員組織を編制する。
- ③各学部の教育方針にそった教員組織となるよう配慮するとともに、適切な年齢構成のバランスに配慮しながら教員の採用・編制を行う。また、各学部・研究科の特性を踏まえ多様性に配慮した教員の採用・編制を行う。

#### 求める教員像

本学の教育理念、教育目的、全学の教育方針を達成するために本学が求める教員像は、以下の能力・資質を備えた教員である。

- ①大学の建学の精神、教育理念、教育目的、全学の教育方針および各学部・研究科の教育方針を十分理解し、これを遵守して教育・研究に専心する教員
- ②学生の人格を尊重し、愛情と誠意をもって学生と真摯に向き合い、学生の成長を支援するとともに学生との信頼関係を築くことができる教員
- ③高度な研究力とともに優れた教育力と豊かな人間性を備え、誠実に大学運営に携わる教員
- ④専門分野の研究において優れた業績と研究成果を有し、その研究成果を教育・学術の向上と地域社会の発展に寄与する教員

学部・研究科においては、大学の教員組織の編制に関する方針および学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に基づく教育を実践するために、欠員補充等による人事において、

担当科目、専門領域、多様性を考慮しながら教員の採用を行っている。2019年度に各学部、2020年度に各研究科の教員組織に関する編制方針を策定した（資料6-2, 6-3）。策定にあたっては、欠員補充等による人事における学部学科で運用されている内容を、大学の教員組織の編制に関する方針と関連付けることに留意した。

学部・研究科は、各学部教授会規則および研究科委員会規則に基づき、学部長・研究科長を補佐する執行部会を中心に、適切に運用されている。各学部・研究科における将来構想や教員編制に関する事項については、学部内および研究科内の将来構想委員会や人事委員会等を中心に、議論・検討が行われている。

国際教養学部では、学部長を補佐しつつ、学部の諸問題を議論する4名体制（学部長含む）の執行部会がある。その他に、教員の専門領域から分けた4つの分野（英語研究、比較文化、Japanese Studies、メディア・映像文化）から選出した将来構想委員会、人事に関しては学部長を含めて4名で構成される人事委員会があり、これらの会議において学部の将来構想および人事に関する事項が議論・検討されている。

経営学部経営学科では、学部長と3名の学部長補佐からなる学部執行部が中心となり学部の運営を担っている。学部執行部および3つのスタディエリアのリーダーを加えた将来構想検討委員会の主導により、2019年に4コース制から3つのスタディエリア制に大きくカリキュラムを改革するとともに（2021年入学者から適用）、スタディエリアごとの教員組織の見直しを実施した。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

#### 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

2020年度の専任教員数は、162名（内、契約教員13名）である。学部別では、国際教養学部25名、社会学部36名、法学部20名、経済学部34名、経営学部34名である。研究科別では、文学研究科博士前期課程23名、文学研究科博士後期課程17名、社会学研究科博士前期課程34名、社会学研究科後期課程8名、経済学研究科博士前期課程31名、経済学

博士後期課程 11 名、経営学研究科博士前期課程 23 名、経営学研究科博士後期課程 19 名である。いずれの学部・研究科においても、「大学設置基準」および「大学院設置基準」等に定められている必要な専任教員数を満たしており、必要とされる専任教員数の半数以上の教授が配置されている。

年齢構成は、70 歳以上 1 名、60 歳から 69 歳以下 48 名、50 歳から 59 歳以下 33 名、40 歳から 49 歳以下 52 名、30 歳から 39 歳以下 25 名、39 歳以下 3 名である。

教員組織の編制に関する方針に基づき、原則的には欠員補充等による採用を行い、学部のカリキュラム編成上の必要性と、授業科目への専任教員の配置、研究科科目の担当、年齢構成や男女構成等を配慮しながら教員組織が整備されている。

#### 適切な教員組織編制のための措置

教員組織の編制にあたっては、大学の教員組織編制の方針などに基づき、教育課程の担当者にふさわしく、組織的な教育が展開できるよう整備している。編制にあたっては、全学人事計画調整会議（資料 6-4）において、学部教授会で承認された目標とする学部教員の定数実現に向けて全学的な調整を行い、学部相互の調整により本学の教育課程に相応しい教員組織の整備の一端を担っている。

教員募集及び採用では、主要科目および主要分野を専任教員が担当するよう配慮している。また、専任教員 1 人あたりの学生数や、年齢、性別に著しい偏りが生じないように努めているが、学部によっては年齢構成に偏りが見られる。

大学院博士前期課程担当教員の資格審査は、「大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」（資料 6-5）に則り、以下の手順で行われている。

- ①研究科委員会において、担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者の資格審査を行うために、原則として演習担当者 3 名からなる審査委員会（主査 1 名、副査 2 名）を設置
- ②審査委員会は定められた期間内に審査を終了し、審査結果を研究科委員会に報告
- ③検査結果については、研究科委員会において出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成投票により議決

大学院博士後期課程担当教員の資格審査は、「大学院博士後期課程担当教員資格審査内規」（資料 6-6）に則り、以下の手順で行われている。

- ①研究科委員会が、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者の資格審査を行うために、原則として（特殊）演習担当者 3 名からなる審査委員会（主査 1 名、副査 2 名）を設置
- ②審査委員会が、定められた期間内に審査を終了し、審査結果を研究科委員会に報告
- ③研究科委員会が、審査結果を出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成投票により議決

これらの手続きにより、大学院担当教員の資格審査は、極めて厳正かつ適切に行われており、手続きの透明性も高い。

#### 学士課程における教養教育の運営体制

共通教育機構は、共通教育を適切かつ円滑に運営し、その充実・向上に資することを目

的としている。共通教育機構（資料6-7）は、学長が指名する副学長を機構長の他に、教務委員長、外国語教育センター長、キャリアセンター長、国際センター長、学習支援センター長、教職課程委員長（兼教職センター長）、スポーツ教育センター長、学芸員・司書課程運営会議議長、日本語教員養成課程運営会議議長、各学部選出の共通教育担当教務委員各1名、情報教育科目担当専任教員から機構長が指名した者、健康・スポーツ学科目担当専任教員から機構長が指名した者、大学統括部長等で構成されている。このように学部から選出された教員委員が責任を持つ体制により、共通教育の全体戦略、基本方針、カリキュラム、授業運営に関する事項を審議し、教員補充人事について共通教育運営の観点から募集すべき主担当科目を学部教授会へ勧告する等、全学的な立場から共通教育課程の運営に携わっている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

### 点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集および採用は、全学人事計画調整会議で確認された人数枠の範囲内において、教授会の議を経て学長に申請があり、学長提案に基づき常務理事会の議を経て理事長が決定する。全学人事計画調整会議は大学全体としての各学部の補充人事枠申請に関して調整することを目的として設けられた会議である。募集および採用の手続は、原則として公募により「桃山学院大学教員任用手続規程」（資料6-8）に基づき、適切に行われている。学部において欠員補充等の発生時には、「桃山学院大学教員任用手続規程」に則り、次の手順で募集・審査・採用が行われる。教員の募集は、JREC-INや本学ホームページなどを活用する公募制としている。昇任については、教授会の議を経て学長に申請があり、学長提案に基づき、常務理事会の議を経て理事長が発令する。

なお、年齢構成表により各学部の平均年齢を算出したうえで公募要領に職位（「教授」「准教授」「講師」）の区分を記載して、年齢層を調整する配慮等を行っている。

募集・公募要領の確認	①学部内人事委員会または執行部会
	②教授会
	③学長への採用枠(公募要領)申請
	④学長・学部長会
	⑤全学人事計画調整会議
	⑥共通教育機構会議
	⑦理事長宛採用枠(公募要領)申請
	⑧常務理事会
	⑨公募開始、締切

審査 (面接含む)	⑩教授会（審査員決定・予備審査開始） ⑪教授会（予備審査報告、審議） ⑫予備審査合格者（採用候補者）への面接日時の文書連絡 ⑬予備審査不合格者への通知 ⑭面接（本審査） ⑮教授会（本審査報告、審議） ⑯本審査各社（採用予定者）への審査結果の電話連絡（学部長） ⑰本審査不合格者への通知
採用決定	⑱学部長による採用推薦書作成 ⑲学長への採用推薦の稟議書回付 ⑳理事長への決定申請書提出 ㉑常務理事会 ㉒決定者への採用通知（理事長）

教員の昇任は、「桃山学院大学教員任用手続規程」および「『桃山学院大学教員任用手続規程』の運用上の申合せ」（資料 6-9）に基づき、次の手順で審査を経て決定されている。

確認	①学長・学部長会での確認 ②学部人事委員会での確認 ③教授会で確認された申請資格該当者宛に通知書の送付案内
審査	④申請締切後、教授会で申請報告、審査開始、審査委員選出 ⑤教授会で審査報告、審議、承認
決定	⑥学部長が昇任推薦書作成→学長宛 ⑦学長名による理事長宛昇任申請書 ⑧常務理事会

現時点では、大学における昇任に関する規程が定められていないことから、前述のとおり「桃山学院大学教員任用手続規程」を準用しているが、本学が求める教員像に基づく適切な教員組織を編制するために昇任基準を明確にすることが喫緊の課題であり、現在、学長主導のもと全学的に検討を行い、2021年度中に規程を整備する予定である。

共通教育の円滑な運営を図るために雇用される共通教育機構契約教員（各センターに配属）の採用は、「桃山学院大学共通教育機構契約教員の任用手続および契約更新に関する内規」（資料 6-10）に基づき、適切に実施されている。採用人数については、各センター長の依頼に基づき、共通教育機構の審議を経て、常務理事会で決定する。採用にあたっては、共通教育機構のもとに設置される小委員会（配属先のセンター運営委員会）の推薦に基づき共通教育機構会議の審議を経て、学長が行う。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

#### 点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施  
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

本学では、「全学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 推進委員会規程」(資料 6-11) に基づき、全学 FD 推進委員会を設置している。全学 FD 推進委員会は、副学長の中から学長が指名する長の他に、各学部担当教員、共通教育機構から選出された者等で構成され、学部・研究科および学内諸組織が行う FD を支援するとともに、全学的かつ恒常的に FD の検討を行い、その質的充実を図ることを目的としている。

具体的な活動は、年 2～3 回の FD 研修会の開催、各学期に実施する「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」、SA・TA 制度の運用、授業見学等を行っており、活動内容を掲載した FD NEWS (年 2 回程度) を発行し、授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取組を進めている。2018 年度および 2019 年度の全学 FD 研修会の内容は、次のとおりである。

#### <2018 年度>

第 1 回「配慮を要する学生への対応を考える」(2018 年 6 月 20 日開催)

参加者数： 教員 64 名、職員 15 名

内 容： 普段の授業や窓口において、教職員が抱える学生対応について、法的な理解、大学としてできる対応を理解し、参加者同士で事例共有、対応を検討する。

第 2 回「配慮を要する学生への対応を考える」(2018 年 7 月 4 日開催)

参加者数： 教員 53 名、職員 12 名

内 容： 教職員から寄せられた質問や事例を共有し、対応を検討する。

#### <2019 年度>

第 1 回「ルーブリックを軸とした授業の運営と改善」(2019 年 11 月 18 日開催)

参加者数： 教員 46 名、職員 9 名

内 容： ライティング科目「大学レポート入門」を例に、ルーブリックを活用した、学習成果の可視化や教材の開発、科目運営の見直しについて考える。

第 2 回「M-Port を利用した学習支援」(2019 年 12 月 11 日開催)

参加者数： 教員 16 名 (教員のみ対象、定員 20 名) ※ハンズオン形式での実施。

内 容： 秋学期から更新された M-Port を使った授業運営を支援するために、機能の一つである「学習支援機能」の操作方法を習得する。

2020 年度春学期は、COVID-19 の影響によりすべての科目において遠隔授業を実施することになったことに伴い、学校危機対策本部の企画により遠隔授業遠の実施を支援することを目的として、遠隔授業のツールの使い方に重点を置いた説明会を複数回開催した(「M-Port を用いた遠隔授業のツール」2020 年 5 月 7 日・8 日開催、「Zoom 説明会」2020 年 5 月 15 日・18 日開催)。その他にも、遠隔授業に重点を置いた以下の FD 研修会を開催した。

＜2020年度＞ ※いずれもテレビ会議システムによる実施。

第1回「M-Port 操作説明会（初級編／中級編）」（2020年8月26日開催）

参加者数： 教員 116名、職員 15名

内 容： （初級編）初めてM-Port を操作する方を対象とした基本的な操作説明  
（中級編）M-Port 操作経験があり、基本的な操作ができる方を対象とした操作説明

第2回「遠隔授業に関するFD研修会（午前の部／午後の部）」

（2020年8月27日・28日開催）

参加者数： 教員 147名、職員 21名

内 容： （午前の部）オンデマンド型 授業設計と資料  
（午後の部）ハイブリッド型 授業設計と授業動画

第3回「遠隔授業の設計と工夫」（2020年9月14日・15日開催）

参加者数： 教員 35名（教員のみ対象、各日定員 30名）

内 容： ・遠隔授業に関する情報のブラッシュアップ  
・春学期に実施した遠隔授業設計に関する報告  
（印刷教材配付型、オンデマンド型、同時双方向型）  
・ワークショップ

第4回「M-Port 操作説明会（初級編／中級編）」（2021年3月9日開催）

参加者数： 教員 116名、職員 14名

内 容： （初級編）初めてM-Port を操作する方を対象とした基本的な操作説明  
（中級編）M-Port 操作経験があり、基本的な操作ができる方を対象とした操作説明

第5回「対面授業における録音・録画方法を含む授業（対面、遠隔）の運用等に関するFD研修会（午前の部／午後の部）」（2021年3月18日開催）

参加者数： 教員 123名、職員 15名

内 容： ・授業設計や授業の運用等  
・ツール等の具体的な操作等

「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」は、全科目（実習・演習科目や受講者数が10名以下の科目を除く）で実施している（2018年度の授業評価アンケート実施率 春学期 96.6％／秋学期 95.2％、2019年度の授業評価アンケート実施率 春学期 96.4％／秋学期 94.7％）。授業評価アンケートを科目別にクロス集計した結果を本学ホームページ（学内からのみアクセス可）に掲載するとともに、冊子体にまとめたものを本学図書館に納品することで、学生が自由に閲覧できる（資料4-24【ウェブ】）。

授業評価アンケート集計結果に基づいて担当教員が所見を入力し、授業の振り返りができるよう工夫を行っている（2018年度の所見提出率 春学期 62.1％／秋学期 64.5％、2019年度の所見提出率 春学期 68.6％／秋学期 77.3％）。2019年度からはこの所見入力欄に、学生の成績情報公開の一環として、成績分布、試験問題作問の意図やねらい、模範解答等の情報を記載して受講生へのフィードバックを行っている。

2020年度は「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」に代わるものとし

て、COVID-19の影響による教育環境の管理の観点から、学校危機対策本部のもとで、授業改善および学生の学習状況を把握することなどを目的としたアンケートを6回実施した。

学部学科、研究科単位のFD活動では、学部執行部あるいは将来構想検討委員会での議論等に基づき、「研修教授会」「研修研究科委員会」等（年1から2回程度）を開催し、カリキュラムの検証、教育の実施体制の見直し、退学防止に向けた対策の検討等について組織内で共有することで、教員の資質の改善・向上を図っている（資料6-15）。経営学部経営学科では、2019年度に新カリキュラムで重点を置く「実践型授業」に関するFD研修会を開催した。2020年度は、当初前年度同様に新カリキュラムにあわせた「フィールドワーク」に関するFD研修会を開催予定であったが、COVID-19の影響により、遠隔授業対策委員会を設置したうえで、遠隔授業に特化した説明会を開催した。経営学部ビジネスデザイン学科においても、Zoomを活用した遠隔授業に関する研修会を開催した（2020年4月30日開催／参加者数：9名、2020年9月23日開催／参加者数：7名）。経営学研究科では、他大学の教育・研究システムおよびそれらの長所・短所と本学で活かせる部分の情報共有に関するFD研修会を2回にわたって開催した（2020年12月9日・2021年1月20日開催、参加者数21名、20名）。

法学部では、COVID-19の影響が大きい1年次生を担当する基礎演習担当教員がテレビ会議システムを使って集まり、演習の実施方法をはじめとして対応の共有を図った。

その他に、毎年全教職員を対象にハラスメント防止に関する講演会または研修会を実施しており、ハラスメント防止に対する構成員の意識の醸成を図っている。

#### 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育活動、研究活動、社会活動等の諸活動に関する教員の資質向上を図るために、新たに着任する教員には研修会を行っている。外部資金獲得および適正な研究費執行を行うために研究費執行ルール説明会等を実施している。

また、教員の教育・研究活動については、毎年「教育・研究業績」を収集・共有している。教員は、「教育活動」（教育内容・方法の工夫（学習成果の可視化の工夫、学生の理解を深める工夫等））、「研究活動」（著書・論文等の執筆状況、社会活動として学会発表等の活動や、国の機関、地方自治体、公的団体等からの委嘱事項、発表、講演、学術賞の受賞等）からなる活動報告書を作成する。この「教育・研究業績」は、最終的に学内共用フォルダに公開することで共有を図っている（資料6-12）。さらに、教員の教育活動等の資質向上を図るために「教育・研究業績」の運用を見直し、2020年度から「教育・研究計画書」に基づいて、「教育活動」「研究活動」「大学・学部運営に関わる役割（学内・学部内委員等）」「社会における主な活動」の区分ごとに教員が年度初めに年間の計画を作成し、年度末には計画に対応した報告（「教育・研究報告書」）（資料6-13）を作成している。「教育・研究計画書」「教育・研究報告書」は学部内の自己点検委員会での確認および全学自己点検・評価会議の点検を経て公開を行うことで、学部内の教員の資質向上に努めている。

専任教員の「教育・研究業績」データベースを本学ホームページに公開しており、2018年度からは本学ホームページ内に「ジャンル」「所属」「五十音」による検索を可能とし

ている（資料 6-14【ウェブ】）。

また、桃山学院大学総合研究所における書籍の刊行補助や紀要の刊行など、教員の研究を促進する制度により教育・研究の質の向上を図っている。

『桃山学院大学経済経営論集』をはじめとする各種学内学会紀要への投稿の奨励、桃山学院大学総合研究所が主催する共同研究プロジェクトへの応募の奨励、本学部教員による海外研究者を交えた小規模の研究会の開催などを行っている。また、不定期であるが、経営学研究科が主催する学外にも開かれた経営学研究会で日常の研究成果を市民にもわかりやすく発信する機会をもっている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるよう努めていると判断できる。

#### 点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

全学的な教員組織の適切性は、学長・学部長会および学長・研究科長会において、学部学科、研究科別の専任教員数、職位（教授、准教授、講師）別人数、男女別人数、大学設置基準に定められている必要な教員数等を点検し、検証を行っている。

学部・研究科においては、教員組織の適切性について、学部執行部や将来構想委員会および教授会・研究会委員会で定期的に点検・評価を実施している。具体的には、学部・研究科の教育方針に基づいた教員組織となっているかどうかを点検・評価し、必要に応じて担当科目の見直し等を行っている。

国際教養学部では教員が自分の専門分野に応じて関係コース（およびプログラム）に責任をもつ体制を構築し、現在は 2 コース体制で運営している。この体制の在り方については、学部内の将来構想検討委員会が中心となって、見直しを進めてきた。学部内の将来構想検討委員会において、学生のニーズや今後学部が進む方向性等に基づいて教員組織のあり方について検証を行っている。

また、「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」集計結果に基づいて担当教員が所見を入力することで、授業レベルの点検・評価を行っている。このように担当教員による授業の改善・向上ツールとしての活用を推進している。

#### 点検・評価結果に基づく改善・向上

「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」集計結果に基づいて担当教員が所見を入力することで、授業レベルの点検・評価を行っている。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

#### (2) 長所・特色

2020年度は「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」に代わるものとして、COVID-19の影響による教育環境の管理・支援の観点から、学校危機対策本部のもとで、授業改善および学生の学習状況を把握することなどを目的としたアンケートを6回実施した。アンケートの結果は、授業方法の改善などに活用するために、教員に公開するとともに、学生に対しても結果の共有を行った。また、同時に教員対象のアンケートを実施することで、教員が困難に思っていることなどを把握し、学生の受講環境の整備などの支援体制の強化に努めた。

#### (3) 問題点

教員の昇任に関しては、「桃山学院大学教員任用手続規程」および学部学科が独自に定める昇任基準に基づいて所定の業績などによって行っているが、本学が求める教員像に基づく適切な教員組織を編制するために昇任基準を明確にすることが喫緊の課題である（2021年度中に策定予定）。

教員組織の編制にあたっては、専任教員1人あたりの学生数や、年齢、性別に著しい偏りが生じないように努めているが、学部学科によっては年齢構成等に偏りが見られるため、計画的な取り組みが課題である。

#### (4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づいた教員組織の編制に関する方針のもと、規程や学部独自に定めた基準に基づいて、教員の募集、採用、昇任を適切に実施している。また、学部学科の組織の年齢や性別に著しい偏りが生じないように努めるとともに、必要に応じて担当科目の見直しを行っている。

全学的なFD活動として年2~3回のFD研修会の開催、各学期に実施する「授業改善のための『学生による授業評価』アンケート」を実施している。授業評価アンケート集計結果に基づいて担当教員が所見を入力することで、授業の振り返りができる工夫を行っている。

学部学科、研究科単位のFD活動は、学部執行部あるいは将来構想検討委員会での議論等に基づき、「研修教授会」「研修研究科委員会」等（年1回から2回程度）を開催し、カリキュラムの検証、退学防止策の検討および共有、その他状況に応じて組織が必要としている課題をテーマに研修を実施することで、教員の資質および教育の質の改善・向上に努めている。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生支援に関する大学としての方針を2013年度に策定した後に、2019年度に見直しを行った(資料2-1)。学生支援に関する大学としての方針を、「修学支援」「生活支援」「学生のキャリア支援」「留学生支援」に分けて定めたものを本学ホームページに公開している(資料2-2【ウェブ】)。

#### 学生支援に関する方針

##### 〈修学支援〉

- ①学生の自主性を最大限に尊重し、学生が体系的かつ総合的に学習を進められるようにする。
- ②「合理的配慮」に基づく障がい学生支援体制の確立を目指す。
- ③学生が経済的に安心して学生生活を続けることができるよう、学内外の奨学金制度を積極的に発信し、制度の積極的活用を図る。
- ④派遣留学・海外研修プログラムの充実を図り、留学を希望する学生に対して、海外への渡航機会の提供と適切な指導を通じた積極的な支援を行う。

##### 〈生活支援〉

- ①学生の心身両面の健康増進の為、様々な窓口が連携しサポートできる体制を整える。
- ②課外活動をキャリア形成・正課外教育の場と捉え、クラブ・サークル活動・キャンパスコミュニティの活性化を図る。
- ③ハラスメントの無い大学を目指し、防止策を整える。

##### 〈学生のキャリア支援〉

- ①「正課・正課外のキャリア形成支援」では、学部教育と連携し、キャリア教育科目や正課外プログラムを通して、学生各々が自己のキャリアを主体的にデザインする力をつけることができるよう支援を行う。
- ②「就職活動支援」では、自ら考え、自発的に行動する社会人・職業人の第一歩として、学生一人ひとりが満足のいく就職先が決定できるよう支援を行う。

##### 〈留学生支援〉

- ①外国人留学生を積極的に受け入れ、適切な修学支援、生活支援、キャリア支援を行う。また、留学生と本学学生とが互いに立場や文化の相違を超えて共に学び、理解し合えるよう支援する。

学生支援については、大学中期計画に示した「地域で、世界で、人を支える」というビジョンを具現化するため、8つの分野で目標と行動計画をまとめており、その中で「1. 教育」「4. 国際化」「6. キャリア・学生支援」に記載した事業が該当する。大学中期計画は大学構成員に周知されており、同計画の進捗状況は、退学率（除籍・退学）、学生満足度や就職率などの数値目標によりモニタリングを行い、毎年度その達成に向けた諸施策を講じることについて構成員に示している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点7：学生支援（就学支援、生活支援、進路支援等）における COVID-19 への対応

### 学生支援体制の適切な整備

本学の学生支援体制は、学生支援に関する方針に基づき、修学支援、生活支援、学生のキャリア支援、留学生支援を担当する部署が整備されている。「修学支援」を教務課、共通教育機構、外国語教育センター、学習支援センター、教職センター、スポーツ教育センター、学生支援課、国際センター、「生活支援」を学生支援課、「学生のキャリア支援」をキャリアセンター、「留学生支援」を国際センターがそれぞれ中心となって担っている。

修学支援は、教育課程、学籍、授業の計画立案、授業の運営、履修、成績、試験および学年暦に関して教育課程の維持・運営を教務委員会が担っている。具体的には、学部においては、各教授会において選出し学長が委嘱する教務委員長その他、各学部教授会から選出された教員、担当職員で構成される教務委員会（資料 7-1）、研究科においては、各研究科より選出し学長が委嘱する大学院教務委員長その他、各研究科で選出された教員、担当職員で構成される大学院教務委員会（資料 7-2）で方針を策定し、教務課が実務を担っている。

教育課程の中の共通教育の部分は、共通教育機構が全学的な共通教育戦略の策定、共通教育プログラムの開発、学習支援の企画および推進に関することを業務としている。学長が指名する副学長を機構長その他、教務委員長、外国語教育センター長、キャリアセンター長、国際センター長、学習支援センター長、教職課程委員長（兼教職センター長）、スポーツ教育センター長、学芸員・司書課程運営会議議長、日本語教員養成課程運営会議議長、各学部選出の共通教育担当教務委員各 1 名、情報教育科目担当専任教員から機構長が指名した者、健康・スポーツ学科科目担当専任教員から機構長が指名した者、大学統括部長等で構成される共通教育機構会議（資料 6-7）で方針を決定し、各センターが実務にあっている。

正課の外国語教育を適切かつ円滑に実施することを目的とする外国語教育センターは、学長が指名する外国語教育センター長その他、各学部担当教員、センター長の推薦に基づき学長が任命する外国語担当者若干名、専任事務職員若干名で構成される外国語教育センター運営委員会（資料 3-10）において、教務委員会および共通教育機構と連携しながら目的を達成するための施策を検討および実施する。英語科目および日本語科目担当の外国語教育センター教員が常駐し英語や外国語としての日本語学習、関連する資格取得についての相談に対応するなど、英語や外国語を学ぶ学生をサポートしている。

学生に対する学習支援・相談等の業務を推進し、教育活動の充実に資することを目的に学習支援センターを設置している。学習支援センターでは、副学長の中から学長が指名するセンター長その他に、教務委員長、大学統括部長、教務課長、その他センター長が必要と認めた者、センター事務室職員で構成される学習支援センター運営委員会（資料 3-14）で方針を定め、専従の教職員および研修を受けた上級生の学生スタッフが実務を担っている。

教職課程履修生に対する年次・段階的なカリキュラムに基づく行事（ガイダンス等）と学習の機会を提供し、教員としての資質・能力を養成するとともに、教員採用実績の向上を目指すこと等、総合的に学生の支援を行うことを目的とする教職センターは、委員の互選により選出し学長が委嘱する教職課程委員長その他、各学部担当教員、担当事務職員で構成される教職課程委員会（資料 3-16）において、目的を達成するための施策を検討および実施する。

正課の健康・スポーツ教育支援および課外のスポーツ活動に関する業務を推進し、本学

の教育活動の充実に資することを目的とするスポーツ教育センターは、健康・スポーツに関する科目を担当する専任教員もしくは副学長から学長が選出するセンター長の他、健康・スポーツ科学に関する科目担当専任教員、学長室学部事務室担当課長、教務課長、大学庶務課庶務担当課長、センター事務室担当職員で構成されるスポーツ教育センター運営委員会（資料 3-17）で、センターの業務を行っている。スポーツ推薦入学者をはじめとしたアスリート学生が学業とスポーツを両立しキャリアを形成するために必要な学修支援を行う。

修学支援および生活支援は、学長が指名する学生生活委員長の他、各学部担当教員、学生支援課長、担当職員で構成される学生生活委員会（資料 7-3）で方針や施策を決定し、実務を学生支援課が担っている。学生支援課のもとには、学生相談室、保健室、障がい学生支援担当が配置されており、身体的な悩みや精神的な不調について保健室（看護師）やカウンセラーに相談できる体制、および、定期的（授業期間内）に学医や精神科医の受診に応じられるように整備している。なお、学生生活委員会の下には、学生相談・障がい学生支援委員会を設置し学生相談室および障がい学生支援の状況等を共有すると共に、悩みを抱えた学生やフォローが必要な学生の情報共有を行い、学生生活委員会に報告している。その他に、学生支援課では、奨学金などの経済支援、課外活動に関する支援等を行う。

学生のキャリア支援は、キャリアセンターが担っている。具体的には、学長が指名するキャリアセンター長の他、各学部担当教員およびセンター事務課長、担当職員で構成されるキャリアセンター委員会（資料 3-11）でキャリア教育、就職・進路支援の方針を決定し、各学部と連携しながら実務をキャリアセンター事務課が担っている。

修学支援および留学生支援は、国際センターが担っている。具体的には、大学全体の国際交流の方針等を検討・策定する組織の必要性が高まったことに伴い、2019年に学長が指名する副学長を議長とする国際化推進会議（資料 3-9）が設置され、同会議で策定された方針に基づいて、学長が指名する国際センター長の他、担当教員および事務室職員で構成される国際センター運営会議（資料 3-8）で具体的な施策を検討・実行している。

これらの体制のもと、本学は以下のとおり学生支援の取り組みを行っている。

#### 学生の修学に関する適切な支援の実施

修学支援の取り組みについて、組織全体としては各機関が各々連携して支援する体制を敷いている。

学期開始時の履修登録期間には、履修登録会場（PC 実習室）を設置し、教務課職員を複数配置することで学生の履修サポートを行っている。履修相談は教務課の窓口で随時実施しているほか、学籍異動の受付窓口として、学生との面談を通じて学籍異動の理由と背景を確認し、他所管や教員と連携しながら学生のサポートを行っている。また、履修指導は学部学科単位でも実施している。特に1年次生については担当教員が受け持つ1年次対象のクラス指定科目の学生と面談を行うなどきめ細かな指導を行い、欠席傾向にある学生には早期に連絡を行うなど入学直後の出席状況に留意している。2020年度から試行的に運

用していた M-Port の出席管理機能について、2021 年度より本格的に導入し、欠席傾向にある学生を早期に発見して指導を行い、学生の学習姿勢等の改善に繋げる。

出席状況は保護者・保証人と共有し、健康管理や生活管理に留意することで、除籍・退学を防止する一環とする。また、除籍・退学の防止のほか、奨学金継続審査、留学生の在籍管理および感染症拡大防止などリスク管理も目的とする。

学習支援センターでは、大学での学びの基礎スキル獲得を目的に、「大学レポート入門」等の正課科目を運用するとともに、各学部の初年次演習科目と連携した多様なワークショップ（レポートの書き方講座、レポートの見直し講座、大学生のノートテイク、プレゼン力アップ講座等）を開催している（資料 7-4【ウェブ】）。また、学習面での躓きや悩み等に係る相談対応、学習面での個別サポート対応等も、学部や他所管とも連携しながら、幅広く対応している。

教員採用試験受験希望の学生に対しては、学習支援センターに隣接する教職センター（2017 年度新設）に、元高等学校の教員経験者等を配置して、学校現場体験活動への学生の派遣に加え、教職教養や教育法規等の筆記試験対策・模擬授業対策指導等を中心に採用試験に向けてきめ細かな指導を行っている。教職センターでは、教員を目指す学生に対して、教育現場での経験を通じて適性を確認し、また学びに対するモチベーションを高めることができるよう、近隣自治体の教育委員会との連携により積極的に学校ボランティア等として学生を現場に派遣している。また、教師力、授業力の向上を目的とした授業科目（「教師力セミナー A（基礎）、B（応用）、C（発展）」「授業実践演習（授業力向上）」）を開講することで、教育実習や教員採用試験を視野に入れた指導を行っている。また、Web を活用しての学生面談の実施や、隔週の日曜日に現役講師等とともに学ぶ採用試験対策講座を開催している（資料 7-5【ウェブ】）。

また、グローバル化の進展に伴い、コミュニケーションツールとして外国語の必要性が増大する中で、外国語教育センターでは、英語科目担当教員が常駐し、初級から上級までを対象に様々なテーマでワークショップを開催することや、英語学習についてのオフィスアワーを設けることで、学生からの質問や相談に答えている。2020 年は、「おさらいの文法」「Online Talk about What's Trending in the News」「English Discussion Seminar」「Introduction to Pop Culture」「English Drama Circle」を実施した（資料 7-6【ウェブ】）。また、英語の多読図書、その他の外国語の参考書等を揃えた自習スペース（Language Commons）を設けることや、自身の実力を確認するために TOEFL の受講など英語に触れる機会を豊富に設ける等、積極的なスキル向上を目指す学生への要望にも応えている。

留学を希望する学生に対して、国際センターでは、派遣留学・海外研修プログラムの充実を図り、海外への渡航機会の提供と適切な指導を通じた積極的な支援を行っている。本学は海外の 25 の国と地域、62 大学と提携・協定し、長期・中期・短期の各種留学プログラムを提供し、毎年多くの学生が留学を経験している（資料 7-7【ウェブ】）。また、海外の大学事情や文化を理解し、海外留学への意欲を高めることを目的として「国際交流特別講義－海外留学事情」を開講し、海外研修で得られた学びをアウトプットし、海外体験後のキャリア形成に展開させていくことを目的として「国際交流特別講義－海外体験学習・事後研修」を開講することにより、事前学習・留学・事後学習の体系化を図っている。

長期派遣留学（交換留学）を目指す学生に対して、留学に必要な英語運用能力を鍛える

特別奨励プログラム「Super Global Program (SGP)」(入学時からネイティブの専任担当教員による英語集中学習及び海外での英語研修、IELTS 対応指導、留学先の決定のサポート)を2017年度から実施している(資料7-8【ウェブ】)。また、新入生を対象に、入学後間もない時期に異文化を体験することにより、大学での「学び」の方向性を見つけることを目的に、短期海外研修の「BSP (Beginning Step Program)」を実施している。BSPは、夏期・春期の約10日間アジア諸国で実施する異文化体験プログラムとなっている。

本学が受け入れている留学生には、学位取得を目指している正規留学生と海外の協定校から派遣されてくる交換留学生(1学期または2学期)がおり、国際センターが全般的な留学生への支援を行っている。正規留学生の入学及び修学については入試課や教務課と連携しながら国際センター事務課で相談業務を行っており、入学時には大学生活での注意事項の説明を行う「外国人留学生ガイダンス」(資料7-9)を実施している。

正規留学生には原則として「日本語」を必修として課し、交換留学生に対してはA~Dの4レベルの「日本語」を週6コマ提供し、日本語能力の向上が図られるよう教学面から配慮している。これらの留学生の日本語指導においては、外国語教育センターに日本語科目担当教員が常駐しており、課外プログラムやワークショップを開催している。過年度は、「ビジネスの日本語を身につけよう!」「日本語教育能力検定対策講座」「やさしい日本語~外国人と『日本語で』話してみよう!~」「日本語を基礎から復習しよう!」を実施している(資料7-10【ウェブ】)。

春学期開始直後に正規留学生全員に面接を実施し、学習状況・生活状況を把握することにより、個々の状況に応じた支援を行うよう努めている。また、アカデミック・アドバイザー(教員)が、正規留学生全員(交換留学生は希望者のみ)につき、国際センターと連携のうえ学習上の相談や助言指導が可能となる体制を整えて、きめ細かく支援している。

交換留学生には、指定宿舎として民間のマンションを借上げ、本学学生をレジデント・アシスタント(RA)として配置し、日常において生活上の相談や指導・助言を行っている。さらに、生活面のサポートをするバディー制度も運用している。また、危機管理への対応として「大規模災害時の受入留学生サポートマニュアル」(資料7-11)を作成している。

また、正規留学生への経済支援として、私費外国人留学生学内奨学金(資料7-12)、私費外国人留学生授業料減免制度(資料7-13)、その他学外団体奨学金がある。交換留学生への経済支援として、受入交換留学生奨学金規程(資料7-14)に基づき、奨学金を支給している。

日本で就職を希望している留学生の支援を行うため、キャリアセンターに留学生担当者を配置し、日本での就職相談にあたっている。外国人留学生対象の就職ガイダンスを実施するとともに、留学生対象のインターンシップも随時紹介している。

障がいのある学生への修学支援は、受験前の相談からスタートしている(資料5-2, 5-10, 7-15【ウェブ】)。当該志願者と本学の関係部署(入試課、学生支援課、教務課等)が事前面談を行い、受験および修学に際して必要となる支援内容の把握を行っている。入学手続後に行う入学前面談では、入学予定者と本学部署(学生支援課、教務課、保健室等)が修学や大学生活で必要となる支援や配慮内容について確認している。入学後は当該学生の必要に応じて教務課と学生支援課を中心とした所管が連携して支援を行っている。授業中に何らかの配慮が必要な学生に対しては、情報の取扱いに留意しながら、担当教員へ適切

な情報共有を行っている。入学前に申し出がなく、入学後に支援が必要であることが判明した場合も、当該学生から配慮願を提出することによって必要な支援を受けられる仕組みとなっている。具体的な支援内容としては、授業内における座席配慮、ノートテイク、パソコンテイク、授業内介助、文字起こし等があり、試験時には別室受験や時間延長等の配慮を実施している。

成績不振学生については、学部別に設定した要件に基づく成績不振者に対して学部教員が面談を実施する等、修学支援を行っている。修学支援には保護者・保証人の協力も不可欠であるため、各学期の成績発表後には、全学生の保護者・保証人宛に成績表等を郵送し学生の現況を知らせているほか、1年次春学期における成績不振者等の保護者・保証人に対して特に履修指導が必要な状況を通知するとともに、保護者・保証人面談に本人も呼び出し3者面談を実施している。また、大学生活全般について理解を深めることを目的として、毎年各地域で保護者・保証人を対象とした「教育・就職懇談会」を開催し、大学教育の現状の説明に加え、学業成績や就職状況について担当職員との個別面談を設定するなど、細やかに対応している。また、2017年度・2018年度に低単位取得学生対象の夏期集中講座と秋期土曜講座を開講することで、個々の学生に合わせた学習指導を実施した。社会学部社会学科では、社会学部ピアインテグレーター（上級生の学生スタッフ）による1年次生の学習サポート（社会学科基礎演習への派遣、オリエンテーション実施期間における相談会の実施、試験対策イベントの開催等）を行っている。

留年者および休・退学者の状況把握については、学籍異動を管理している教務課で把握している。FDの視点では、例えば社会学部では、教授会の研修として退学した学生の傾向等を構成員で共有する等の機会を設けることや、国際教養学部では1年次生から「担任・副担任制」を導入し、学び方などについてアドバイスを4年間行っている。

学修や進路に関すること等、大学生活の全般にわたって学生が気軽に相談できるようオフィスアワーを設定している。オフィスアワーは大学ホームページやシラバスで学生に明示されている。なお、大学全体としての、学部生の一年間退学率（除籍・退学）は2017年度4.9%、2018年度4.9%、2019年度4.5%、2020年度2.4%（2021年3月26日現在）で推移している。

正課の健康・スポーツ教育支援および課外のスポーツ活動に関する業務を推進し、本学の教育活動の充実に資することを目的として、2020年度に「スポーツ教育センター」を設置した。特に、スポーツ推薦入学者の除籍・退学の抑制を目的として、2020年度春学期の成績不振学生に対して面談を実施することや、学習支援センターとの連携により、スポーツ推薦入学者対象の「アカデミック・ライティング入門」への誘導や、夏期・春期休暇中の集中的な指導、クラブ指導者との連携による情報共有を図った。また、設置2年目となる2021年度に向けて、1年次春学期からの指導をさらに手厚くするべく、学習支援センターと連携した指導プログラムの開発に着手している。

経済的支援は、学生支援課で対応しており、大学独自で行う支援として学内奨学金等の手続きを行っている。具体的には、入試成績上位者対象の奨学金として、在学期間中に継続して大学が定めた基準以上の成績を維持した場合に4年間の学費を全額又は半額免除する「入学試験成績優秀者対象特別奨学金」（資料7-22【ウェブ】）や、2年次生以上の学業成績優秀な学生に学費半額相当額を給付する「成績優秀者奨励奨学金」（資料7-16）、遠隔

地出身の学生に年額 30 万円を給付する「遠隔地出身学生援助奨学金」(資料 7-17)、学内の所定の課外講座の受講料が 10 万円を上限に無料となる「課外講座学修奨励奨学金」(資料 7-18) 等があり、これらは全て返還不要の学内給付型奨学金である。なお、2020 年度は、本学が提携する金融機関から教育ローンを借り入れた学生を対象として借り入れたローンの一部を給付する「教育ローン利子補給奨学金」(資料 7-19) の対象枠の拡大を行った。返還が必要な貸与型の奨学金は、基本的に日本学生支援機構の奨学金で対応しており、家計の急変等で学業の継続が困難となった学生への経済支援としては、本学の授業料減免制度や大学同窓会からの寄付金を原資とする同窓会学業継続奨励金(2019 年度新設)(資料 7-20)、教育後援会からの寄付金を原資とする教育後援会経済援助奨学金(資料 7-21)、日本学生支援機構の緊急・応急採用で対応している(資料 7-22【ウェブ】)。

海外への留学を支援する制度として、留学期間中の本学の学費の一部または全額を免除する「長期派遣留学奨励奨学金」(資料 7-23) や短期の海外プログラムの参加費用の一部を援助する「短期海外研修学生援助金」(資料 7-24) があり、これらも返還が不要な給付型奨学金である。

2020 年度は COVID-19 の影響により学業の継続が困難になる学生を支援するために、「下宿費用支援制度」を新設し、下宿生に対する下宿費用の支援を行った。その他に、既存の授業料減免制度の受給要件を緩和するとともに、対象人数を数人から 100 名規模へ拡張した。

これらの奨学金、学費減免等に関する選考にあたっては学生生活委員会、国際センター運営会議、入試協議会において公正な採用者の選考を行っている。

#### 学生の生活に関する適切な支援の実施

新入生に対する支援として、大学生活に円滑に順応できるよう新入生オリエンテーションを行っている。社会学部社会福祉学科はキャンプ形式で実施しており、新入生・専任教員・先輩学生が参加するキャンプにおいて、縦と横の繋がりを構築している。他にも、希望者のみとなるが、上級生の学生スタッフが企画運営する 1 泊 2 日の合宿形式で実施する「フレッシュャーズキャンプ」も実施しており、こちらは学部学科を越えた繋がりが構築される。

身体的な健康維持・増進については、学生・教職員が健康な生活を送り、心身の健康を保ち生涯を通じて自発的な健康が維持できるよう保健室が中心となり支援を行っている。毎年新入生には「健康アンケート」(資料 7-25) を実施し、配慮や確認が必要と思われる記載があった場合は、入学式当日にヒアリングを行うこととしている。健康管理の大きな柱は、学校保健安全法に基づき実施する定期健康診断である。全学生を対象に年 1 回実施し、胸部 X 線間接撮影、身体計測、視力検査、尿検査、内科検診、体育会クラブ学生対象の心電図検査を実施している(2019 年度定期健康診断受診率 95.0%)。また、学生が安心して教育研究活動や正課外活動に専念できるように、正課・課外活動・学校行事等の大学管理下とみなされる状況で発生した怪我等の治療費を補償する「学生教育研究災害保険」に大学負担で加入している。

2019 年の健康増進法の改正(平成 30 年法律第 78 号)に伴い、敷地内全面禁煙を目指して準備を進め、学生の禁煙外来の無料相談や、「学生の喫煙行為の規制に関する規則」の制

定、禁煙教育の一環として禁煙に関する講演会を実施した。その後、COVID-19の感染防止の観点より、2020年3月より学内の喫煙スペース（卒煙支援ブース）をすべて閉鎖することにした。

学生の居場所づくりやカウンセリングを中心とした学生への支援を行うために、カウンセラー2名が常駐する学生相談室内で談話スペースを開放している（資料7-26【ウェブ】）。

また、学生の困りごとを各所管につなぐ重要な役割を果たすために、2015年から学内にCSW（キャンパス・ソーシャルワーカー）を配置している。

生活安全面への取組については、学生が安全な学生生活を送り、トラブルや犯罪、事故に巻き込まれることを防ぐ取り組みとして、毎年新入生対象のガイダンスや、休暇前に講習会等を行い、学生生活上の様々な問題に関する啓発活動を行っている。具体的には、春学期にAEDの重要性や使用方法の理解を目的としたAED講習会（講師：AED納入業者）、夏期休暇前には学生生活を取り巻く各種のリスクとその対策等を紹介し、自分自身および他者の生活、将来を脅かす可能性のある事象を理解することを目的とした夏期休暇前生活安全講習会（講師：和泉警察署等）、秋学期には薬物に関して薬物乱用防止講演会（講師：近畿厚生局等）、春期休暇前には交通安全の防止を目的とした春期休暇前生活安全講習会（講師：和泉警察署等）を開催している。

多様化する学生の実態を把握したうえで学生サービスの更なる充実に繋げることを等として、「学生生活上の諸活動に関する実態調査」（資料7-27【ウェブ】）を実施し、「奨学金制度の改革」「学生福利厚生等の改善」等に活用している。

ハラスメント（セクシュアル、パワー、アカデミック、アルコール、モラル等）防止のための体制は、「桃山学院ハラスメント防止に関する規則」に基づき、「桃山学院大学ハラスメント防止委員会」を設置している（資料7-28）。また、「桃山学院大学ハラスメント防止と解決に関する規程」において、ハラスメント相談員の設置等、同防止委員会の運営に必要な事項を定めている。各学部から選出された専任教員各1名、専任事務職員から選出された3名の職員およびカウンセラー等の専門家1名からなる相談員がハラスメントに関する相談に対応するとともに、本学ホームページおよび学内各所に相談員の連絡先を示したポスターを掲示している（資料7-29【ウェブ】）。

#### 学生の進路に関する適切な支援の実施

進路支援に関しては、キャリアセンターが各学部と連携して行っている。全学的な行事等は、キャリアセンター運営委員会で審議している。各種行事等については、キャリアセンター委員より教授会等で所属教員へ伝達されている。

学生個別の進路支援にあたっては、本学の支援体制の特長である就活担任制（個別担当制）による学生面談を1980年代後半から継続している。進路支援を所管するキャリアセンター事務課は、専任職員9名のほかに、契約教員等を含めて総勢15名のスタッフが従事しており、学生の面談に加えて学生の様々な要望に応じる体制を整備している。

本学では次のとおり、正課であるキャリア教育科目と正課外のプログラムが補完しあいながら、キャリアセンターを中心に、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を身に付けられるよう支援している（資料7-30【ウェブ】）。

〈キャリア教育科目〉

正課科目として「キャリアデザイン」や毎年テーマに沿った産業界の方によるオムニバス講義を行う授業、インターンシップなどを開講し、低年次からのキャリア教育に取り組んでいる。また、キャリア形成支援をさらに強化するため、2021年度より低年次生対象の個別面談を開始する。

#### 〈就職ガイダンス・講座〉

就職活動の準備のために、3～4年次生で合計して200日以上 of 就職支援プログラムを実施している。就職活動の流れ、筆記試験対策、自己分析・業界研究・企業研究の方法などについて、学生の理解を深めるためのガイダンスを実施している。ガイダンスでは、学生が業界研究や企業研究を進めることができるよう、企業が実施しているインターンシップへの参加等も勧め、学生の積極的な行動を促している。その他に、「就活合宿」等のイベントを実施している（資料7-31）。

#### 〈個別面談制〉

1980年代後半より就活担任制を継続している本学では、3年次生の10月以降、キャリアセンター職員が学生全員と個人面談を実施し、履歴書作成、エントリー企業選び、面接練習等の支援を行っている。1人あたり複数回の面談や添削を通して履歴書を完成した後、採用試験を受ける企業に合わせた面接練習を対面、Webの両方で実施している。

#### 〈企業説明会〉

本学の学生の採用を希望する企業や卒業生の採用実績がある企業団体の合同企業説明会を年に複数回開催している。

#### 〈企業情報〉

企業からの求人情報をキャリアセンターのホームページに掲載する他に、LINEで学生個人に送付している。

#### 〈保護者・保証人に対する取り組み〉

進路支援には学生だけではなく保護者・保証人の支援も必要との考えから毎年6月から7月に実施している「教育・就職懇談会」において、就職状況等を全体に対して説明したのち、希望する保護者・保証人には個別就職相談を実施している。「教育・就職懇談会」は全国各地で実施されるため、当年度に内定を得た当該エリア出身の学生から就職活動の状況等を説明してもらう等の取り組みも行っている。COVID-19の影響により、2020年は10月にリモートでの個別就職相談を実施した。

### 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための取り組みとして、リーダートレーニングやフレッシュマンキャンプを実施している。リーダートレーニングは体育・文化系クラブに所属している幹部学生を対象として、1泊2日の合宿形式で行われる研修会であり、内容はリーダーシップの向上、チーム全体や下級生のモチベーション維持、怪我等の予防等、各組織で抱えている課題等を共有して団体間の横の繋がりを作り交流を深める機会となっている。

また、フレッシュマンキャンプは、体育・文化系クラブに加入した1年次生の交流を深める目的で実施しており、1泊2日の合宿形式で実施している。なお、体育会と文化系クラブは、体育会本部と文化サークル連合本部という各々のクラブを束ねる組織によって運

営されており、新入生歓迎などのイベント（新歓祭）等を企画している。

その他、学生の正課外活動への支援制度としては、学生の自主活動を促す環境づくりを目的に、学生表彰や正課外活動顕彰制度による表彰制度、公認団体および非公認団体（同好会）への援助金、団体貸付金、正課外活動奨励制度による活動支援金制度等の整備を行っている。なお、学生表彰は、学生の文化、体育および芸術活動において、特に優れた功績を挙げた個人および団体を表彰する制度として年1回実施している。日常的に活躍している個人、団体の活動を顕彰する制度としては、正課外活動顕彰制度を設けている（資料7-32【ウェブ】）。

また、学生のボランティア活動の支援と学内外のボランティア活動のニーズにこたえるために、ボランティア活動支援室を設置している（資料7-33【ウェブ】）。

### 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）における COVID-19 への対応

COVID-19 の感染拡大に伴い、2020 年度春学期の授業をすべて遠隔で実施することになったが、その中で修学支援、生活支援、進路支援等の学生支援を行った。

在学生に対して一人当たり5万円の緊急修学支援金の給付、通信機器（ノートパソコン、モバイルWi-Fiルーター）の無償貸出、本学独自の奨学金の新設（下宿支援制度）と既存制度（授業料減免制度、教育ローン利子補給奨学金）の拡充や国による経済支援の周知等の学生の学びを継続するための様々な支援を行った（資料7-34）。

#### （修学支援）

学習支援センターでは、新入生全員に「レポートの書き方フローチャート」「日本語チェックシート」をM-Portで配信することで、遠隔授業での課題作成の支援を行った。また、下宿生に対する学習支援案内やMAPS（桃山アカデミックピアサポーター（資料7-35））による「レポートの書き方」（Zoom配信）ミニプログラムを実施した。対面講座では「演習（ゼミ）志望理由の書き方講座」や「レポートの書き方講座（参考文献の探し方、パラグラフ・ライティング、引用のルール、レポート最終チェック等、複数のテーマで実施）」などを実施し、毎回定員以上の申込があり好評を博している。他にはTOEIC®-IPにおいてオンライン受験を実施し受験機会の損失を防ぐよう努めた。

遠隔授業における障がいのある学生への支援は、学生支援課の障がい学生支援担当が実施した。支援例として、遠隔授業でのパソコンテイク（学生アルバイト）の活用およびパソコンテイクの追加募集・研修、遠隔授業の授業資料（動画・音声教材含む）へのアクセス支援等が挙げられ、同支援により、障がい学生の遠隔授業における授業資料（動画・音声教材含む）へのアクセシビリティの課題が明確となった。

国際センターでは、2020年度春学期の授業が全て遠隔授業となったため、留学生が円滑に授業を受講できるように適宜支援を実施した。また、COVID-19の影響により、2020年度の学生の海外派遣、交換留学生の受入れの全てが中止となったが、物理的な人の往来ができない状況下で、継続して学生に対して国際教育の機会を提供することを目的にICTを活用した次の取り組みを行った。

- ・オンライン留学交流会（留学準備サポート）
- ・認定プログラム“MY CHOICE”「オンライン型」（海外研修の補完）

- ・ Online Buddy プログラム（国際交流の促進）
- ・ 海外学生への学習機会の提供（日本語授業の提供）
  - 「オンライン日本語プログラム」
  - 「Momoyama Japanese Language and Culture Program（日本語・文化授業プログラム）」

社会学部や法学部、経営学部では、SNS（Twitter、Instagram）等を使い、学生からの質問・相談の受付を行った。質問への回答として、上級生が中心となって対応した。経済学部では、履修登録期間を前に学部執行部と有志の教員が連携して相談窓口用のメールアドレスを設け、特に新入生の履修支援を行った。

また、7月以降は、学生同士・学生と教員の交流を目的に、秋学期授業がはじまる前までに、学部別の対面形式によるイベントを企画した。新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向と重なったことにより、オンライン形式の開催となった学部もあったが、経済学部では1年次生対象の「コース導入講義」のクラス別の登校行事を実施した。

#### （生活支援）

学生支援課では、経済支援制度の新設・拡充を行うことで、経済的に困窮している学生への支援の充実を図った。

学生の孤立を防ぐために新入生の下宿生全員（230名）に対して4月以降に電話連絡を行い、居住場所、健康状態、その他不安に思っていること等の聞き取り対応を行った。9月には、健康状況に関するアンケート調査を行い、その結果に学費や健康状態等に対する不安を記述した学生および2020年春学期の低単位修得者の計29名の学生に電話連絡の上、聞き取りをすることで不安・課題の解消に努めた。

4月から6月中旬までの約2か月間は、学生団体による課外活動の自粛を要請すると共に、学内施設の利用を停止した。6月中旬以降、段階的に公認団体の活動を再開するために、各施設の換気量などのデータや、使用用途に合わせた各競技団体等の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等を参考に必要な備品（屋外および屋内の臨時更衣施設、消毒液・アクリル板の設置等）を揃え、団体毎にCOVID-19の感染防止策を徹底しながら活動を継続できる環境を整備した（団体毎に感染対策をまとめた「活動計画書」の提出を課し、大学と内容を協議した上で安心して活動できるルール作りを実施）。

また、COVID-19に対する不安を感じている学生に対しては、電話やメールによる保健室や学生相談室での対応を行った。

2021年度は、4月に同級生の学部を越えた仲間づくりを目的として「日帰りフレッシュャーズキャンプ」を和泉キャンパス内で実施する予定である。同キャンプは例年新入生を対象に実施しているが、2020年度に実施できなかったため、昨年度入学者も対象に含める。2020年は10月に実施した新入生を対象とする各クラブ（体育会・文化サークル連合）の勧誘行事を、2021年度は「新入生・新2年次生歓迎祭」として4月に計7日間開催予定である。

国際センターでは、正規留学生に対して、学内奨学金・学費減免により経済支援を行った他、今般のコロナ禍において、学内外から支給される支援金について申請のサポートを行った。

### (進路支援)

キャリアセンターでは、従来の対面での面談の他に、Web での面談、各種ガイダンス・セミナーの実施、学生への電話連絡による状況確認およびアドバイス等の個別担任制を活かした支援を行っている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制の整備を行い、学生支援が適切に行われていると判断できる。

### 点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学生支援を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における PDCA サイクルを機能させる取り組みとして、毎年「年間活動計画書」を作成し、作成した計画に基づいて学生支援に取り組んでいる。翌年度に「年間活動計画書」を作成する際には、目標数値を設定するとともに、前年度に自ら計画の点検・評価を行うためにとりまとめる「年間活動報告書」（資料 2-8）に基づいて作成している。計画書に基づき、日常的に対応するセンターおよび事務所管における各種委員会・会議等において、定期的に学生支援に関する情報共有・議論を行い、必要に応じて改善・向上活動を行うことで適切な学生支援に努めている。

その他に、学生支援を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において、「自己点検・評価シート」（資料 2-9）に基づく自己点検・評価を実施することで PDCA サイクルをまわしている。「自己点検・評価シート」による点検・評価結果を全学自己点検・評価会議が全学的な観点から点検し、その点検結果（問題点を含む）を附属機関、各種委員会ならびに事務所管等に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

点検・評価活動に活用するデータとして、新入生対象アンケートや 4 年次生対象アンケート（いずれも学長室が実施）、学生生活上の諸活動に関する実態調査（学生支援課が実施）、卒業生アンケート（キャリアセンターが実施）があり、その他の組織においてもアンケートを実施することで、学生支援の改善に繋げている。

国際センターでは、海外へ留学する学生のうち、長期派遣留学の人数が減少傾向にあり（2010 年度 25 名、2018 年度 6 名）、特に英語による長期派遣は 2018 年度 0 名となっていたが、2017 年度から開始した「SGP (Super Global Program)」の学生を中心に 2019 年度は 10 名の学生を派遣することができた。また、短期研修の人数も減少傾向であったが（2010 年度 224 名、2014 年度 166 名）、「BSP (Beginning Step Program)」を開始した 2015 年度には 242 名と増加に転じた（COVID-19 の影響により 2019 年度は 130 名）。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をも

とに改善・向上に向けた取り組みを行っている」と判断できる。

## (2) 長所・特色

学生個別の進路支援にあたっては、本学の特長である就活担任制（個別担当制）による学生面談を重視している。コロナ禍において、対面での面談だけではなく、Web を活用した面談を選択できるようにすることで、進路支援を継続して行っている。

多様化する学生の実態を把握したうえで学生サービスの更なる充実に繋げることを目的として、「学生生活上の諸活動に関する実態調査」を実施し、その結果に基づいて、「100円朝食」等を導入している。

学部学科単位で、コロナ禍における学生支援の方策を検討のうえ、SNS やメールを活用した質問相談を受け付けている。

2020年度に「スポーツ教育センター」を設置し、スポーツ推薦入学者対象の日常的な支援および各センターとの連携による学習支援等を行っている。

## (3) 問題点

遠隔授業における障がいのある学生に対する支援体制の強化を検討する必要がある。

## (4) 全体のまとめ

学生支援に関する大学としての方針に基づいて、各機関が連携して支援する体制をとっている。

修学支援においては、学習支援センターで様々なワークショップ（講座）の実施や、学生生活に役立つレポートの書き方、ノートの取り方・まとめ方、効率の良い勉強の仕方等の学習に関する質問・相談を受け付けることで、勉強面における学生支援を行っている。学習支援センターでは、自習だけでなく、グループで勉強会を開きたい時等に利用できるスペースを用意している。

特別奨励プログラム「Super Global Program (SGP)」により、専属教員による専用の少人数講義、SGP 生だけの専用学習ラウンジ、専用の語学研修など、文字通り英語力を徹底的に鍛え上げるプログラムを提供することで、長期派遣留学（交換留学）を目指す学生の支援を行っている。

生活支援においては、奨学金制度として、正課・正課外活動を奨励する奨学金、経済状況により修学が困難な学生を支援する奨学金、海外へ留学する学生を対象とした奨学金の3つに大別される複数の制度を用意している。コロナ禍においては、経済支援制度の新設・拡充（下宿費用支援制度の新設および既存の授業料減免制度の拡充）を行うことで、経済的に困窮している学生への支援の充実に努めた。

進路支援においては、就活担任制（個別担当制）による学生面談に基づく支援を行っている。その他に、キャリア教育科目として、大学生活の目標設定や将来を考える授業を開講することで、初年次からのキャリア教育に取り組んでいる。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針として教育研究等環境の整備に関する方針を2013年度に策定した後、2019年度には見直しを行った(資料2-1)。教育研究等環境に関する方針を本学ホームページに公表している(資料2-2【ウェブ】)。

#### 教育研究等環境の整備に関する方針

##### 〈施設・設備の整備〉

本学の教育理念に沿った教育研究活動を行うため、キャンパス整備に関する中期的な計画に基づき、校地、校舎、施設の維持・管理を行うと共に、地域に開かれ多様な人々との繋がりを生み、人と環境、自然との調和を考慮した設備の整備に努める。

##### 〈附属図書館の運営・整備〉

1. 学生のニーズ、本学の学部・学科、研究分野の構成を踏まえた学術資料、およびキリスト教関連資料を体系的に収集・保存、提供する。
2. 本学関係者による知的生産物を迅速に集積し保存・公開するための学術機関リポジトリの充実に努める。
3. 学生の主体的・能動的な学びを支援できる環境および学習に専念できる環境を整備する。
4. 学生が情報を主体的に選択・収集・活用・編集・発信できるようになるための情報リテラシー教育を更に充実させる。
5. 地域の知の拠点として広く地域文化の向上に寄与することを目的に市民利用を更に促進する。

##### 〈情報環境の整備〉

1. 社会の変化や学生・教員からの需要に対して、その必要性を検証のうえ、学生の学習・教員の教育研究活動が円滑に行えるよう情報ネットワークシステムおよび運用体制を整備する。
2. 情報ネットワークシステムの高いセキュリティレベルを確保する。
3. 教育研究活動において学生・教員が情報ネットワークシステムおよび視聴覚システムを利用するにあたり、全面的に支援を行う。

##### 〈研究活動の支援〉

1. 学内研究費による個人研究・共同研究・地域連携研究・特定個人研究および科学研究

費助成事業(科研費)等をはじめとする外部資金の獲得による学内外における研究活動を積極的に推進・支援する。また、これらの研究活動による教員の研究成果の情報公開を推進する。

2. 「桃山学院大学研究倫理規準」および関連規程を遵守することを周知し、研究倫理教育の実施、および前項の研究費の適切な執行管理を通じて、研究倫理の高揚に努める。
3. 教員の積極的な研究活動を推進するため、研究時間や研究・研修の機会を公平に確保するよう努める。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### 施設、設備等の整備及び管理

5 学部 7 学科（国際教養学部英語・国際文化学科、社会学部社会学科、社会学部社会福祉学科、法学部法律学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科、経営学部ビジネスデザイン学科）および 4 研究科（文学研究科、社会学研究科、経営学研究科、経済学研究科）の拠点となる和泉キャンパスは 2020 年 5 月 1 日現在、校地面積 170,038 m<sup>2</sup>、校舎面積 73,070 m<sup>2</sup>となっており、これらは大学設置基準が定める基準を十分に上回っている。

本学の情報ネットワークシステムは「桃山学院大学情報センター規程」にもとづき管理・運営を行っている。教育研究ネットワークシステム「SAINT」の更新計画（資料 8-1）を 3 年から 5 年毎に策定のうえ、サーバやパソコンなど、計画的に機器の更新を実施している。教室 AV 機器は、10 年を目途に更新し、常駐の業務委託の専門スタッフが管理・運営している。和泉キャンパス内には、PC 実習室・自習室等を整備しており、設置された 1,000 台以上のコンピュータが学内ネットワークに接続されている。これらの設備は、学生の利用状況に合わせて自習室として学生に開放している（資料 8-2【ウェブ】）。また、「SAINT」更新計画の中で、2017 年度に PC 実習室・自習室等を含む教育研究環境の更新を実施し、2019 年度にキャンパス内の教室棟の Wi-Fi 環境を整備した（資料 8-3）。COVID-19 への対応として、教員への遠隔授業支援のため Zoom 有償版ライセンスの希望者への付与、Web カメラの希望者への貸与を実施した他、本学の全キャンパス（和泉・昭和町（あべの BDL）・本町）において授業の撮影ができる環境の整備を行った。

施設・設備の維持・管理対策として、文部科学省の学校施設における天井等落下防止対策基準に適合した非構造部材の特定天井耐震対策工事を 2015 年度より進めている（2019 年度末時点での対策工事実施率 88.9%）。

省エネルギー活動および対策は、これまでの取り組みに加え、設備機器の更新、発電機の導入による使用電力の削減に取り組んでいる。電力削減の具体的な取り組みとして、需要期（夏季・冬季）の発電機運転によるピークカット対策、照明の LED 化、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）導入によるきめ細やかな空調運転の実施等である。このように積極的な省エネルギー対策への取り組みが評価され、温暖化防止等に関する条例に基づく対策計画書について、大阪府より 300 事業者中上位の 5 事業者へ与えられる「AAA」評価を受けている。

その他、キャンパス内の警備は、委託契約および「桃山学院和泉キャンパス警備規程」（資料 8-4）に基づき、24 時間常駐警備体制を整備している。外来者の入・出校管理、各施設の解錠およびキャンパス内外の定期巡回等により、緊急事態時の対応を含む構成員の安全確保に努めている。和泉キャンパスは、1995 年 4 月に建築された建屋が主体であり、全てが新耐震基準に適合している。また、2 階以上の建屋には全てエレベーターを設置し、車椅子での受講が可能な教室も整備している。バリアフリー対策の一環として、学内トイレの洋式化へ向けたリニューアル工事を進め、利用者の快適性に配慮したものとなっている（2019 年度末時点の洋式トイレの整備率 93.6%）。健康増進法の改正に伴い、2019 年 6 月に学内の喫煙所を削減し、学生の喫煙者に対する卒煙支援を行いながら、2020 年 4 月からは COVID-19 の影響もあり敷地内の喫煙所を全て閉鎖した。

2019 年 4 月に開設した経営学部ビジネスデザイン学科は、70 以上の企業・行政・団体と連携し、PBL（問題解決型学習）を実践している。学生が学ぶ場は、ビジネスデザインを研究・実践する場所という意味が込められたあべの BDL（ビジネスデザインラボ）である。ビジネスデザイン学科の学びのスタイルに合わせて日常的にディスカッション、プレゼンテーションが実施できる空間や、学生同士、教員や企業人とコミュニケーションを行えるスペースを設けている。さらに、ライブラリースペースや勉強の合間に一息できるカフェなども併設している。

#### 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

「学校法人桃山学院情報セキュリティ基本方針」（資料 8-5）に基づき、学院の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を理解し、規則等の遵守が求められる。なお、学院事務職員は「桃山学院事務および保全業務従事者用情報セキュリティハンドブック」（資料 8-6）の内容を遵守し、情報セキュリティに対する認識を高め、事故を未然に防止することが求められる。また、学生に対する情報セキュリティの啓発活動として、大学提供サービスの利用や、情報センター利用上の禁止事項に関する動画を学生向けに公開している（資料 8-7【ウェブ】）。その他、主に 1 年次生対象の基礎ゼミ担当教員の要望に基づいて講習を行っている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備していると判断できる。

### 点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

#### 図書資料の整備と図書利用環境の整備

図書館は、地下2階から地上3階までの5階構造（延床面積約8,673㎡）で、約868,000冊を収納することが可能である。館内には、一般閲覧室の他、AVルーム、グループスタディールーム、スタディールーム、大学院生閲覧室、研究個室、対面朗読室、パソコンルーム、図書館ホールがあり、多様な学習・研究活動に対応できている。また、グループスタディールームで利用可能なノートパソコンの貸し出しも行っている。総座席数737席を設け、資料検索（OPAC）用のパソコンの他に、自習用のパソコン56台を設置している。館内は、ほぼ全館でWi-Fiが利用できる環境を整備しており、教育や学術研究の利便性向上を目的に構築・提供されている無線LANシステム「eduroam」に参加している。また、学術認証フェデレーション（学認 GakuNin）を利用して、学外からCiNii（論文検索）などのデータベースや電子ジャーナル、Webサービスなどが利用できるサービス環境を整備している。

2020年の蔵書数は、図書684,445（うち外国書231,065）冊、学術雑誌11,785（うち外国書6,915）種、電子ジャーナル4,635（うち国外4,634）種である。特色ある蔵書コレクションとしては、建学の礎となったキリスト教英国聖公会宣教協会（CMS/Church Missionary Society）の文書館所蔵資料集成『Church Missionary Society Archive』（マイクロフィルム版）を所蔵しており、学外の研究者にも利用されている。

2020年度は、COVID-19の影響により、授業は遠隔で行われ大学の施設利用も制限される時期が続いた。そのような状況において、学習・研究活動等への支障を最小限とするため、Proxy Server 構築ソフトウェアを導入することで、学内限定利用となっていたデータベースに自宅からアクセスできる環境を整備し、図書館の狭隘化対策の一環として検討されてきた電子書籍の購入も促進した。さらに、就職活動に役立つデータベースも新たに導入した。図書については、図書館会議で審議承認の上、郵送（※送料は大学負担）による図書の貸出・返却のサービスを開始した（資料8-8）。

施設利用の制限解除後の図書館の開館時間は、図書館会議で審議を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開館日を土・日曜・祝日以外とし、開館時間を短縮した。現在も3密を避けるために一部利用不可とするスペースは残っているが、利用が最も多い閲覧スペースについては、こまめな消毒、座席指定、エチケットボードの設置等、感染拡大防止に取り組みつつ、利用に支障がでないよう取り組んでいる。

学際的共同研究と国際交流、地域交流を主要な事業に据え、学内研究活動の拠点として

活動している総合研究所においても、学術情報サービスの提供を行っており、蔵書数は図書約 54,110 冊、雑誌 696 種類（和雑誌 688、洋雑誌 8）で、主として日本の経済・産業分野の統計資料・報告書や、中央官庁、地方自治体、民間調査機関・研究所等による刊行物を所蔵している。これらの資料の大半は図書館と分担収集する形で本学蔵書の一部門を構成しており、機関別分類により蔵書検索（Web 検索）が可能となっている。

国立情報学研究所（NII）が提供する NACSIS-CAT への参加、NACSIS-ILL を通じた他大学との相互利用により、学術資料をそれぞれの利用者に提供している。他大学の文献複写および資料貸借サービスの 2019 年度の利用件数は 1,507 件（前年度比 89.3%）であった。また、図書館ホームページに多種の情報検索ツール（GeNii、Webcat Plus、NDL-Search、MAGAZINEPLUS、CiNii、JJRNavii 等）へのリンクを掲載し、利用者が他の図書館の蔵書を検索しやすい環境を整備している。

「桃山学院大学学術機関リポジトリ運用規程」（資料 8-9）に基づき、桃山学院大学学術情報機関リポジトリ「STARS (St. Andrew's university Repository System)」を導入し、学内の紀要論文・研究叢書、学位論文等のコンテンツを公開している。

2019 年度以前の開館日は、原則として日曜・祝日以外とし（2019 年度 281 日開館）、開館時間は通常期間と定期試験期間、休暇期間に分けて設定している。

#### 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館には、職員 21 名（専任職員 2 名、契約職員 1 名、業務委託 18 名）を配置し、このうち、司書資格を持つ者は 14 名である。レファレンスコーナーでは、司書資格をもつ職員が利用者からの相談に応じ支援を行っている。また、2013 年度秋学期から学部学生によるライブラリースタッフ制度（資料 8-10）を導入し、図書館・雑誌の配架・整理業務や利用者からの質問対応、図書館イベントの企画立案・広報活動等を担っている。ライブラリースタッフとして、学生が図書館運営に直接携わることで、職業倫理および協調性等のキャリア意識の向上が図られるだけでなく、運営に学生の視点を取り入れることで、よりよい図書館運営を目指している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に機能していると判断できる。

#### 点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等

## の教育研究活動を支援する体制

大学中期計画では、建学の精神および関係性を中心とした新しい社会を築く人材の育成が求められる考えに基づき「地域で、世界で、人を支える」というビジョンを設定した。その実現のために、8つの分野（教育、研究、社会連携、国際化、入試、キャリア・学生支援、施設・キャンパス、組織）別に具体的なアクションプランを設定した。「研究」分野における目標を「研究の質と量の向上」と「研究成果の社会還元」と定め、研究に対する基本的な考え方を示している。2019年に策定した「桃山学院大学における教育研究活動の方針」では求める教員像を示し、同方針の「教育研究等環境の整備に関する方針」の〈研究活動の支援〉では以下の3点を掲げ、その達成に向けた取り組みを行っている。

- ①学内研究費による個人研究・共同研究・地域連携研究・特定個人研究に加え、科学研究費助成事業（科研費）等をはじめとする外部資金の獲得による学内外における研究活動を積極的に推進・支援する。また、これらの研究活動による教員の研究成果の情報公開を推進する。
- ②「桃山学院大学研究倫理規準」および関連規程を遵守することを周知し、研究倫理教育の実施、および前項の研究費の適切な執行管理を通じて、研究倫理の高揚に努める。
- ③教員の積極的な研究活動を推進するため、研究時間や研究・研修の機会を公平に確保するよう努める。

研究支援として、学内個人研究費の支給、学内共同研究の活動の支援、研究成果の公表の支援、科学研究費補助金等の外部資金の獲得支援等を行っている。学内個人研究費の支給は、専任教員が行う教育・研究活動を助成するため、一人当たり年間715,000円の研究費を交付している（2020年度現在）。学内学会が刊行する学会誌等に論文等を投稿した専任教員には、その種別により一編あたり20,000円～50,000円の個人研究助成費を投稿翌年度の個人研究費に加算し交付している。学内個人研究費の執行にあたっては、「桃山学院大学教員個人研究費取扱要領」（資料8-11）および「大学教員個人研究費支出基準」（資料8-12）に基づき、適切に執行・管理を行っている。

学内共同研究の活動の支援としては、共同研究および地域連携研究の組織化を支援し、研究費を予算配分し、その運営・執行を管理している。2020年度は共同研究プロジェクト申請（一般新規：3件、一般継続：5件、連携新規：4件、連携継続：5件）について研究所委員会で審議承認の上で活動を行っている（資料8-13）。また、「桃山学院大学総合研究所使用管理内規」（資料8-14）および「桃山学院大学総合研究所共同研究会議室・応接会議室内規」（資料8-15）に基づき、共同研究の活動場所として利用することが可能な会議室等を提供している。研究成果の公表は、『総合研究所紀要』等の学内誌を編集・刊行を行っている。その他に「桃山学院大学学術出版助成に関する規程」（資料8-16）に則り、2,000,000円を上限として出版助成を行っている（出版に要する直接経費の80%）。「桃山学院大学総合研究所研究叢書刊行規程」（資料8-17）に則り、『研究叢書』刊行の助成を行っている。外部資金の獲得支援は、主に科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金の獲得支援として担当職員を配置する他に、これまで外部講師を招聘し実施していた申請等に関する説明会を、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで実施した（参加者数35人）（資料8-18）。その他に、受託研究の受け入れ体制を整備している。「教育研究等環境の整備に関する方針」の〈研究支援に関する方針〉③教員の積極的な研究活動を推

進するため、研究時間や研究・研修の機会を均等に確保するよう努める。」をふまえ、専任教員に個人研究室を提供している。「桃山学院大学個人研究室使用規程」(資料 8-19) で個人研究室の利用について定め、パソコン、机・椅子、書棚等の備品を設置している。「専任教員授業担当責任時間規程」(資料 8-20) において、職位(教授、准教授、講師)および教職歴によって異なる「責任担当コマ数」(学部授業のコマ数)や、役職者の「責任担当コマ数」を定めることで、教員の研究時間の確保を図っている。

専任教員の研究専念期間を確保するために、専任教員が国内または国外において一定期間学術研究調査に専念できる特別研修制度を設けている。運用は、「桃山学院大学特別研修員規程」(資料 8-21) および「桃山学院大学特別研修員規程に関する施行細則」(資料 8-22) に基づき、区分・期間を「海外 A (期間 1 年)」、「海外 B (期間 6 カ月)」、「海外 C (期間 1 カ月)」、「国内 A (期間 1 年)」、「国内 B (期間 6 カ月)」、「国内 C (期間 1 カ月)」と定め、「特別研修員の選考に関する申し合わせ事項」(資料 8-23) に則り、適切に選考を実施している。

また、FD 活動の一環として授業改善のために SA(スチューデント・アシスタント)・TA(ティーチング・アシスタント)制度を導入している。本制度は、学生が教育活動に参加することにより、教える側と教えられる側双方の力量の向上を図ることを目的とするもので、「SA および TA 制度に関するガイドライン」(資料 8-24) に沿って運用している。また、法学部では、「桃山学院大学法学部ティーチング・アシスタント(TA)暫定要綱」(資料 8-25) に則り、独自の TA 制度を設けている。TA は、基礎科目の授業等の補助業務を行う他に、司法職や上級公務員等を目指す法学部生の勉学補助を行っている。

その他に、教育活動にかかる補助スタッフ(学生)として、学習支援センターの「MAPS (Momoyama Academic Peer Supporter)」(資料 8-26)、情報センターの「SAINT スタッフ」(資料 8-27)、図書館の「らいすた(学生ライブラリースタッフ)」(資料 8-10)、国際センターの「RA(レジデント・アシスタント)」(資料 8-28)を設けている。「MAPS」は、大学での勉強や時間割作成、履修登録等に関する質問対応等により学生生活の支援を行っている。「SAINT スタッフ」は、学生のパソコン利用上で困ったことやトラブル等に対応している。「らいすた(学生ライブラリースタッフ)」は、図書館・雑誌の配架・整理業務や利用者からの質問対応、図書館にイベントの企画立案・広報活動等を担っている。「らいすた(学生ライブラリースタッフ)」が企画したイベントで展示された図書の貸出回数が他の図書よりも多くなる傾向があること等からも、学生の活動が図書館の利用促進に貢献していると判断している。「RA(レジデント・アシスタント)」は、半年あるいは1年間で交換留学に来ている外国人留学生の居住する学生専用マンションに居住し、生活全般を援助している。これらの補助スタッフの活動は教育研究支援活動の推進に加え、活動を通じて学生の成長を図っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

#### 点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

2015年度に研究者が研究活動において遵守すべき事項を包括的に定めた「桃山学院大学研究倫理規準」（資料8-29）を制定した（2015年4月8日開催大学評議会承認）。その後、「桃山学院大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」（資料8-30）を制定した（2015年6月10日開催大学評議会承認）。本規程制定後、同年11月には「人を対象とする研究倫理審査に関する内規」（資料8-31）および「人を対象とする研究ガイドライン」（資料8-32）を制定した。

また、研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、教職員、大学院生、大学院研究生対象に、研究活動の不正行為禁止・研究費の適正使用ならびに、研究活動上の不正行為の防止に努める一環として外部講師による講演または e-learning 教材による「研究倫理教育」を実施している。2020年度は日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]（資料8-33）の受講を研究倫理教育と位置づけて実施した（2020・2021年度に有効な受講者は144名 ※2020年12月21日現在）。研究倫理に関する学内審査機関としては、「桃山学院大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」に定める研究倫理委員会を設置し、本委員会を研究倫理の向上および研究活動における不正行為の防止等に関する組織として位置付け、以下の職務を行うとしている。

1. 研究倫理についての研修および教育の企画および実施に関する事項
2. 研究倫理についての国内外における情報の収集および周知に関する事項
3. 研究活動における不正行為の防止および対応に関する事項
4. 人を対象とする研究における研究倫理審査に関する事項
5. その他適切な研究体制を確保するための取り組み

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

#### 点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育研究等環境の整備を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における PDCA サイクルを機能させる取り組みとして、毎年「年間活動計画書」を作成し、作成した計画に

基づいて学生支援に取り組んでいる。翌年度に「年間活動計画書」を作成する際には、目標数値を設定するとともに、前年度に自ら計画の点検・評価を行うためにとりまとめる「年間活動報告書」（資料 2-8）に基づいて作成している。前述の計画書に基づき、日常的に対応するセンターおよび事務所管における各種委員会・会議等において、定期的に教育研究等環境に関する情報共有・議論を行い、必要に応じて改善・向上活動を行うことで適切な教育研究等環境が整備されている。

学生に対しては、4年に一度日本私立大学連盟が実施する「学生生活実態調査」の結果をもとに、教育環境等の満足度を確認している。実態調査が行われない3年間は、実態調査に準じた質問項目を本学が独自に設定のうえ学生に施設の満足度等を確認している。中・長期にわたる施設・設備の改修等については、金額も膨大になるため、中長期改修計画に基づき段階的に進めることとしている。

その他に、教育研究等環境の整備を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において、「自己点検・評価シート」（資料 2-9）に基づく自己点検・評価を実施することで PDCA サイクルをまわしている。「自己点検・評価シート」による点検・評価結果を全学自己点検・評価会議が全学的な観点から点検し、その点検結果（問題点を含む）を附属機関、各種委員会ならびに事務所管等に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

## （2）長所・特色

教育研究ネットワークシステム「SAINT」に基づき、社会のニーズに沿った本学独自の情報システム環境を整備している。また、専門技術者（内、情報処理安全確保支援士資格保持者1名）や常駐の ICT コンサルタントを含む多様なスタッフにより、安定的なネットワークシステムの運用およびセキュリティ対策を講じている。

教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設および設備を整備している。また、近年は学生のスマートフォンやタブレット端末等のモバイルデバイスの利用がスタンダードとなっている。本学ではメイングラウンド等の一部体育施設を除くキャンパス内のほぼ全域をカバーする Wi-Fi 通信環境を整えており、学生の教育研究に対応できる環境を整えている。

## （3）問題点

事務系の情報資産は資産管理ソフト（SKYSEA）により厳格に管理できているが、教育・研究系については個々の教員の管理に委ねられている点は問題である。教育研究等環境の点検・評価にあたって、図書や情報、研究倫理など専門的な案件については対応した委員会が置かれているが、総合的な観点からの検討は事務レベルにとどまっており、今後、そのあり方を議論していく必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

本学の情報関係機器整備については、社会のニーズを反映した「SAINT」計画に基づいて、専門技術者や ICT コンサルタントを含む多様なスタッフにより、安定的かつ安全に運用している。また、全キャンパス（和泉・昭和町（あべのBDL）・本町）に最新の情報機器（AV 機器を含む）を配備し、ICT 教育・研究活動を保障している。

COVID-19 の対応として、教員に対し遠隔授業支援のため、Zoom 有償版ライセンスの希望者への付与および Web カメラの希望者への貸与を実施した他、全キャンパス（和泉・昭和町（あべのBDL）・本町）で授業の撮影ができる環境整備を行うことで、学修機会の確保と質の維持に努めた。

図書館においても、教育研究に必要な学術情報サービス、教育研究等を支援する環境や条件も適切に整備しており、研究倫理を遵守するために必要な措置も講じている。今後は長所に挙げた新たな施設・備品について、補助金も活用しながら継続的に整備を行い、学生の主体的な学びを促進する環境づくりを進めていく。一方で、問題点で挙げたように、図書館および情報教育環境に関しては、その維持等に非常に大きな費用が発生する状況となっている。しかし、図書館や情報教育環境は大学における学生の学習や大学が行う高等教育および学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤で、大学の教育研究にとって不可欠となることから継続して整備を行う。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を2013年度に策定した後、2019年度に地域連携機構を中心に見直しを行った(資料2-1)。社会連携・社会貢献に関する大学としての方針を、本学ホームページに公開している(資料2-2【ウェブ】)。

#### 社会連携・社会貢献に関する方針

- ①教育・研究の成果を広く社会に還元するとともに社会との交流を推進する。
- ②地域社会において知の拠点としての役割を果たし、産業界・官界と連携し、教育・研究の成果を広く社会に還元する。
- ③国際社会においてさまざまな国や地域と連携しながら、国際社会の発展、文化の発展に貢献するように努める。
- ④生涯学習社会において幅広い年齢層の多様なニーズを持つ人々に対して学習の機会を提供し、人々の知的向上に貢献する。

社会連携については、大学中期計画に示した「地域で、世界で、人を支える」というビジョンを具現化するための8つの分野の一つとして目標と行動計画をまとめている。社会連携に係る同計画の進捗状況については、「退学率」「学生満足度」「地域・国際プログラム参加割合」の数値目標によりモニタリングを行い、毎年度その達成に向けた諸施策を講じることについて構成員に示している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点4：地域連携・社会貢献におけるCOVID-19への対応

#### 学外組織との適切な連携体制

学外組織との連携体制は、国内における産学官連携を地域連携機構(2017年度設置)(資

料 9-1) が担い、国外における連携を国際センターが担っている。

大学中期計画で掲げるビジョン「地域で、世界で、人を支える」を地域連携事業で具現化し、大学としての強みを発揮できる体制の構築を目指して 2017 年度に設置した地域連携機構において、より実質的な連携関係の展開を検討・実施している。特に、本学のメインキャンパスが所在する和泉市とは、2003 年度に「和泉市と桃山学院大学との生涯学習連携事業に関する協定書」、2007 年度に「桃山学院大学と和泉市との包括連携に関する基本協定書」、2009 年度に「災害時における桃山学院大学と和泉市との相互協力・相互支援のための覚書」、2015 年度に「和泉市との学生派遣に関する覚書」を締結し、連携強化を図っている。具体的には、和泉市が主催する「シティプラザ市民カレッジ」への本学教職員による講座提供、和泉市との共催事業である「ふれあいニュースポーツ教室」等各種プログラムを実施している。

また、和泉市以外の周辺自治体との連携・協力も推進している。例えば、経済学部では、河内長野市民大学「くろまる塾」への講師派遣を 2014 年度から 2019 年度まで継続して行った。

本学の開学 60 周年を迎えた 2019 年には、記念シンポジウム「南大阪 4 市と桃山学院大学との『4 つの約束』」を開催した。本シンポジウムでは、本学学長と、本学が所在する南大阪エリアの 4 市（和泉市、泉大津市、河内長野市、岸和田市）の市長との間で、地域連携に関する具体的な取組内容を実行することが約束された（資料 9-2【ウェブ】）。

社会学部では、社会学部学生リーダー育成プロジェクトを立ち上げ、各プログラムに担当教員を配置し、学生が主体となって、地域社会や学校と結びつきを構築し、「ラジオ番組」や「小学校ボランティア」「おえかきまつりの開催」「南海電鉄とのコラボイベントの開催」など、それぞれ独自の取り組みを実施してきた。

社会学部社会福祉学科では、2011 年から 2 か月に 1 回、若年認知症の本人・家族会を実施している。これは、地域の専門職スタッフやボランティア、和泉市によるサポートを受けながら、社会福祉学科の 3 年次生が中心となって、企画・運営する取り組みとなっている。

経営学部ビジネスデザイン学科は教育理念を「ビジネスデザインの理論と実際について研究、教授し、国際社会に活躍し得る人材の育成につとめる。」としており、連携先企業で働く人と共に思考と行動力を鍛える PBL（問題解決型学習）を実践している。2019 年度には、公益社団法人日本将棋連盟と「相互協力に関する協定書（覚書）」、高大接続と地域連携を同時に推進することを目的として香里ヌヴェール学院中学校・高等学校と「教育活動に関する協定書」、卸売・小売約 800 店舗が加盟する船場センタービル連盟（大阪市中央区）と「連携に関する協定書」を締結した（資料 9-3, 9-4【全ウェブ】）。

法学部では、学部創設 10 周年（2012 年）以降、「消費者問題」を軸に、国民生活センターおよび大阪消費生活センターと連携し、「消費者」をテーマにした講演会の開催等を実施している。

なお、多くの法学部教員が自治体の審議会委員として貢献し、自治体との接点を持つ中で、法学部と和泉市の共催による「SDGs 講演会」（2020 年 11 月 18 日開催）や行政の課題解決型授業「法学特講－社会の中の法体験」等を実現している。

### 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

社会人による多様な学びの実現としては、1960年から開講する司書・司書補講習（司書補講習は2001年から隔年実施）および1983年から設けた社会人聴講生制度がある（資料9-5【ウェブ】）。その他に、社会人対象事業としての公開講座、MOMOYAMA エクステンション・カレッジ、各種資格・技能講座の開放や近畿地区21の大学・研究機関が大阪府と連携運営する「公開講座フェスタ」への講師派遣を行っている。また、和泉市が市民の学習意欲の醸成、活力ある地域社会の実現とまちづくり活動を担う人材の育成を目的として設置した「いずみ市民大学」に、本学から複数講座の提供を行っている（資料9-6）。

### 地域交流、国際交流事業への参加

海外との交流を促進するために、国際センターでは協定大学の拡大に努めており、2020年度現在25の国と地域、62大学と協定を締結している。これらの協定大学とは、短期海外研修、長期派遣留学、長期日本語教育実習、英語特待生留学等による派遣や学期毎の交換留学生の受け入れを行っている。

ボランティア活動支援室では、近隣自治体（和泉市や堺市等）の地域貢献に繋がるボランティア活動に関する情報を集約し、「ボランティア募集情報の取り扱いに関する方針」に基づき活動先を選定したうえで、学生ボランティアスタッフへ情報を提供している。

2014年度には、本学学生による防犯ボランティア「桃パト」を発足した。これは、大阪府内で多発する幼児を狙った犯罪や性犯罪の被害防止に向けて、大阪府内の大学と大阪府警が連携して相互に情報の共有を図り、防犯対策を推進する「防犯キャンパスネットワーク」が設立されたことに伴い、立ち上げた活動であり、本学学生が主に本学近隣地域の防犯パトロールを中心とした防犯活動を行っている。

正課科目として学部学生対象の「共通自由特別講義―地域課題解決実践」、 「学外研修―持続可能な地域づくり」等を開講している。これらの科目では、市職員や企業、団体で働く人たちと協働しながら、調査・研究をすることや、実際に近隣地域に赴くことで、その地域が持つ魅力や課題を発見し、その魅力を更に伸ばす方法や、地域が抱える課題を解決するための手法や政策を検討し、その結果を地域に還元することを目指している。

国際交流事業への参加としては、本学の国際ボランティア活動の礎として1987年より継続して「国際ワークキャンプ（インドネシア）」を実施している。その他に、本学の他に国際基督教大学をはじめ、インドネシア、オランダ、韓国など多数の学生が参加する「インドネシア COP」や、上智大学と合同で実施する「インド異文化・ボランティア体験セミナー」等の海外ボランティアプログラムを用意している（資料9-7, 9-8【全ウェブ】）。

### 地域連携・社会貢献における COVID-19 への対応

2020年度は COVID-19 の影響により、地域連携機構を中心とする活動が従来どおりに実施できない場面が多く、感染防止策を徹底しながら一部活動を再開しつつあるが、今後の活動の継続が課題である。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

### 点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

社会連携を担う地域連携機構における PDCA サイクルを機能させる取り組みとして、毎年「年間活動計画書」を作成し、作成した計画に基づいて地域連携・社会貢献に取り組んでいる。翌年度に「年間活動計画書」を作成する際には、目標数値を設定するとともに、前年度に自ら計画の点検・評価を行うためにとりまとめる「年間活動報告書」（資料 2-8）に基づいて作成している。前述の計画書に基づき、対応する地域連携機構会議において、定期的に社会連携・社会貢献に関する情報共有・議論を行うことで、適切な社会連携・社会貢献の体制の整備に努めている。

その他に、社会連携を担う地域連携機構において、「自己点検・評価シート」（資料 2-9）に基づく自己点検・評価を実施することで PDCA サイクルをまわしている。「自己点検・評価シート」による点検・評価結果を全学自己点検・評価会議が全学的な観点から点検し、その点検結果（問題点を含む）を地域連携機構に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

#### 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学中期計画で掲げるビジョン「地域で、世界で、人を支える」を地域連携事業で具現化し、大学としての強みを発揮できる体制の構築を目指して 2017 年度に地域連携機構を設置した。

また、2019 年度 4 月に開設した経営学部ビジネスデザイン学科において、70 を超える企業・行政・団体と連携し、PBL（問題解決型学習）を実践している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

### （2）長所・特色

経営学部ビジネスデザイン学科では、連携先企業で働く人と共に思考と行動力を鍛える PBL（問題解決型学習）を実践している。ビジネスに関する講演を聞くことや、企業の商品開発に学生視点のマーケティングで参加する等の連携ではなく、企業人と学生が共に協力し合って学んでいる。学生は企業人から思考と行動パターンを学び、企業にとっては社員研修の側面を持つ取り組みとなっている。

### （3）問題点

2020 年度は COVID-19 の影響により、地域連携機構を中心とする活動や国際交流事業が

従来どおりに実施できない場面が多く、感染防止策を徹底しながら一部活動を再開しつつあるが、今後の活動の継続が課題である。また、2017年度に開設した地域連携機構が本学の社会連携・社会貢献の取りまとめ機関であるが、学内各組織の活動をすべて把握できているとは言い難く、それらを把握できる体制の構築も今後の課題である。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、南大阪における文化拠点として、学術的成果や文化的蓄積、教職員・学生の人的リソース等の本学が有する財産を積極的に地域社会へ還元する活動を継続して行っている。所在地である和泉市との包括連携協定に基づき、30を超える地域連携事業を展開し、2019年度に開催したシンポジウムにおいては南大阪4市（和泉市、泉大津市、河内長野市、岸和田市）と地域連携の取り組みに関する「約束」を結び、地域密着型の社会連携の実現を推進している。また、2017年11月に地域連携機構を発足し、さらに地域との連携、社会への還元を強化する体制を整備した。加えて、今後は大阪府中央区に所在する本町サテライトを拠点とした大阪市内での社会連携・社会貢献にかかる取り組みを推進する。

国際交流においては、国際センターが担っており、体験型プログラムとして、インド異文化・ボランティア体験セミナーやインドネシア COP、ハワイ共生社会体験プログラムなどの国際ボランティア活動を実施している。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

##### 点検・評価項目①

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学を設置する学校法人桃山学院は、2005年度に2014年度を見据えた第一期ビジョンを策定し、5つの柱（地域貢献、国際交流、職業教育、外国語教育、健康・スポーツ教育）からなる10年計画を策定した。その後、大学・高校・中学を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況に鑑み、第一期ビジョンは2年前倒しとなる2012年度末を以て終了となった。そして、第一期ビジョンの成果と課題を踏まえ、2013年度から2022年度までの10年計画となる新たな第二期ビジョンが策定された。この第二期ビジョンに基づき、本学では2017年度から2021年度までの5年計画となる大学中期計画を策定した（資料1-19, 1-20）。

大学中期計画は、関係性を軸とした新たな社会の到来に向けて「地域で、世界で、人を支える」という本学の建学の精神に基づくビジョンを設定し、8つの分野（教育、研究、社会連携、国際化、入試、キャリア・学生支援、施設・キャンパス、組織）に分けて対策を検討し、29のアクションプランにまとめた。8分野が連動しながらそれぞれの目標を達成することによって、全体的かつ実質的な効果が生まれるものであることから、分野横断的な7つの数値指標（志願者数、退学率、実就職率、学生満足度、著書・論文数、科研申請率・科研採択率、地域・国際活動プログラムの参加割合）を設定した29のアクションプランを各年度の事業計画に反映させること、および分野横断指標のKPI（資料2-19）を毎年測定することによって大学中期計画の実効性を高めている。

これら大学中期計画に基づく「事業計画」および「事業報告」は、法人のホームページに掲載することにより学内の構成員に加え社会への情報発信を行っている（資料2-5【ウェブ】）。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えて中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を、2019年度に以下のおり見直しを行った（資料2-1）。管理運営に関する大学としての方針は、本学ホームページに公開している（資料2-2【ウェブ】）。

#### 管理運営に関する方針

①学長のリーダーシップのもと大学の教育理念に基づく大学改革を推進し、教職協働で安定的な大学運営に努める。

②学内諸規程を整備し、透明性、公正性および機能性のある管理運営に努め、大学評議会、学長・学部長会、学長・研究科長会等を通じて説明責任を果たしつつ、教学ガバナンスの確立に努める。

③教学組織と法人組織との機能分担を図りつつ、必要に応じて連携協力に努める。

また、全学自己点検・評価会議が実施主体となり、附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとして、2018年度から年間活動報告書の見直し、年度はじめに計画を作成し、年度末に作成した計画に基づく点検を行う運用に変更をおこなった。さらに、2019年度から運用の対象組織を附属機関、各種委員会ならびに事務所管等の他に学部および研究科を追加したうえで、「年間活動計画書（報告書）」（資料2-8）によるPDCAサイクルを回す取り組みを実施している。「年間活動計画書」策定にあたって、全学自己点検・評価室から大学中期計画と関連付けて策定することを依頼することで、第二期ビジョンに基づく大学中期計画、それに紐づく年度の行動計画である事業計画、を含む組織単位の活動が連動する体制を整えている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

管理運営の基本となる本学内諸規程については、学校教育法や私立学校法等の関係法令による要請の場合、および運用上の改正等が生じた場合、各規程の改廃手続きにより改廃する、あるいは制定する等整備に努めている。これらの規程類は、学内Web例規システムにより最新の情報を反映させ、教職員全員が常時閲覧できるようにしている（資料10(1)-1）。

学校法人の管理運営は、「学校法人桃山学院寄附行為」（資料10(1)-2）および「理事会業務委任規則」（資料10(1)-3）にもとづき、理事会および常務理事会、ならびに理事長の諮問機関である法人評議員会および監事監査により、執り行われている（2021年度より変更あり）。理事会は、15名以上19名以内の理事（資料10(1)-4）で構成される（2021年度より変更あり）。2017年に、学校法人として適切な経営判断を迅速に行うと同時に、適正な業務執行と強い監督機能を発揮するガバナンス体制を確立し、社会から求められる私立学校としての存在価値の向上に努め、説明責任を果たすことを目的として学校法人桃山

学院「ガバナンスの方針」(資料 10(1)-5) を策定および「学校法人桃山学院理事会会議規則」(資料 10(1)-6) を制定した。学校法人桃山学院「ガバナンスの方針」は、学院ホームページに公開することで広く周知している(資料 1-18【ウェブ】)。常務理事会(資料 10(1)-7) は、理事長、学院長、常務理事により構成され、理事会から委任された業務を決定・処理する機関である。

また、「公益通報等に関する規程」(資料 10(1)-8) に基づき、法令、寄附行為および学院諸規則や諸規程に違反する行為等の早期発見と是正を図るために必要な体制を整地している。

#### 適切な大学運営のための組織の整備

大学運営にあたり、学長、副学長、学部長、学科長(経営学部ビジネスデザイン学科のみ。ただし、2021年4月のビジネスデザイン学部開設により同学科は廃止。)、大学院研究科長等の要職を配置している。

教授会、研究科委員会は、学部・研究科ごとに「教授会規則」(資料 10(1)-9) および「研究科委員会規則」(資料 10(1)-10) 等を制定し、構成、招集、議長、議題等の通知、開催、定足数、審議事項を規定している。「教授会規則」および「研究科委員会規則」では、学部教授会、研究科委員会の役割として、学長が特定の事項について決定を行うにあたり意見を述べることと定めており、役割を明確にしている。

学長の諮問機関として、学長、副学長、全学部長、全研究科長および主要委員長等により構成される大学評議会(資料 10(1)-11) を設置している。大学評議会は大学の全体に関わる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる他、理事会の審議事項等の報告を行っている。その他にも、大学全般にかかわる問題について資料の収集、調査、企画、調整および広報その他学長が指示する業務を行う学長室会議(資料 3-20) が設置されている。

また、大学の教学および運営に関わる事項の検討ならびに調整等を行う会議として、学長・学部長会(資料 2-6)、学長・研究科長会(資料 2-7) が設置されている。ここでは、各教授会および各研究科委員会での意見を学長に伝えると同時に、大学評議会に提出する議案に関する事項の整理を行う。

さらに、大学全体に係る重要事項を、直接、教員に説明する場として説明会を実施している。全学に関わる重要な事項について決定を行うにあたり、意見を聴取する必要がある場合は、全専任教員が構成員となる連合教授会を開催し、意見聴取を行っている。職員については、業務会議等を通じて意見集約を行う他、必要に応じて職員向けの説明会を開催し、意見を聴取する機会を設けている。

その他にも、法人と大学との連携を強化することを目的として、法人からは理事長、事務局長、総務部長、大学からは学長、副学長、各学部長、大学統括部長が参加する協議会を定期的で開催し、大学の将来構想等の重要案件に限らず、大学および各学部からの教育・研究情報について共有している。

一方、教員からの意見は、教授会・研究科委員会での議論を学長・学部長会、学長・研究科長会、大学評議会等で報告する機会を設けている。

また、前述の会議では、学生の生の声をもとに議論を進めることがある。例えば、大学

中期計画の指標の一つである学生満足度を測るために、一般社団法人日本私立大学連盟の「学生生活実態調査」にあわせて、2018年度から学生対象の学生満足度アンケートを実施している。アンケートに自由記述項目を設け、学生の意見を集約し、その結果は学長・学部長会や教授会で共有するとともに、抽出された課題は学長室会議や学長・学部長会で検討を行い、教育内容の充実を図っている。

桃山学院が設置する各学校長の選任は「理事会業務委任規則」において理事会の決定事項とされており、学校長の選任や解任の手続きを定めた規則としては、2019年度に「桃山学院学校長選任等規則」（資料 10(1)-12）および「桃山学院選考等会議規則」（資料 10(1)-13）が制定された。学外理事・卒業生、学院関係者等計 9 名で構成される選考等会議は、理事長のもとに諮問機関として設置され、学校長等の選任、任期、処分および解任等に関する人事を行う（2021年度より変更あり）。

副学長の選任は、人数や選任、任期等について、「桃山学院大学副学長規則」（資料 10(1)-14）に定められ、学部長、研究科長の選任は「学部長選任規程」（資料 10(1)-15）および「研究科長選任規程」（資料 10(1)-16）に基づき、各教授会、各研究科委員会で選出された候補者について学長が任命する。また、「桃山学院大学学則」（資料 1-1）には、必要に応じ学科長を置くことができると定められており、経営学部ビジネスデザイン学科はキャンパスが離れていることから、学科長を配置し管理・運営を行っている。

学長、副学長、学部長、学科長、研究科長の権限は、「桃山学院大学学則」「桃山学院大学大学院学則」に定められている。学長による意思決定およびそれに基づく執行等は、平成 27 年 4 月施行の「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」および同法律に基づく「学校教育法施行規則および国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」を受け、体制の整備を図った。

#### 適切な危機管理対策の実施

危機管理対策は、2019年度にこれまで体系化されていなかった危機管理等に係る学院内の各規程を体系的に整備した。学院全体として「学校法人桃山学院危機管理規程」（資料 2-13）を定め、具体的行動は、法人で定める「学校法人桃山学院防火・防災管理規則」（資料 10(1)-17）の他、大学で定める「桃山学院大学海外における危機事象対策要綱」（資料 2-12）、「桃山学院大学情報ネットワークシステムに関する緊急事態対策要綱」（資料 10(1)-18）に基づく対応を行うことで、危機管理に関する規程等を一本化し、責任の所在を明確化することで初動対応の迅速化を図った。今年度、COVID-19 の対応に際して、理事長、各学校長および事務局長の常務理事で構成される「学校法人桃山学院危機管理規程」に基づく危機対策本部会議において、5 月中に在学生に対して一人当たり 5 万円の緊急修学支援金の給付を決定し、迅速に学生の手元に届けられるなど有効に機能した。

その他の COVID-19 への対応に際して、当初海外での感染が広がりつつあったことから、主として留学での派遣学生対応を目的として、2020 年 2 月 8 日付で「桃山学院大学海外における危機事象対策要綱」に基づく「学校対策本部」を設置した。その後、国内への急速な感染拡大に伴い、学長の職務執行の範囲、大学評議会での学長一任等に基づき対応を行ってきたが、政府による緊急事態宣言が発令される見込みであることを受けて、その業務

執行の範囲をより明確にするために、2020年4月6日付で「学校法人桃山学院危機管理規程」に基づく「学校危機対策本部」を設置した。学校危機対策本部は、学校危機対策本部長である学長のもとに、学長が指名する副学長、大学統括部長、その他本部長が必要と認めた者で構成され、事務局は学長室が担う。原則として週1回開催の学校危機対策本部では、COVID-19における教育を中心とした適切な大学運営を図るために、授業方針や学生のキャンパス入構制限、行動基準の策定などについて、議題に応じて必要な構成員を加えながら審議した。学校危機対策本部における決定事項は、学部長および研究科長にも確認・共有しながら、構成員に対して周知を行った。

個人情報保護は、法人が定める「桃山学院個人情報保護規則」（資料10(1)-19）「学校法人桃山学院情報セキュリティ基本方針」（資料8-5）「桃山学院事務および保全業務従事者対象情報セキュリティ対策基準」（資料10(1)-20）に基づき、適切に対応している。「個人情報保護規則」および「情報セキュリティ基本方針」は、本学院のホームページにも公開（資料1-18【ウェブ】）すると共に、入学予定者に対しては個人情報の取り扱いを入学手続書類の中に記載することで周知に努めている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示するとともに、適切な大学運営を行っているとは判断できる。

### 点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の執行は、その資金源泉が学生生徒等納付金や補助金および寄付金などの公共性の高いものであることから「桃山学院予算執行規程」（資料10(1)-21）に基づき適正な支出となるよう徹底した管理を行っている。

具体的には、発注等の支出負担行為の前に必要な権限者の決裁を受ける事前決裁制度を採用し、金額に応じて複数の権限者の決裁を経ることとしている。金額に関してもその妥当性を判断するために、20万円を超える案件は見積書の添付、100万円を超える案件は相見積もりの提出を義務付け、適正な金額での執行となるよう管理を徹底している。

また、事前決裁においては、予算計上の有無を小単位責任者（課長）および財務課にて確認し、計画的な執行に努めている。ただし、予期せぬやむを得ない事態にも対応できるよう、必要な決裁（予算責任者を含む複数の権限者）を経ることで、予備費申請および予算の移用流用を認めている。これらの事前決裁後、役務の提供を確認した予算担当者は小単位責任者（課長）、予算単位執行責任者（部長）の決裁を経て、財務課に会計伝票を回付することになるが、財務課においても、複数の検収担当者を配置することで、適正な予算執行が実施できるよう管理を徹底している。

なお、課長および各課・室の予算担当者を対象とした「予算執行説明会」を定期的に実

施することで、これらの予算執行に関する取決めを周知徹底し、適正な予算執行に繋げている（資料 10(1)-22）。

予算編成は、「桃山学院経理規程」（資料 10(1)-23）に則り、5つの予算単位（法人、桃山学院大学、桃山学院教育大学、桃山学院高等学校、桃山学院中学校）を設け、それぞれの単位に予算単位責任者（事務局長および学校長）を配置し、予算責任者である専務理事（専務理事が置かれないとき等は事務局長をもって充てる）がこれを統括する方法をとることで適正な予算編成を実施している。

具体的には、予算単位責任者が毎年 10 月末日までに次年度の計画（教育研究計画および事業計画）を作成し、予算責任者に報告する。次に予算責任者は、次年度予算に関する編成方針案を作成し、理事長がこれを決定する。決定した編成方針（資料 10(1)-24）は予算責任者を通して、各予算単位に通知され、予算単位責任者は、編成方針に基づき、予算単位別予算原案を作成する。予算責任者は予算単位別予算原案に基づき、毎年 2 月末日までに予算原案を作成し、予算原案に基づいて理事長が予算を編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き新年度の開始までに理事会の決議を経て予算を決定している。

このように教育研究計画および事業計画を踏まえた予算編成方針を事前に作成することで、法人全体の収支均衡状況を予測し、学院の持続性を維持するために必要な予算配分を決定することが出来ている。

なお、本学は「桃山学院予算執行規程」に則り、業務別予算制度を採用しているが、これは物件費予算の執行管理を予算の目的に応じた的確に行うためであり、予算の編成についても当該業務ごとに計上することで、過去の執行状況、費用対効果の検証が実施しやすい仕組みを構築している。

特に事業計画に掲げた計画については、KPI（重要業績評価指標）を整理し、目標数値や達成期限を設定することで定期的なモニタリングを可能とし、その費用対効果も含め、検証を実施できる体制を整備している。

また、2017 年度から事業計画と予算の連動をはかるために、次年度の予算編成時期にあわせて事業計画（各設置学校および法人単位で作成）を策定している。

以上のことから、予算編成および予算執行を適切に行っていると判断できる。

#### 点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営にかかわる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様性、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

「桃山学院事務組織および事務分掌規程」（資料 3-19）「桃山学院事務組織会議規程」（資料 10(1)-25）に基づき、事務組織を整備し、業務処理を円滑にするために「桃山学院事務

組織職務権限規程」(資料 10(1)-26)により管理職の職務権限と責任を明確にしている。これらの規程に則り、大学業務を円滑かつ効果的に行うことができる事務組織を編制している。事務分掌は、業務の多様化や専門化に柔軟に対応するため定期的に見直しを行っている。

「桃山学院事務組織会議規程」に基づき、職員の人員計画に関する事項を局部長会の協議、常務理事会の議を経て、理事長が承認している。毎年度策定する職員人員計画に基づき「新卒採用」および「即戦力となりうる社会人経験豊富な人材を対象としたキャリア採用」、「人事異動」を適切に組み合わせて、職員の採用・配置を行うことで事務組織の活性化を図っている。職員がその職務の遂行にあたり最大の能力を発揮できるようにすること等を目的に「事務職員人事評価規程」(資料 10(1)-27)を定め、また、昇格・降格について規定するとともに、適宜、人事評価委員会を開催し、人事評価に係る諸制度を運用している。

「事務職員人事評価規程」に基づき、事務組織における組織目標の達成と組織の活性化、それらに貢献する人材育成の促進、および職員各々の働きに応じた適正な人事処遇の実現を図るため、人事評価制度を設けている。この「人事評価制度」は、人事評価に関わる諸制度(目標管理制度、職務遂行力評価制度、資格等級制度、職位制度)を指し、人事評価委員会において事務職員の役職任用(昇進)および解任の検討(事務部長除く)を行っている。教学運営その他の大学運営に関する組織(センター、各種委員会・会議等)は、その組織の長を大学教員が務め、原則として教職員で構成されている。教職協働の組織において、学生に対する適切な支援体制を実現している。その他、学長を長として、恒常的に大学全体の教学改善を検討する「学長・学部長会」および学長、副学長、大学統括部長、学長室の課長等で構成される「学長室会議」においても、教学を含む大学全体にかかる諸問題について教職一体となり協議を行っている。

本学では、2013年度から目標管理制度を導入し、当該年度に行うべき目標をあらかじめ設定し、進捗状況を点検しつつ、より効果的な達成(遂行)を図ることを目的として、「組織目標の達成」と「職員各々の能力開発と成長」の実現を目指している(資料 10(1)-28, 10(1)-29, 10(1)-30)。

本学では、一部業務委託において、本学の100%出資会社である株式会社アンデレパートナーズと一社随意契約を行っている(資料 10(1)-31【ウェブ】)。株式会社アンデレパートナーズは、理事会(2015年10月27日開催)で戦略事業法人を設立することを承認され、その後2016年3月1日に設立された。

以上のことから、法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

#### 点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

本学では、実施する研修および外部機関等が実施する研修を、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）として研修制度を運営している。2008年度に組織・人事検討会議で策定された「求める職員像」の理念を実現することを目的として、長期的かつ体系的な人材育成制度を目指し、「資格等級別研修」や資格等級別研修を補完する様々な研修制度を提供している（資料 10(1)-32）。

[求める職員像]

「建学の精神」を理解し、社会的責任を自覚するとともに、熱意を持って教育活動に取り組むことができる、次の資質・能力を持った人物

1. 心身ともに健康で、倫理観、責任感、協調性を持って、勤勉に職務に取り組むことができる。
2. 高いコミュニケーション能力を持ち、日常業務を遂行するとともに、問題の発見・解決、政策の立案・実行ができる。
3. 特に、国語力、英語力に秀で、コンピュータ・リテラシーを持ち、社会人としての教養と見識がある。

事務職員が日々の業務や研修を通じて意識的かつ目的をもって能力開発を行うために、人材育成重点目標の中で育成すべき能力・スキルをより具体的に設定し、本学が提供する研修制度とともに「キャリアパスモデル」を提示することで、事務職員の意欲および資質の向上を図っている。また、2020年度は COVID-19 の影響等を考慮して実施できていないものの、事務職員研修制度概要に基づき年度毎に人材育成重点目標を定め、全体職員研修会や教職員に対するハラスメント研修会を実施している（資料 10(1)-33）。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

大学運営を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等における PDCA サイクルを機能させる取り組みとして、毎年「年間活動計画書」を作成し、作成した計画に基づいて運営している。翌年度に「年間活動計画書」を作成する際には、目標数値を設定するとともに、前年度に自ら計画の点検・評価を行うためにとりまとめる「年間活動報告書」（資料 2-8）に基づいて作成している。計画書に基づき、日常的に対応する事務所管における各種委員会・会議等において、定期的に大学運営に関する情報共有・議論を行い、必要に応じて改善・向上活動を行うことで適切な大学運営に努めている。

その他に、大学運営を担う附属機関、各種委員会ならびに事務所管等において、「自己点

検・評価シート」(資料 2-9)に基づく自己点検・評価を実施することで PDCA サイクルをまわしている。「自己点検・評価シート」による点検・評価結果を全学自己点検・評価会議が全学的な観点から点検し、その点検結果(問題点を含む)を附属機関、各種委員会ならびに事務所等に伝えることで、改善に繋げる活動を促している。

また、2017 年度から大学の数値を取りまとめた資料集を作成し、大学運営に関する数値を集約し、点検・評価を実施する体制が整いつつある。財務に関しては、法令に基づく書類を作成・公開している。

### 監査プロセスの適切性

大学運営の適切性の定期的な点検・評価として、監事、監査法人、監査室による三様監査を実施している(資料 10(1)-34, 10(1)-35, 10(1)-36)。

監事は、監査基準に基づき、法人の業務と財産の状況を監査し、毎回の理事会、評議員会に出席して意見を述べるとともに、関係資料の閲覧や関係者への聴取などを行う。その他に、予算会議に出席して意見を述べ、期末決算時には、事業報告や決算資料等を確認し、期中監査状況を踏まえて意見を形成のうえ、監事監査報告を行っている(資料 10(1)-37)。

監査法人による監査は、決算の監査に加え、期中の監査においても、学納金をはじめとする収入、人件費・教育研究経費等の経費支出、施設・設備・資産運用等の固定資産関係を主な対象として実施している。監査法人による指摘事項等については、監査実施毎に監査結果の「報告書」(資料 10(1)-38)を作成し、その結果を理事長、事務局長、監事、監査室等の関係部署に報告するとともに、今後の業務遂行の規範としている。

理事長直属の監査室による内部監査は、規程に基づき、業務監査、会計監査等を行う。監査結果は、内部監査人が理事長の承認を得た後に、常務理事会で監査報告書を配付のうえ、監査実施経過や提言等とあわせて説明するとともに、監事、監査法人等にも同報告書を以て結果を伝える。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

### (2) 長所・特色

予算編成の面では「業務別予算制度」を採用することで、過年度実績との比較が容易に出来、予算計上額の妥当性を素早く判断することが出来ている。加えてそれぞれの業務を継続的に実施される「定常業務」とその年度に臨時的に実施される「臨時業務」に区分することで、将来の支出予測をたてることが出来、それらの仕組みを用いて「財政収支見通し」(資料 10(1)-39)を作成し、今後の財務状況を事前に把握することで、次年度予算編成に役立っている。

また、予算執行については、事前決裁を徹底し、執行の前に金額に応じた決裁権限者の決裁を得ることとしている。加えて執行額の妥当性について判断するため、一定の金額を上回る場合は相見積もりの実施を義務化するなど、執行の適正化に取り組んでいる。

### (3) 問題点

一部業務委託において、本学の 100%出資会社である株式会社アンデレパートナーズと一社随意契約を行っている。一社随意契約を継続することで、市場相場と乖離した契約に繋がり本学に不利益が発生する可能性がある。

そのため、株式会社アンデレパートナーズとの契約等において定期的な相見積もりを義務化する等の文言を契約書に盛り込むなど、適正な価格を維持する仕組みの構築に現在着手している。

### (4) 全体のまとめ

本学は学校教育法等の大学の管理運営にかかる法規を順守し大学の運営にあたっている。平成 27 年 4 月施行の「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」および同法律に基づく「学校教育法施行規則および国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」を受け、学長の意思決定と教授会の役割との関係を明確化した。また、規程に基づき、学長、副学長、学部長や研究科長等の要職を配置し、所要の審議機関を設置し、意思決定プロセスを明確化して大学運営にあたっている。大学業務を行うにあたり適切な事務組織を設置し、教職員の資質向上を図っている。

## 第2節 財務

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定

本学では、教育研究の更なる発展をめざし改革を推進するために、「第二期ビジョン」を策定している（資料1-18【ウェブ】）。2005年に「第一期ビジョン」を策定しており、2012年度に策定した「第二期ビジョン」（2013年から2022年）が進行中である。「第二期ビジョン」では、教育改革を支える組織・財務基盤の確立を掲げ、実行プランとして「財務基盤の確立」「経営ガバナンスの確立」「高大連携の推進」を推進している。その他に、大学の中期計画を受けた財政見通しを毎年作成することで、今後の財政の動きを予測し、財務基盤の強化に努めている。

また、「第二期ビジョン」の計画期間は2022年度までであるため、2021年度には次期中・長期計画の策定に向けて、新たな将来構想の検討に着手する予定である。

#### 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

「第二期ビジョン」では、教育改革を支える経営基盤の構築を実現するために、2022年度に「事業活動収支差額比率10%」を達成することを目標としている。

この目標達成のため、毎年の予算編成においては、「予算編成方針」に基づき徹底した相見積もりの取得、計画的な施設改修・設備更新の実施を徹底し、学生の教育環境に充分配慮した上で削減可能な費用の洗い出しに努めている。その結果、2013年度以降の同比率は、2015年度の特異要因（有形固定資産の残存価額の変更）と2019年度の特異要因（新棟建設に係る既存施設の撤去費および資産処分差額）に伴うマイナス計上を除いては、安定したプラス計上とすることができた。

なお、目標達成に向けた収支改善策（ビジネスデザイン学科の学部化と収容定員増、経営学部の収容定員増、桃山学院教育大学の収容定員増等）を含んだ将来にわたる複数年の「財政収支見通し」（資料10(1)-39）を理事会に提示、共有することで、早期に新たな施策を実行できるよう取り組んでいる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

#### 点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

#### 将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤の確立

現在、本学院は「無借金経営」を維持しており、短期的な財務の健全性を示す流動比率は2019年度末で385.5%となっており、全国平均（「今日の私学財政」2018年度大学法人（医歯系法人除く））の246.6%を大きく上回り、前受金保有率も588.2%と全国平均の348.7%を大きく上回っている（大学基礎データ表11）。

また、将来に向けての財務の安全性の状況を示す積立率は101.7%となっており、全国平均の79.3%を大きく上回っている。特に施設設備の維持・再生資金である「減価償却引当特定資産」については、当該年度の減価償却累計額の50%以上を維持することを目標とし、2019年度末時点では60.4%となった。

このことから、本学院は短期的にも将来的にも健全な財務基盤を有しているといえる。

#### 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

本学院では、将来にわたる複数年の「財政収支見通し」を毎年度作成し、今後の財政基盤の予測に役立てている。「財政収支見通し」では、在籍者数だけではなく、過去の退学率を勘案した学生生徒等納付金収入など、過去の傾向に基づいた収入予測額を計上している。支出額に関しても、業務別予算制度を導入していることにより、毎年度継続的に実施される「定常業務」と、当該年度のみ臨時的に実施される「臨時業務」を区分し、精度の高い支出予測額を計上している。

この収支共に高い精度で作成した「財政収支見通し」を利用し、「予算編成方針」の基となる「予算編成の基本姿勢」を作成することで、単年度の経営状況を判断する事業活動収支差額比率や教育研究活動への予算配分状況を判断する教育研究経費比率の予測を事前に把握し、教育研究活動と学院財政双方に配慮した予算配分を実施している。

#### 外部資金の獲得状況、資産運用等

<補助金収入、文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費等>

外部研究資金として、補助金収入の他、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金の獲得を目指している。

補助金収入については、経常費等補助金収入等の改善が図られ、2019年度が1,609,088千円であり、前回の認証評価受審年度である2013年度の1,424,611千円と比較して12.9%の増加傾向にある。

また、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金の2020年度の新規採択件数は、12件（21,450千円）であった。

資産運用については、「桃山学院資産運用規程」（資料10(2)-1）に則り、元本償還現実性を最優先とし、安全かつ効率的な資産運用を実施している。具体的には毎年度策定する「特定資産運用計画」を基に運用するが、2017年度に安全性に配慮した上で長期債の対象格付けを一部見直したことにより、2019年度においては受取利息・配当金収入が23,283千円（対2017年度比119.7%）となった。

### <寄附金>

2019年度には、学院創立135周年・桃山学院大学開学60周年に伴い、学院内外の関係者に対して周年事業等への支援に関して広く協力を依頼した。桃山学院サポーターズ制度（継続寄付金制度）や、古本募金（古本募金きしゃぼん）、寄付金の給与・賞与（期末手当）引去りお申込受付サイトの開設等、多様な方法により幅広く寄付を募る体制を整備している（資料10(2)-2【ウェブ】）。2019年度の年間の寄付金額は、78,919千円（前年度比139.3%）であった。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

### （2）長所・特色

既述の通り、本学院は「無借金経営」であり、100%を超える積立率を有するなどストックの面で安定した財務基盤を有している。また、フローの面でも単年度の経営状況を示す事業活動収支差額比率は2013年度以降、特殊要因（有形固定資産の残存価額の変更）により赤字を計上した2015年度と新棟建設に係る既存施設の撤去費および資産処分差額が計上された2019年度を除き、安定した黒字を計上している。

また、運用資産については元本償還確実性を最優先とし、学院の貴重な資産を毀損することが無いよう安全性を重視している。

### （3）問題点

本学院では、ストック・フローの両面において安定した財務基盤を有しているが、「第二期ビジョン」に挙げる「帰属収支差額比率10%達成」の財政目標の達成は現時点では困難な状況にある。

これは、文部科学省による入学定員管理の厳格化政策やCOVID-19による社会的経済的影響など、「第二期ビジョン」を策定した2012年度当時の状況から想定し得なかった外部環境が大きく変わったことが挙げられる。

実際、2019年度決算では、事業活動収支は前述のように基本金組入前当年度収支差額ベースで赤字を計上している。これは新学科開設に伴う新棟建設のための既存施設の撤去費および資産処分差額が計上されたことが主要因であるが、2018年度に設置者変更で開設した桃山学院教育大学が開設間もない状況であること、2019年度に開設した経営学部ビジネスデザイン学科が完成年度を迎えていないことも要因として挙げられる。

なお、本学院の教育が、より広く社会に貢献することを目的に、桃山学院大学で2021年4月に経営学部経営学科の収容定員増とビジネスデザイン学部ビジネスデザイン学科開設による収容定員増の認可を、桃山学院教育大学において収容定員増の認可を受けており、入学定員では295名増となり、入学定員の充足を前提に、結果として事業活動の改善につながる見込みである。また、一層の経費削減により、収支構造の見直しに現在着手してい

る。

#### (4) 全体のまとめ

中・長期の財政計画については、法人で「第二期ビジョン」を策定している。また、大学で策定した大学中期計画に基づく財政見通しを毎年作成することで、今後の財政の動きを予測し、財務基盤の強化に努めていることから適切に策定されていると評価できる。

また、学院の永続性を担保するために、減価償却累計額の少なくとも50%の減価償却特定資産の確保、流動比率を少なくとも270%程度とするなど、財務関係比率に関する指標を設定し、実際に全国平均を大きく上回る同比率を有していることから教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財務基盤は確保されていると言える。

2021年度からは、ビジネスデザイン学部、経営学部、教育大学人間教育学部において、合わせて295名の入学定員増が文部科学省により認可されているが、これらの増収策に加え、業務の効率化などを図り、収支構造を見直し、新たに策定する中・長期計画のもと、より盤石な財務基盤の構築に取り組む。

## 終章

前回 2014 年度の大学評価（認証評価）受審から 6 年が経過した。その間に、2012 年に制定されたミッションステートメントは定着し、大学全体の「3 つの方針」も定められた。それぞれの目標に向けて組織単位で毎年 PDCA サイクルをまわすことも受け入れられるようになり、教員個人や授業単位でも自己点検を行う形ができつつある。学長をトップとするガバナンス体制も諸規程の改訂により明確化され、学長のリーダーシップの下で大学中期計画という方向性を持って事業に取り組む形が定まった。組織として大学全体がまとまって改革・改善に向けて進むことのできる体制が構築されつつあると評価できる。

しかし、本学をとりまく環境の変化は急速であり、動きやすくなった組織であっても対応することは容易ではない。学部学科が中心となって大学全体で退学防止策に取り組んだ結果、退学率（除籍率含む）は、2017 年度 4.9%、2018 年度 4.9%、2019 年度 4.5%と少しずつ成果が表れている。2020 年度春学期においても、退学者数および除籍者数が前年度同時期よりも減少している。ただし、この結果については内部要因だけではなく COVID-19 等による外部要因が影響していることも考えられるため、要因の分析および取り組みの継続が望まれる。入学志願者数は増加傾向にあったが、2021 年度入試の展望ははかなり厳しいと見込まれる。大学中期計画で掲げた測定可能な評価指標（KPI）や、単年度の大学事業計画と、各組織（個別の教職員）によって行われている教育・研究活動等の改善の取り組み・成果との整合性が十分に図られていない部分もあり、組織内の一体感を図ることでより効果を発揮できる可能性がある。いつかは効果が現れるはずと信じて地道に取り組んでいても、社会環境の変化の激しさにかき消されがちであり、構成員の動機を維持し疲弊を防ぐには、より成果が反映されやすい指標の設定と結果のフィードバックが必要であろう。

2019 年度に新キャンパスに開設した経営学部ビジネスデザイン学科とその 2021 年度の学部化は、本学の将来を左右する大改革である。カリキュラムも授業法も実験的なこの学科で得られた成果を、いかに既存学部にも波及させるか、その組織的な取り組みが今後のカギとなる。一方、2020 年度の COVID-19 の感染拡大に伴う遠隔授業の実施は、授業法だけでなく成績評価のあり方など教育全体の再考を促した。その経験を今後生かすべく、いち早く学長室会議の下に設けられたプロジェクト・チームでは、2022 年度以降の教育のあり方について検討が重ねられているが、こちらも本学の今後の命運を分ける重要な取り組みとなるだろう。いずれの場合も、教育方法を大きく変える可能性のある改革であり、組織への浸透と成果の測定が課題となる。慎重かつスピーディな行動と丁寧な学内コミュニケーションが必要となろう。

2016 年度に策定した大学中期計画が終了する 2021 年度には、2022 年度以降の新たな計画の策定が急務である。この新たな計画の中で、本学の今後の方向性を示していきたい。

最後に、教育の質保証について述べておきたい。教育の成果を可視化することは難しく、質保証の要請に対し各学部・研究科ともさまざまな方策を試行錯誤している段階である。そうした中で、従来から別々の所管や教職員のボランティアで行われていた「学生懸賞論文」「ビジネスプランコンテスト」「学生研究発表大会」が、学長・学部長会に準じた構成

メンバーからなる「学生研究発表委員会」によって一元的に運営されることとなった。これは、学修成果のアウトプットこそがなによりの教育成果の可視化であり、教育の質保証となるという信念による改革である。こうした発表の場に、ステークホルダーや企業関係者にも参加してもらうことで、本学の学びは内部のみならず外部からも点検され、さらなる向上につなげることができるはずである。

以 上